

め遂には萬國に冠たらんことを勉めざるべからず然れども之を爲す固より容易の事にあらず唯恃む所は普通教育の本源たる師範學校に於て能く其職を盡すに在り云々。

と述べて居る所を見ると、木場貞長氏が六大教育家追頌演舌中にて熱心に辨じたるが如く森氏は國家主義の人であつたのである。唯其の手段方法に對する見解の相違より誤解を受け非命の死を遂げしめられるに至つたものと解すべしと思ふ。

森氏の最も力を用ひし師範教育に關する意見は大要右の如しとせば、其他の方面に於ける教育思想如何と云ふに、別に纏りたる論著のありしを聞かずといへども諸處に於ける演舌によりて其の一端を窺知するを得べしと思ふ。明治二十年春各州各縣巡國の途次某小學校に於ける論告として大日本教育會雜誌第五十五號に掲載せられし者は小學校教育の内容に關する森氏の意見を知る好資料である。今其の中にて修身科に關するものをあげれば次の如し。

小學校修身科内容に關する意見

兒童の發育の度合如何を辨へず徒に古人言行の漠然として六かしき事を授くること甚不可なるは勿論中には頗る穿ち過ぎたる事ありて小學校生徒の腦力にては逆も解し得べからざる事あり否之を解し得るも管に修身の教となすべからざるのみならず、却て之を傷害するものなきを免れず世間往々論語などを用ゆるものあり該書の如きは修身書と言はんよりは寧ろ政事書と言ふの穩當なるに如かざるに似たり尤もさすが孔子の言行を綴りたるものなれば修身の模範となること亦尠しとせざれども其言たる多くは當時の形勢に應じ又は其弟子の人と爲り如何を察し説述せしものなれば之を兒童に授けるには其性質如何に依り須らく注意斟酌をなさざるべからず要するに今日の修身科書は總て瑕瑾なきを免れざるを以て教員の注意最も緊要なり。

右は川上視學官の纂集筆記せるものであるから文字通りに森氏の説とすることは出來ぬとしても、大體森氏の教育思想を窺ふに足ると思ふ。而して明治十三年以後に於ける格言本位の修身教授に對する森氏の批評

は如何に新思想に傾けるかを物語るものであつて、實によく當時の時代思潮の背景を反映するものである。なほ讀書、習字、作文、算術、敬禮等につきて次の如く述べて居る。

讀書——可成發音を正しくし且土地のなまりの如きは務めて正さざるを得ず且又早く讀誦するを以て手柄となすに足らず唯誰が聞いても分明なる様に讀ましむを要す英語の如きは最も然りとす生徒の年齢長ずるに従ひ其意味は漸く解し得るに至るを以て最初は専ら發音に注意せしめ發音漸く正しきを待て節調等を付し其意義に通ぜしむる様注意すべし且本邦人に母音子音の區別を解せず動もすれば子音の後に母音を混出するの僻あれば能く注意すべきことなり。

習字——習字は努めて姿勢を正しくし決して體を曲げ左腕を机に着けて書くことあるべからず且又従前の席書の如く徒に唐紙又は白紙等に大字を書せしむる如きは益なきのみならず不經濟たるを免かれず蓋し其能書家となるものは敢て他の誘導を俟たざるも自ら此に至るべ

讀み方

習字

作文

算術

く況んや能書の如きは小學の課業にあらざるに於てをや小學に於ては唯綺麗に早く書する様教授するを以て足れりとす。作文——小學校生徒に作文を授くるには先づ記事體を以てし務めて實物に就き之を叙述せしめ而して高等の生徒に至ては叙記する所の事に關し感覺する所の事項又は之を改良するの意見等を付記せしむるを要す且其記事は徒に文字を並べ事柄を形容構造する如きは甚だ好ましからず唯努めて實物に就き精確に視察叙記せしむるを要す又一人の生徒に多くの事柄を叙記せしむべからず(中略)而して唯一體の記事のみにては或は生徒に倦怠の念を生ずるの恐れあれば日用書牘の如きも亦缺くべからざるものなるを以て便宜他の諸體を授くるも可なり(下略)

算術——算術は兒童最初の間殊更に暗算を授け以て生徒腦髓の働きを活潑穎敏に養成するを要す又總て問題は生徒發育の度に應じ生徒の自ら解し得べき適當なるものを選ばざるべからず徒に解し難き問題を發し又は生徒の學力に不相當なる文字を使用し以て生徒を困却せしめ甚

しきに至りては碌に其問題の解き明かしをも爲さざるものありそれ如此而して該題意と適合する算術を爲し得るものは實に偶然なりと謂はざるを得ず教員の良否に依り生徒學業の進否に大差を生ずる亦宜ならずや。

敬禮——立禮をなすとき徒に腰を屈むるは宜しからず唯直立して姿勢を正しくし以て體の上部を少しく前に傾くれば可なり女子は右足を一步後に引きて前述の如くすべし。

以上は川上視學官の筆記である。其の中には今日の學術の進歩よりするときは不合理の點もあるが、かくまで細かに教育の内容につきて意見を有する文相は極めて尠いと思ふ。而して森氏の最も意を用ひたのは人物養成にあつたことは前に述べた通りであつて、所謂人物査定といふは全く森氏の發意に出でたものらしい。明治二十年五月に第一地方部府縣尋常師範學校會同のあつた時に森文部大臣はその席に臨まれ各府縣學事の状況を聞かれた後になされた演舌の中に人物養成の方法として次の如く述

敬禮

人物査定

べて居る。

今其方法は學校に於て施行する試験の方法を學力試験と行狀觀察の二とするにある是迄行狀の善きものは其點を加へ悪しきものは其點を引去りて學力の成績に混同し之を試験の評點とするを以て常とせしが行狀と學問とは自から區別あるが故に行狀は行狀とし學問は學問として之を分たざるべからず校長は其毎月の報告(註、各科擔當の教員の報告)を集め之を優等尋常に分ち卒業の時に至りて行狀證書を與ふるの資に供すべし(略下)尙森文相は行狀の最も善きものを優等とし、先づ可なるものを尋常とし劣等なるものには全く之を與へざることゝすべしとして居る。而して行狀學問共に善き者は第一とし、行狀優等學問尋常なる者を第二とし、行狀尋常學問優等なる者を第三とし、行狀學問共に尋常なる者を第四とし、假令學問は優等でも行狀悪しき者には唯學問の證書を與ふるに止むべしと述べて居る。行狀觀察に關しては種々の問題があらう殊に行狀と學問とを案じて順位を定むることの如きは實行上に於ても幾多の難問に逢着するで

行狀と學問

あらうと思はれるが、人物養成の必要を特に切實に感ずる今日に於て森文相の教育意見を憶起すことは頗る愉快を感ずる次第である。森文相は右の演舌中に

徳川の末世より西洋の究理我國に入り來り技藝上皆日本人の膽を奪ひ去りてより吾人早く之に倣はざるべからずとて爾來凡そ二十四五年間専ら其事にのみ従ひて遂に其間人物養成の事を顧るに違あらざりき併し是れ等の人々に於ては人物養成の事は既得の事なりしと雖も今日の人々に於ては之を忽諸に附すべからざるに終に其養成の事を忘れ漸く識者の憂慮する所となれり。

とある。吾人は森文相のこの憂慮が今日に於て如何様に事實となつて現はれて居るかに就て反省を我が同胞に促したいと同時に、今日の教育は此の點に關して如何なる結果を生ずるかを憂慮すべきであると思ふ。而して森文相が德育のことに意を注がるゝに至つた原因には其の友人であつた西村茂樹氏の力なども加つて居たではないかと思はれる。

第五章 明治十三年より同二十三年に至る

教育の學説

此の時代に於ける教育の學説は前の時期に比較すれば大に進歩の跡が見える。蓋し此の時期は前時期の如く、單に教育の實際上の方法の研究に満足せずして、更に進んで其の理論及び學説を研究せんとするに至つたのである。従つて種々なる教育書が著はれて居るのみならず、我國に於ける教育の方法殊に小學教育の方法は此の時期に至つて初めて基礎を定めたと云つて宜からうと思ふ。殊に若林虎三郎氏等の『改正教授術』と云ふのはベスタロッチの教授法を廣く本邦の初等教育に普及したと言つても宜しいのである。併ながら大體に於ては此の時期に於ける教育學説も専ら翻譯的であつて、未だ自ら工夫し、自ら組織した教育學説なるものは出て居らな

いと思ふ。又翻譯し、紹介せられるものも種々なる學説に屬するものが混合して現はれて來たのである。而して其の中に於て最も大なる影響

理論及び學
説の研究

翻譯的時代

を教育學說の上に與へたるものは伊澤修二氏及び高嶺秀夫氏であると言つて宜からうと思ふ。

文部省の發刊に係る教育雜誌は明治十三年以後に於ても繼續せられ頻りに歐米諸國の教育に關する論說を紹介して居つた。明治十五年十二月には教育雜誌を改題して文部省教育雜誌となし、同十七年一月に至つて是が發刊を廢した。蓋し此の頃には歐米に留學した人々も次第に歸朝し、海外の教育事情と教育の學說とを直接に我が國に傳へるととなり、民間に於ても亦教育書の刊行が盛んになつた爲に、自然文部省で教育雜誌を出すの必要がなくなつたものと思はれる。而して是等の民間の教育書の中に於て最も注目すべきものを擧ぐれば、西村貞氏『小學教育新論』伊澤修二氏の『教育學』高嶺秀夫氏の『教育新論』等であつたやうに思はれる。而して文部省は明治十三年四月に『斯氏教育論』を出版した。同書は千八百七十五年に米國にて集成せるスペンサー氏の教育論文四篇より成つて居るものであつて、我が國の教育界には廣く讀まれた書物である。

『小學教育新論』

西村貞氏の譯述に係る『小學教育新論』と云ふのは明治十四年十二月に金港堂より出版されたもので、其の自序の中に次の如き文がある。

余曩ニ官命ヲ奉シテ英國ニ航シ蘇格蘭虞勒斯豪府ノフリー・チャルチ師範學校ニ就キテ親シク彼ノ國ノ師範科ヲ研修シ竟ニ其業ヲ卒ハリ去歲甫メテ歸朝セリ爾來頗世上教育家ノ說ヲ究メ深ク其意ヲ我カ邦家ノ普通教育ニ留ム云々

又曰く

輒近世ニ公ニセル著譯書ノ教育ニ涉レル者許多アリト雖、或ハ一篇ノ理論ヲ旨トシテ實用ノ效ニ乏シク或ハ純粹ノ翻譯ニ出テ、我ノ事情ニ濶レリ之ヲ要スルニ小學教育ノ理法ト實行トヲ并ハセテ、恰我カ狀勢事情ニ適應スル者ハ絶エテ無クシテ纔ニ有ルモノ、如シ云々

又同書の例言に曰く

此書ハ專蘇格蘭虞勒斯豪府フリー・チャルチ師範學校の教科書タルジョーン・ギル氏著ス所ノ學校管理法(千八百七十七年倫敦府ニ於イテ刊行セル

者)ニ原キテ其要綱要目ヲ抄譯シ參スルニ同校學校長トーマス・モリソン氏著ス所ノ學校管理法(一千八百七十九年改版セル者)及ヒエジンパロー府チャルチ・ラフスコットランド師範學校長ジームス・カリー氏著ス所ノ小學教育(一千八百七十二年倫敦府ニ於テ刊行セル者)ヲ以テス之に依テ明かなる如ク、本書は譯述と稱するも實は編纂を兼ねたものであるばかりでなく、彼我其事情ヲ異ニスルものあるに鑑みて、篇中往々譯者ノ論說經驗ヲ交ヘテ以テ原書ヲ斟酌増減したものであるとある。西村貞氏は明治三年に大學南校に入り、同八年に東京英語學校に職を奉じて教諭となり、教場寄宿舎の取締をして居つたが、後大阪師範學校に轉じ、英國留學を命ぜられ、明治十三年に歸朝したのである。而して最も力を用いたのは理學教育である。蓋し杉浦重剛氏等と長く理學を修めたる爲であらうと思はれる。明治十七年三月埼玉縣に於ける演說の中に「教育學概論」と題するものがあつたが、それは主としてペインの教育說を紹介したものである。西村貞氏の「教育學新論」は其の例言にあるが如く三部より成つて居る。

西村貞氏

教育ノ目的

第一部は學校教育全般のことを述べ、第二部には學校管理法を説き、第三部には各科教授法を叙して居る。而して余の見たる所のものは其の中の第一第二の兩部であつて、各二卷になつて居つた。其の第三部は果して刊行せられたるや否やは判明しない。第一部の學校教育は六篇より成つて居る。第一篇緒言、第二篇學校及其の目的を論ず、第三篇身體教育を論ず、第四篇道德教育を論ず、第五論感觸を論ず、第六篇心智教育を論ず、と云ふのである。西村氏の教育論に於ける學說上の立場は所謂心理學的的教育說とも言ふべきものであつて、身心の啓發を以て教育の要旨として居る。第一篇緒言第一章の初に於て「第一教育ノ目的」と題し次の如く説いて居る。

教育トハ其廣キ意義ニ緣レハ人生全體ニ關スルモノニシテ則適宜ノ時間ト當然ノ時季トヲ秤リテ人生全體ヲ結構セル諸部ノ成育琢磨ヲ遂ケシムルヲ以テ其目的トス

又それを説明して次の如く述べて居る。

故ニ心意ノ能力ヲ啓發シ、純良ノ徳性ヲ涵養シ、健全ノ身體ヲ陶冶シ、振起

後篇 明治以後の教育の發達

第五章

明治十三年より同二十三年に至る

教育の學說

三八九

ノ氣象ヲ薰染シ、社會ノ良民タルニ適スヘキ常習ヲ植生シ、社會ノ改進邦家ノ昭寧ヲ圖ルニ奮勵セシムル等ハ皆教育ノ所轄内ニ棲息スル者ナリ然レトモ小學教育ニ在リテハ能力ヲ啓發シ身體ヲ強壯ニシ、常習ヲ陶冶シテ邦家ノ義務ヲ盡了スルニ適セシムルヲ以テ專其務トス

是れ全く本書の教育主義を示せるものであつて、其の中に國家社會的方面を入れて居るのは或は譯者の補説と見るべきであらう。本書の文體は稍、難解の嫌あるを免れないが、「教育ノ語意」と題して次の如く説いて居る。

教育ノ語意

エジケーション譯シテ教育ト云フ語ハ其尋常ノ使用ニ於テ施方ト成績トヲ含ミタル意ヲ徵ス其施方トシテハ人生本性ノ勢力ヲ啓發教養センカ爲ニ施用セル手段ト其性質ヲ鑄造センコトヲ幫助スル所ノ感勢トヲ擧ケテ之ヲ包括シ其成跡トシテハ此等ノ手段ト感勢トノ兒童ニ於ケル效驗ヲ述ブ而シテ其效驗タル三段アリ、曰ハク、兒童ニ其能力ノ活用ヲ促スナリ、曰ハク、兒童ニ其能力ノ管理ヲ得セシムルナリ、曰ハク、兒童ニ其能力ノ活用ニ於イテ其躬ヲ導クヘキ主義ヲ植生スルナリ

内外ノ作用

第三「内外ノ作用」と題して又次の如く言つて居る。

故ニ教育ノ施方ハ彼我ノ動力ヲ結合シテ然ル後始メテ之ヲ始終ニ履行ス可キモノ、如シ抑此結合シタル作用トハ内外ノ作用ノ謂ニシテ教育ノ旨趣ニ於テハ彼ニ活動力ヲ包藏シタル勢力及ヒ才量ノ存スルアルヲ我ニ之ヲ激勵シ之ヲ指向シ之ヲ育養スルニ適スヘキ物質ヲ現呈センコトヲ要求スルノ意ヲ徵ス故ニ教育ハ一方ニ在リテハ此等努力ニ供給スルニ諸物、激因、誘引ヲ以テシテ其啓發及ヒ活用ニ最良ナル情狀ヲ收ムルニ於イテ成リ一方ニ在リテハ兒童自是ニ其力ヲ協ヘテ共働スルニ於イテ成レリト謂フヘキナリ

尙第二章「外ヨリ及セル作用」と題して、第一教育者は自己の象を兒童に印す、第二教育は教授を含有す、第三教育は啓發を含有す、第四孤特の法、第五心意の先入主たるべき者、第六幼時の印象及び常習、第七沈黙の感勢等の項がある。又第三章「内ヨリ及セル作用」と題して、第一協力の働、第二運用の法、第三溫習の法、第四變換の法、第五定時動作の法等があつて、其の言ふ所は大體穩

健であるけれども、行文の溢難であつて理解に苦しむ點が少くない。第二篇以下に於ては専ら心理學の見地より教育に關することを述べて居る。

第二部學校管理法にありては第一篇學校維持法を論ず、學校管理法の定義、學校維持法の定義、第二篇編制を論ず、其利益及び難易、第三篇教化を論ず等であつて、第二篇の中には種々なる學級編成法をも論じ、時間表、學校器具及び器械等のことも説いて居る。但し概して抽象的理論的であつて、具體的、實用的ならざるの憾がある。是等の諸點即ち其の説明の仕方と又其の行文の難解なることより推定すれば、西村氏は英國の蘇格蘭の教育思想を紹介するの任に當つたのであるけれども、それが果して我が國の實際教育上にどれだけの影響を及ぼし得たかと云ふことは疑問である。

之に反して明治十五年に公にせられた伊澤修二氏の「教育學」は大體に於て心理學を本としたものであつて、西村貞氏の説と共に心理的教育學說であると言つて宜しいのである。併ながら伊澤氏の「教育學」は西村氏の教育書に比較すれば頗る理解し易く、大に直譯難解の弊を脱却して居る。けれ

伊澤氏「教育學」

ども是れとても未だ全く伊澤氏の著作と云ふのではなくして、實は米國在學中に學び得たもの、講義の筆記を敷衍したものである。其の事は同書の緒言にも明記してある。曰く

數年前余官命ヲ奉シテ米國ニ航シマッサチュセツ洲ブリッヂウォーター師範學校ニ從事シタリシカ當時該學校長エ・ジ・ボエテン君親シク生徒ニ心理學及教育學ヲ講授シ余亦其末班ニ在リテ聽請ノ益ヲ得隨聽隨記スル所漸ク一小冊子ヲ成スルニ至レリ余歸朝ノ後偶々東京府下教員等ノ懇請アルニ會シ乃者筆記セシ所ノ題目ニ基キ旁ラ諸書ヲ參考シテ心理學上ヨリ教育ノ大要ヲ講述シ以テ諸子ノ望ヲ滿タシタリキ云々

是は全く本書の生れた顛末と其の性質とを述べて居るものである。本書は智育、德育、體育の三分法を取り、德育の中にて情意のことを論じて居る。而して其の前に總論一篇を置き、極めて簡單ではあるが此處に於て教育の概念を述べて居る。之に依て氏の教育思想の傾向を窺ふことが出來ると思ふ。曰く

教育トハ何ソヤ、曰ク完全ナル人物ヲ養成スルノ術ナリ即チ人トハ何ソヤ身體ト精神トノ二者ヨリ成立シテ其靈萬物ニ長タルモノナリ今之ヲシテ完全ナル人物タラシメンニハ其心力ト體力トヲ育成スルノ術即チ教育ヲ施サ、ル可ラス

又曰く

縦令其心力ト體力トヲ育成スルモ之ヲ應用スルノ才能ナクハ猶之ヲ育成セサルカ如シ又之ヲ應用スルハ正邪ノ二道アリ苟モ正道ニ就クニ非スンハ亦何ノ益アララン

又曰く

故ニ教育トハ人ノ心力ト體力トヲ育成シ其諸力ヲ正直ニ應用スルノ才能ヲ得セシムルノ謂ヒニシテ即チ完全ナル人物ヲ養成スル術ナリト云フヘシ

之に依れば伊澤氏の教育説は所謂智情意の調和、心意の發達と云ふことを旨とするものであつて、心理的に分解せられたる人格の各方面の完成と云

體育

ふことを旨とするものである。而して精神上的の教育を更に分ちて二つとして居る。即ち専ラ智心ノ教養ニ關スルモノ之ヲ智育ト云ヒ専ラ徳性ノ教養ニ關スルモノ之ヲ德育ト云フ」と題して居るのである。又體育に關しては次の如く述べて居る。

智育

身體上ノ教育即チ體力ヲ育成スルハ體育學ノ專科ニ屬スル所ニシテ其目的タルヤ支體ヲ發育シ器械ヲ完成シ以テ精神ノ舍ル所ノ家屋即チ身體ヲ強健ニシテ心力發育ノ基ヲ爲スニ在ルナリ

尙又同書の第二篇智育に於ては先づ彼我の別を述べ、心の定義をして「心ハ人ニ在リテ知り、感シ、選ブ所ノモノナリ」となし、又智情意の區別を説いては次の如く言つて居る。

第一、知ル所ノ心力之ヲ名ツケテ智ト云フ

第二、感スル所ノ心力之を名ツケテ情ト云フ

第三、擇フ所ノ心力之ヲ名ツケテ意ト云フ

之に依て能力的心理學を基礎として居るものであると云ふことが分る。

能力的心理學

それより進んで第一章に直覺力を説き、存在 Being の觀念、空間の觀念、時間の觀念、人體同一の觀念 Personal Identity、必須普有の觀念 Necessary and Universal の直覺的なることを論じ、第二章表現力 Idea Presentative Faculty に於て外覺性 Outer Sense Perception と内覺性 Inner Sense Perception とを分ち、外覺性に就きては感覺の定義より感覺器の三類に及び觸官 Sense of Touch 視官 Sense of Sight 聽官 Sense of Hearing 味官 Sense of Taste 嗅官 Sense of Smell 等を説明し又習得の知覺 Acquired Perception なるものに依て「甲官ヲ以テ乙官ニ代用シ甲ノ自ラ知ル能ハサル所ノモノヲ推知スルコト」を述べて居る。例へば陶器の光澤あるを見て其の面滑なるを推定するが如き作用である。それより形質 Quality の定義及び種類を論じ、原形質 Primary Quality 次形質 Secondary Quality 次原形質 Second-primary Quality のことを説いて居る。第一のものは三面延長、形容、可分性、壓滅すべからざる性、位置、運動性等を言ひ、第二のものは色、音、香味等を言ひ、第三のものは筋肉に抵抗する度の如きを言ふのである。是れ明かにロックの認識論的心理學說の影響を受けて居ることを示すの

ロックの心理學說の影響

である。又著者は心中に發動する心狀を直ちに知ることを稱して内覺性と言ひ、外覺性と内覺性とを包括する所の心力を表現力と言つて居るのである。而して是等は教育的價値の頗る大であると云ふことを説いて居る。

又五官教養 Cultivating of Five Senses の必要なる所以と方法を論じて居る。

第三章再現力 Representative Faculty に於ては心緒 Mental Current 妄想 Fancy or Fantasy 記性 Memory のことを論じ、其の中に思想の伴生 Association of Thought をも加へ、其の法則として「時期ノ律」「場所ノ律」「類似ノ律」「反對ノ律」「因果ノ律」を説いて居る。尙記性の類別として偶然の記性 Spontaneous Memory 有意の記性 Voluntary Memory を挙げ、更に實質上の記性 Circumstantial Memory と言辭上の記性 Verbal Memory 等を區別し、進んで理性教養 Cultivation of Memory の法を説いて居る。次に想像の定義と種類等を説き、美術上の想像 Aesthetic Imagination 理學上想像 Scientific Imagination 讀書上の想像 Literary Imagination を區別し、想像力養成 Cultivation of Imagination の方法に論及して居る。

第四章省察力 Elaborative Faculty に於ては反射即ち思想 Reflection or Thought

の定義及び方法を述べ、分解 Analysis 総合 Synthesis 比較 Comparison 枕象 Abstract
ion 概括 Generalization 彙類 Classification 等のことを説き、それより概念、名稱、概
念の關係、概念の階級 Series of concepts より論理的分類法、論理定義、辯決 Judgment
論辯 Reasoning 等の題目の下に形式論理の一斑を説いて居る。

第三篇德育 Moral Education の中に於ては第一章情性 Sensibility 第二章情緒
Emotion 第三章情欲 Affection 第四章欲 Desires 第五章意志 Will 第六章習慣 Habit
を論じ、第四篇體育 Physical Education に於ては食物、衣服、住居、運動、靜息 Rest 等
のことを説き、其の中には運動遊技の種類等を述べて居る。

此の如く伊澤氏の教育説は主として心理學を基礎として説いたもので
あるが、極めて平易に書きなされて居るのみならず、其の例などにはありては
多く東洋に於ける事柄などを引用して居るので、頗る理解し易く、又我が國
に於て未だ心理學的知識の普及せざる時にありては、定めし新鮮なる學説
としての印象を十分に持つて居たものと思はれる。同書が非常に我が教
育界に普及したと云ふことは、決して偶然のことでないと思ふ。併ながら

心理學的教
育學

「如氏教育
學」

此の書が未だ教育學としての體系を備へて居らないと云ふことは、何人も
直ちに氣付く所であらうと思はれる。併し我が國に於て多く行はれたる
教育書中、教育學書としての體裁を能く備へてあるものは、前に挙げたべ
ジ氏の著書に次でジ・ホノット氏の教育書を挙げなければならぬ。

ジ・ホノット氏の教育學書は、一時伊澤氏の教育學書に次で大に世に行はれ
たものであつて、數年間は師範學校の教科書とし全國に用ゐられたのであ
る。又學校教師も之を讀まざる者は殆どない有様であつた。有賀長雄氏
の翻譯に係る如「氏教育學」は牧野善兵衛と云ふ書肆より出版したのである
が、凡そ三萬部を賣捌いたと云ふことである。而してジ・ホノット氏の教育書
を最も忠實に翻譯したものは明治十八年に出版されて居る高嶺秀夫氏の
「教育新論」である。

高嶺氏の「教育新論」はジ・ホノットの教育書を翻譯したものであると云ふこ
とは其緒言に依り明かである。曰く

余往年師範學科取調ノ命ヲ奉シテ北米合衆國新約克州ニ在留セシトキ

高嶺氏「教
育新論」

後篇 明治以後の教育の發達

第五章

明治十三年より同二十三年に至る
教育の學説

廣ク該國ノ教育家ト交ヲ結ヒ特ニジ・ホノット氏ト屢々相面シ共ニ此ノ教育ヲ談論シ裨益ヲ得シコト少ナカラス抑、氏ハ多年ミソリー州ウルレンスボルグノ師範學校長トナリ大ニ其學校ヲ改良シテ生徒ノ學業操行ヲ振起シ後其ノ職ヲ辭シテ新約克州ニ占居シ常ニ教育ノ改良上進ニ盡力シ米國教育會等ノ講師トナリタル人ニシテ且ツ教育上ノ著書亦數多アリテ皆世ニ行ハル當時氏ハ未タ此ノ書ノ著述ヲ了ラス時ニ其原稿ヲ出シテ余ニ示シタルコトアリシ而シテ余ノ在留中ニハ未タ其稿ヲ脱セス歸朝ノ後氏ノ好意ヲ以テ遙カニ之ヲ郵送セラレタリ乃チ之ヲ披覽スルニ其ノ説ク所大ニ理學ヲ重シ舊慣ニ泥マス宗教ニ偏セス論旨鑿々貫通シテ詳明濶大頗ル時弊ヲ矯正スルニ適セルモノアリ故ニ余ハ之ヲ用テ口授ノ用書トナシ教授セルコト茲ニ數年其ノ成績ヲ考フルニ大ニ見ルヘキモノアリ仍テ之ヲ譯シテ以テ自ラ教授ノ用ニ便ニシ且ツ現今世ノ教育ノ缺乏ニ應セントス云々

此の緒言に説かれたるが如く、高嶺氏はジ・ホノット氏の教育書に依て當時

ジ・ホノット
ト氏

の師範學校に於て親しく教授をせられたのである。それ故に同書は全くジ・ホノット氏の Principles and Practice of Teaching と題する書の翻譯である。ジ・ホノット氏は千八百二十三年に生れ、千八百八十八年に歿した人であるが、其の教育學の原書は千八百八十七年即ち明治十一年に出版せられたものである。而して其の教育説は大體伊澤氏の教育學と同様に體育 Physical Education 知育 Mental Education 德育 Moral Education の三分法を採つて居るが、此の書の中には高嶺氏の緒言にも見えるが如く大に自然科學を重んじて居るのであつて、此の方面に於てはスペンサー、ハクスレー等の自然科學的 教育論を加へて居るのである。而してスペンサーの教育學書と同じやうに教科目の内容に就ても論及し、それに加ふるにベスタロッチ、フレールベル、アガッシーなどの教育説をも述べて居るのであつて、同書は今日に於ても尙研究に値する書である。今其の章名を擧げて本書の内容の一般を示さうと思ふ。

第一章 教育ノ大旨 General Objects of Education

後篇 明治以後の教育の發達

第五章

明治十三年より同二十三年に至る
教育の學説

同書の價值
及び内容

- 第二章 心意ノ諸力 *The Mental Powers*
- 第三章 客観教授法 *Objective Course of Instruction*
- 第四章 主観教授法 *Subjective Course of Instruction*
- 第五章 實物教授 *Object Teaching*
- 第六章 諸學科ノ價值 *Relative Value of the Different Branches of Instruction*
- 第七章 ペスタロッチー氏 *Pestalozzi*
- 第八章 フレヘル氏及幼稚園 *Froebel and the Kindergarten*
- 第九章 アガッシー氏及理學ト教育トノ關係 *Agassiz: and Science in its Relation to Teaching*
- 第十章 教育法ノ比較 *Systems of Education Compared*
- 第十一章 體育 *Physical Culture*
- 第十二章 美育 *Aesthetical Culture*
- 第十三章 德育 *Moral Culture*
- 第十四章 一般ノ課程 *General Course of Study*

教育の目的

第十五章 地方學校及其編成法 *Country Schools and their Organization*
 之に依て見ても如何に同書の内容の豊富であるかを知ることが出来る。
 而して其の教育の目的として第一章に説いて居る所を見ると次の如くである。

故ニ教育ノ目的ハ人生ノ爲メニ正シキ生育ノ増進シ統一對等ニ其ノ諸力ヲ發達シ以テ思想及行爲ト最大ノ力ヲ與フルニ在リ又其ノ諸力ノ作用ヲシテ相調和セシメ無益ノ勞働ナカラシメンコトヲ要ス
 是は伊澤氏の教育説と同じやうに人間の身心の諸力をして調和的に發達せしむるを教育の目的として居るのである。而して此處に引用する所の一節に依ても知らるゝが如く、同書は全く翻譯である、極めて忠實なる翻譯である。此の點に於ては伊澤氏の教育學よりも稍、難解たるを免かれないのであるが、而も其の翻譯に如何に苦心したかと云ふことは右に引用したる一節と、次に擧ぐる所の原文に依ても比較することが出来ると思ふ。

Object of Education.—The object of education, then, is to promote the moral growth

of a human being, developing all his powers systematically and symmetrically so as to give the greatest possible capacity in thought and action. These powers must be trained to act harmoniously, so that there need be no waste of effort in any direction.

第三章の客観教授法と云ふのは歸納法に依る教授法と云ふ意味である。著者は當時世に行はれたる器械的教授法即ち素讀誦の教育上無効なることを難し先づ「實物ノ形質ノ知覺或ハ實物ノ關係ニ關セル知識ヲ授ケ次ニ二個或ハ二個以上ノ知覺ヲ比較シ其ノ同不同ヲ認識セシムル」と云ふことを主張して居る。斯くして分類 (Classification) 概括 (Generalization) 理法 (Law) 原則 (Principle) 定義 (Definition) を得べきものとして居る。而して著者は之を以てペーコン以來行はるゝ所の近世理學の精神に應ずる所の教法であると述べて居る。即ち中世以來歐羅巴に行はれたる言語の素讀誦と云ふことを廢して、實物に依て一々の個體より歸納的に進む所の教授法を主張して居るのである。之に反して主観教授法と云ふのは、演繹法のことである。即ち客観法に依て得たる知識が、心意の所有となりたる上は之を使用するこ

客観教授法

主観教授法

とを得べからしめんが爲に、順序を定めて之を排列することが必要である。是に於て此の知識は、主観法の基礎となるのである。斯くして定義注目の區分等のことを論じ、客観法と主観法との適當なる結合の必要なる所以を説いて居る。是れジョホノットの教授論の根本主義と見るべきである。

本書はチンダル及びハクスレーなどの理學の方法 (Methods of Science) を採用し、ハクスレーの説に基いてそれを次の如く述べて居る。即ち第一事實の觀察 (Observation of Facts) 第二比較及彙類 (Comparison and Classification) 第三演繹 (Deduction) 第四證明 (Verification) 是れである。即ち是は四段教授法とも言ふべきものである。而して之を實際教授に應用すれば、其の第一はペスタロッチの直観と類似して來るのであるが、幾多の點に於てそれを補正して居るものである。前に述べたページは其の著教授論 (Theory and Practice of Teaching) に於て「心意の警醒」(Waking up mind) と題して説いて居るものは、實物課 (Object Lesson) の性質と價值とに關する米國最初のものであつたのであるが、彼は其の結果を見ずして世を去つたのである。而して其の方法は次第に

四段教授法

ページ氏

マガシー氏

改善せられ、殊にアガシーは此の方法の普及に就て最も貢献する所があつたのである。アガシーと云ふ人は瑞西のニウシヤテル湖邊に生れ、氷河の研究に依て有名である所の博物學者である。彼は米國に渡つてから從來の教育法を價值のない者となし、専ら科學的精神と方法に依て之を改善しようとして考へ、先づケンブリッジに設けられたる博物館 *Museum of Natural History* に於て學生に新方法を應用して教授を試み大に効果を擧げた。而して之を一般學校に應用しようとして考へ、マサチューセツ州の東南の海濱ベニキース島 *Penikese Island* にアンデルソン博物學校 *The Anderson School of Natural History* を設け、最初の年には五十人の生徒を入れ、彼れ自ら直接に之を監督し、數名の博物學者を助手として新教授法を傳へたのである。即ち各生徒ハ動物學ニ就キ自家ノ觀察力ヲ用ヒテ著名ノ要點 *Noticable Points in the Objects* ヲ發見シ且ツ之ヲ記述 *Describe* スベキコトノ責ニ任ジ數多ノ觀察ヲ爲シテ得タル事實ヲ比較シ以テ推測 *Inferences made* ヲ作り終リニ一般ノ理法 *To the Establishment of General Laws* ヲ定ムルニ至ルのである。此の如きは今日の

自然科学的
新教授法

所謂理學主義の教授法と其の主張を同じうするものと云ふべきであつて、殊に米國の教育界に一新時期を劃したものである。尤もアガシー氏は未だ其の方案を完成せずして世を去つたが、其の要旨とする所は次の如きものである。

第一、觀察力ヲ練習スルコト *Training the Observing Powers*

第二、手業ノ重要ナルコト *Importance of Hand-work*

第三、理學ハ教育ノ基本ナルコト *Science the Basis of Education*

訓練ニ須要ナル知識 *Knowledge Necessary Discipline*

第四、理學及教育上ノ主權 *Authority in Science and Education*

第五、事業及研究ノ周到ナルコト *Thoroughness in Work and Study*

等である。第三の訓練に須要なる知識と云ふのは、知識は訓練に必要であると云ふ意味であり、第四の理學及教育上の主權と云ふのは、其の意味よりすれば理學及び教育上主權の無用なること、云ふ趣意である。而して著者の擧げて居る所の次の格言は主として第五に相當するものである。

後篇 明治以後の教育の發達

第五章

明治十三年より同二十三年に至る

教育の學説

四〇七

汝ハ汝ノ爲セル断定ヲ事實トシテ定言スル前ニ深ク意ヲ用ヒテ觀察シ
且種々ノ觀察ノ成果ヲ比較スヘシ

Observe carefully and compare the results of different observations, before you state
your conclusions as facts.

汝ハ概括スル前ニ之ニ關係アル悉皆ノ事實ヲ確定セヨ

Be sure of all the facts that enter into the case before you generalize.

汝ハ汝ノ概括ヲ一ノ理法或ハ原則トシテ定言スル前ニ必概括ノ成果ヲ
徵驗セヨ

Verify the results of your generalization before you state it as a law or a principle.

敢テ倉率ニ決斷スルコト勿レ

Never be hasty in coming to decisions.

最周到ナル考究ヲ爲セルマデハ意見ヲ陳述スルコトヲ抑制セヨ

Be reticent as to the expression of opinions until the most thorough investigation has
been made

是等は如何に有益なる教授上の注意であるかを忘れてはならない。尙本
書第十章には教授の比較を論じて、各種類の教授法に就て詳論して居る。
第一誦誦法 memorizing 第二書籍ノ研究 The Study of Books 第三實物ノ研究 The
Study of Things 第四實驗及實業 Experiment and Work 等の項目を掲げて科學
的研究を主とすべきことを論じて居る。

此書は靜に之を研究する時には、今日に於ても尙參考すべきものが少く
ないのであるが、當時にありては此の如き學究的なる教育論が果してどれ
だけの影響を實際教育に及ぼしたかは疑問である。併ながら其の中に含
まれて居る所の精神は、直ちに本邦に於ける初學教育の教授法の基礎を決
定した所の、所謂開發主義の教授の淵源となつたのである。而して開發教
授の思想を普及したものは高嶺氏の『教育新論』よりも若林虎三郎、白井毅兩
氏の編纂に係る『改正教授術』であつたと思ふ。

若林、白井兩氏の『改正教授術』は明治十六年六月の出版に係るものである。
而して高嶺氏の『教育新論』は明治十八年に出版せられて居るのであるから

して、單に之を出版の年月の上より判断すれば、『改正教授術』の方は『教育新論』よりも先きに開發主義の教授法を主張したやうに見えるけれども、高嶺氏が東京師範學校に於て教育學の講義をしたのは、明治十三年以來のことであつて、其の間久しくジ・ホノット氏の教育書を參考書として使用して居つたと云ふことは、高嶺氏自身の緒言に依て明かである。高嶺氏は米國に行つてベスタロッヂ主義の中心地であるオスエーゴの師範學校に三箇年留學をし、ベスタロッヂの教育主義を米國に普及した所のシエルドン校長及びクルージー教師に親しく師事したばかりでなしに、シエルドン氏の著書は夙に教科用書として高嶺氏が使用して居つたやうに思はれる。其の事は東京女子高等師範學校の書庫に先年までシエルドン氏の『實物教授論』(Lesson of on Objects)及び『初學教育論』(Elementary Instruction)が多數備付けられて居つたのであつて、是は其の當時に於て教科書として用ひられて居つた證據であると思ふ。尤も此の書は英國のベスタロッヂ法の鼓吹者メーヨー夫人の手にあつたものが多いのであるから、其の間に自ら英國の趣味も入つて居ると

若林、白井
兩氏

思はれるが、兎に角シエルドン及クルージー氏を通して、ベスタロッヂの開發主義と云ふものは夙に高嶺氏に依て傳へられたとは争ふべからざる事實である。而して、『改正教授術』の著者若林氏は東京師範學校の教諭である、又白井氏は同校附屬小學校の訓導であつた。思ふに、『改正教授術』は當時東京師範學校の校長であつた伊澤氏及び其の教諭であつた高嶺氏の影響を受けたと云ふことは容易に推測し得られる所である。伊澤氏の著書は明治十五年に出版せられたが、其の書は東京府下に於ける教員講習會に用ゐたものであるから、それに就て兩氏が知つて居ると云ふとは勿論である。又高嶺氏は多年東京師範學校に於てベスタロッヂの教授法を傳へたのであるから、兩氏は其の影響を直接及び間接に受けて居ると云ふことは是れ亦當然のことである。尤も『改正教授術』其のものには何處にも高嶺氏より學んだと云ふこともなければ、又シエルドンの本より得た所があると云ふことも記してはないけれども、後に證明する如く、其の教授法の根本原理に關しては全然シエルドンの著書の翻譯であることは争ふ餘地がない。

『改正教授術』の成立に關しては若林虎三郎氏が明治十五年一月福島縣伊達郡の教員講習會に於て講義の草稿としたものを本としたものである。而して其の大部分は各科の教授に互る教授案であつて、極めて實際的のものであるが、其の初めに於て教授法の一般原理を説いて居る。而して著者の最も主張する所は開發主義であつて、ベスタロッチを祖述するものであると云ふことを告白して居る。同書の自序の初めに曰く

ベスタロッチ首メテ心理學ノ主義ヲ教育上ニ實用セシヨリフレール、アガシス之ヲ紹述シ近來スベンサー、ペイン等悉ク教育ノ根據ヲ心理學ニ取ラザル可ラザル所以ヲ論述シタルヲ以テベスタロッチノ功益顯レ凡歐米ノ教育ヲ説クモノ多少其見解ヲ異ニスル所アリト雖要スルニ此範圍ノ外ニ出デズ

尙又同書の廣告文には次の如くある

此書ハ中小學科ヲ教授スル主義ト方法トヲ詳記スルモノナリ夫レ教育ノ術タル社會學藝ノ進歩ト共ニ日ニ月ニ改良スルモノニシテ舊時ノ器

械的教授法ヲ固守シ心力開發ノ點ニ注意セサルハ大ニ其當ヲ失スルモノト云フベシ

之に依て見れば、本書は明かに心理主義又開發主義であると云ふことが分る。此の思想は我が國に於ても夙にノルセント及びページなどの教育書に著はれて居る所のものであるが、唯、それが十分に齟齬せられ、普及せられるに至らなかつたのである。次に同じ廣告文の中に

先年政府改正教育令ヲ發セラレ次テ文部省教則綱領其他種々ノ規則ヲ達セラレシヨリ各府縣ニ於テモ教則規則等ヲ改正セリ然ルニ獨リ教授法ニ至リ猶未ダ心力開發的ノ新主義全國ニ普及セザルニ似タリ實ニ教育社會ノ爲ニ痛歎スベキノ一事ナリ云々

之に依て本書の主張を明かにするものが出來ると思ふ。而して本書は修身課、讀方課、作文課、習字課、算術課、地理課、圖畫課、博物課、動物、植物、金石等の各科に就て具體的に教授術を説ける外に、最初に「端緒」と題して一般的に教授法を論述して居る。而して其の大要は前に述べたるが如くシエルドンの著書

本書とミエ
ルドン氏著
書との比較

の拔萃である。今其の第一教授の主義と題する所に述べてある所を見るに、全くシユルドンの小學校教授論の中にあるベスタロッチ法及び原理 Pestalozzian Plans and Principles と題するものと全く同一である。依て今其の兩者を比較對照して見ようと思ふ。

一、活潑ハ兒童ノ天性ナリ
動作ニ慣レシメヨ
手ヲ習練セシメヨ

1. Activity is a law of childhood. Accustom the child to do—educate the hand.

二、自然ノ順序ニ從ヒテ諸心カヲ開發スベシ
最初心ヲ作り後之ニ給セヨ

2. Cultivate the faculties in their natural order—first from the mind, then furnish it.

三、五官ヨリ始メヨ

兒童ノ發見シ得ル所ノモノハ決シテ之ヲ説明スベカラズ

3. Begin with the senses, and never tell a child what he can discover for himself.

四、諸教科ハ其元基ヨリ教フベシ

一時一事

4. Reduce every subject to its elements—one difficulty at a time is enough for a child.

五、一步一步ニ進メ

全ク貫通スベシ

授業ノ目的ハ教師ノ教ヘ能フ所ノ者ニ非ズ生徒ノ學ビ能フ所ノ者ナリ

5. Proceed step by step. Be thorough. The measure of information is not what the teacher can give, but what the child can receive.

六、直接ナルト間接ナルトヲ問ハズ各課必ズ要點ナルベカラズ

6. Let every lesson have a point; either immediate or remote.

七、觀念ヲ先ニシ表出ヲ後ニスベシ

7. Develop the idea—then give the term—cultivate language.

八、己知ヨリ未知ニ進メ

後編 明治以後の教育の發達

第五章

明治十三年より同二十三年に至る
教育の學説

一物ヨリ一般ニ及ベ
有形ヨリ無形ニ進メ
易ヨリ難ニ及ベ
近ヨリ遠ニ及ベ
簡ヨリ繁ニ進メ

8. Proceed from the known to the unknown—from the particular to the general—from the concrete to the abstract—from the simple to the more difficult.

九、先ツ總合シ後分解スベシ

9. First synthesis, then analysis—not the order of the subject, but the order of nature.

之に依て見ても如何に忠實にシェルドンの書中に現はれたるベスタロッチの教授法の原理を祖述したものであるかと云ふことが分る。尙第二の「疑問ノ心得」と題する所のものは何れの書から出たものか見當らない、或は著者自身の経験に基いたものかも知れないのであるが、其の中には極めて實際に適切なるものがある。

一、明白ナルヲ要ス

二、主意ニ的中スルヲ要ス

三、生徒ニ力ニ適スルヲ要ス

四、簡約ナルヲ要ス

五、論理的ナルヲ要ス

六、模擬、語調、顔色等ヲ以テ暗ニ生徒ヲ導クベカラズ

七、答旨ヲ含ムベカラズ

八、答旨ニ反對シタル意味ヲ含ムベカラズ

九、兩様ノ語ヲ發シ之ヲ選バシムベカラズ

十、常ニ同法ヲ用キルベカラズ

十一、一言半句ヲ以テ答ヘシムヘカラズ

又疑問の心得の初めには「疑問ノ適否ハ心力ノ開發學藝ノ進歩如何ニ關スルヲ以テ教授術中最緊要ナルモノ、一ナリ故ニ左ノ條項ヲ服膺シ生徒ニ對シテハ一問ト雖モ充分ナル注意ヲ加ヘ決シテ之ヲ輕忽ニスベカラズ」と

方法書ノ必須

記して居る。是れ新教授術は如何に問答的教授法に重きを置いたかを語るものである。第三には「方法書ノ必須」と題し、其の要項を示して居る。方法書と云ふのは今の教授案のことである。

一、目的 此處ニハ其課ニ於テ練習スベキ諸心力ヲ記シ且其他陶冶スベキ事項ヲ書ス

二、大意 此處ニハ開發スベキ觀念ヲ記シ且教授スベキ言語文字ヲ書ス

三、題目 此處ニハ教授スベキ事項ヲ記ス

四、方法 方法ハ即教授ノ手續ニシテ左ノ如ク區分ス

(一)復習 此處ニハ前ニ授ケタル事實ヲ能ク記憶スルヤ否ヤヲ試ムルニ要用ナル教師ノ問ト生徒ノ答トヲ記ス

(二)教授 此處ニハ授クヘキ事項ノ觀念ヲ開發シ且言語文字ヲ教ユルニ要用ナル教師ノ問ト生徒ノ答トヲ詳記ス

(三)演習 此處ニハ授ケタル觀念ト言語文字トヲ一層明確ニ爲サンガ爲ニ要用ナル教師ノ問ト生徒ノ答トヲ記ス

(四)約習 授クル事項ノ要ヲ語り或ハ書セシムルニ必用ナル教師ノ問ト生徒ノ答トヲ記ス

尙「方法書ニ用ユル略語ノ解」を附して其の中に次の如き語がある。

級決ハ全級ニテ可否ヲ決定スルノ略

教可ハ級決シタルコト正當ナレバ教師之ヲ可決スルノ略各唱ハ生徒ヲシテ交番ニ唱ヘシムルノ略又各讀トモ記ス

齊唱ハ全級一齊ニ唱ヘシムルノ略又同唱或ハ齊讀トモ書ス

舉手ハ生徒ヲシテ手ヲ舉ゲシムルノ略

書板ハ黑板ニ書スルノ略

拭板ハ黑板ニ記シタル文字或ハ圖畫ヲ拭去スルノ略

之に依て見ても當時の教授法が如何に實際的であり、又如何に圓熟したかと云ふことが分る。思ふに本邦に於ける小學校の教授の根本的の様式は此の時代に決定したものであらうと思はれる。尙同書の端緒の第四「批評ノ諸點」はシールドンの小學教授論中より案出したものであるが、頗る適切な

るものであると思ふが故に次に採録する。

一、題目

- (一) 生徒ニ適當スルヤ
- (二) 教課ハ一點ニ歸スルカ或ハ數項ニ分ル、カ
- (三) 若シ修身課ナラバ實地ノ適用ヲナシ、ヤ

二、方法

- (一) 教員ノ自ラ言ハザルヲ得ザルコト、生徒ニ言ハシメザルベカラザルコト、ヲ辨別セシヤ
- (二) 種々ノ心力ヲ區別セシヤ又何時ニ何心力ヲ用キルベキヤヲ知ルヤ且ツ其レヲ如何ニ練習セシヤ
- (三) 善キ解明ノ器具ヲ用キシヤ
標本ハ各生ノ見得ル様ニ充分大ナリシヤ
略畫ノ入用ナル時之ヲ書キシヤ
- (四) 適當ナル疑問ヲ用キシヤ

注入的ノ疑問ヲ正ヲ得ザル時ニノミ用キシヤ

(五) 塗板ヲ十分ニ用キシヤ且ツ新ニ出デタル文字ヲ塗板ニ書セシヤ又

題目解説ヲ書キシヤ優等生ヲシテ定義等ヲ書セシメシヤ

(六) 演習ハ適當ナリシヤ

約習ハ何種類ヲ用キシヤ又其種類ハ其課ト其生徒ニ適セシヤ舉手、

齊唱級決等ヲ適當ニ用キシヤ

(七) 教課ハ時間ニ適合セリヤ

三、教師

(一) 其級ヲ能ク管理スルコトヲ得シヤ

(二) 其教師ハ總テノ生徒ニ注目セシヤ

又目前二三ノ生徒ニノミ教ヘシヤ

正シキ位置ニ居リシヤ

(三) 行儀ハ適當ナルカ輕躁カ奮動カ遲緩カ怠慢カ
快爽カ努力アリシカ

若シ修身課ナラバ尊敬スベキ語調ヲ用キシヤ

後篇 明治以後の教育の發達

第五章 明治十三年より同二十三年に至る
教育の學説

(四) 言語文字ハ適當ナリシヤ文章ハ正シキカ
文字ハ誤ナキカ

四、生徒

(一) 生徒能ク教師ヲ尊敬スルノ状態ヲ呈セシヤ又能ク注意勉勵セシヤ
又生徒ハ喜悅ノ感覺ヲ起セシヤ其感覺ハ何ニ因リテ起リシヤ

(二) 生徒ハ全ク其課ヲ理解セシヤ

若シ修身課ナラバ生徒ノ心ハ之ニ感動セシヤ

此の如くにしてベスタロッチの開發主義と云ふものは我が國に普及することを得たのであるが、如何に開發主義の教授が全國に行渡つたかと云ふことは、此の當時の教育雜誌に散見する報道等に依ても明かである。明治十九年一月の大日本教育雜誌第二十七號に新潟縣中魚沼郡學事概況と題する報告の中に次の如き文がある。

一、教授法の事 教授法は器械的の域を離れて漸次開發的の教授法を用するの趣向なり是主として縣立師範學校卒業生の漸次赴任するに原因せり云々

學事概況の
報道

當時の開發
教授

又同誌の同年二月の第二十八號中生駒恭人の京都大阪の外九縣を巡廻せし談話の中に

教授法の問題になると傍より人々それは開發的か注入的かと直ちに問はるゝ方もこれあるべけれども小生は之に向つて答ふるを好まず云々……現今教授法を説くもの口を開けば輸出開發的々々と云ふ云々とある。尙同年七月の同誌三十五號に生駒恭人氏は現今の開發教授と題する論文を掲載し、其の中に次の如く述べて居る。

教育家茲に數年來苦心の結果する所今や開發教授の聲到る處として聞かざるはなきに至る此れ大に喜ぶべきことにして且進歩の徵證なるが如しと雖も然れども必竟單に開發教授の聲を擴布せし迄に止りて未だ開發教授の精神を擴布せざるものなり云々

尙同氏は其の由來を論述し、教育者は教授と教授法とを混同するが爲に斯かる状態を見るに至つたとなして居る。教授術にては

歸納演繹教授ノコト學歩ノ順序ノコト口授講義ノコト疑問應答ノコト

方法書ノコト批評ノコト其他各學科ニ關シ教授ノ秘訣ヲ説ク―教授法ニ於テハ各學科ノ教授ノ理法目的順序運用等ヲ説ク―然ルニ現今ハ兩者ヲ混同スルノミナラス十中ノ八九ハ教授方書ノ一斑ヲ示シタルモノニ過キズ此ノ方法書ナルモノハ教授ノ真理ヨリ發シタル外形タリ輪廓タルニ過キザル書式ノ如キモノニシテ教授ノ心ヲ開クニ至ラズ此ル書式ニ適フモノハ即開發教授ト誤認シテ此書式ヲ妄ニ尊重ス云々

之に依つて見れば當時の開發教授と云ふものは尙形式的なるものであり、生硬なるものであつたと云ふことが分るのであるが、兎に角開發主義を解せざる者は教育を談すべからずと云ふ勢であつた。けれども此の開發主義に關する反動は又久しからずして起つて來た。明治二十年六月の大日本教育雜誌に山田平太郎云ふ人が「教授ト試験ノ關係」と題する論文に於て次の如く説いて居る。

世人ガ教育ノ眞ノ意義ヲ解スルニ至リ其善良ナルモノハ開發的教授法ニシテ注入主義ノ排棄擯斥セサルベカラサルヲ語リ兩三年以來大ニ茲ニ力ヲ盡セシニヨリ餘程之ガ改良ヲナスヲ得ルニ至リシモ如何ナル所以アリテカ現今少シク衰替ノ色ヲ現ハシ却步ノ有様トナリシハ事實ニ照シテ明白ナルガ如シ云々

開發主義の
反動

之に依て見れば明治二十年頃には稍、開發主義の反動が起つて來て居るやうに思はれる。是れ一には開發主義其のものは餘りに技工に走り、形式に捉はれて精神を忘れたるの點にも因つたのであらうけれども、形式を主とする教授法のみ依て教育の効果を十分に擧げ得ざる一の真理の存するにも依ること、思ふ。兎に角明治二十年頃から更に他の方面に教育及び教授法の原理を求むるの傾向を生ずるに至つたことは事實である。而して此の時に當つて専ら佛蘭西のコンペーレ氏の教育説を我が國に紹介したのは實に能勢榮氏である。

能勢榮氏は明治二十一年に「教育學」を出して居る。此の外同氏の著書は澤山あるが、其の主なるものを擧げると、「内外教育史」「學校管理術」「根氏教授論」「根氏心理學」「虞氏應用教育論」「萊因氏教育學」「新教育學」等である。

右の中根氏と云ふのは佛蘭西のコンペーレのことであつて、虞氏と云ふのは米國のグリーンウッド、萊因氏と云ふのは獨逸のヘルバルト學派のラインのことである。而して能勢氏はコンペーレの教育の紹介者として最も教育界に貢献を致したのであるが、又氏自身の教育學書に依て自己の教育説を構成したものである。我が國に於て教育學を自ら組織したのは蓋し能勢氏を以て初めとするであらう。能勢氏は實に我が國に於けるページとも言ふべき人であつて、其の一生は實に教育者としての立志傳中の人物である。又自己の教育説を組織したと云ふ點に於て我が國教育學の學者の元祖と言つて宜いと思ふ。尤も是より先きに伊澤、高嶺の兩氏の如き我國の教育界に大功のあつた人はあるが、兩氏の如きは教育學者と云ふよりも寧ろ實際教育者としてより多く働いた人である。能勢氏も亦實際教育家として働いたのであるけれども、氏の教育學者としての活動はそれよりも更に大なるものがあつたのである。

能勢氏は舊幕臣能勢泰助氏の次男で、嘉永五年七月東京本郷弓町の自邸

能勢榮氏

に生れた。十二歳にして杉原心齋の門に入り漢學を修め、二箇年にして略二十一史を涉獵したと云ふことである。幕末の際には隊伍に加はつて栃木縣宇都宮の邊に轉戦し、王政に復するに及び横濱の一商店二十四番ダラス商館に雇はれ、業務の間に英學を修めた。布哇の領事ヅハンリド氏と知合になり、同氏の歸國する際に隨行を乞うた。幸にして許され、一切の所有品を賣拂つて金八十三圓を得、五十圓を以て、チャイナ號の下等貨錢に充て桑港に赴いた。時は明治三年五月であつて、能勢氏は實に十九歳であつた。それより苦學して明治三年十月に米國オレゴン州トアラチン中學に入り、同五年六月卒業をし、同年九月オレゴン州バシヒック大學に入り、理學科を修め、明治九年六月同大學を卒業し、バチエール・オブ・サイエンスの學位を受けた。是が氏の學歴の大要である。

明治九年九月歸朝し、直ちに岡山縣師範學校兼中學校の教導となつた。同十三年八月岡山縣を辭し、翌月學習院教師となつた。其の翌十四年二月には學習院幹事兼教師に任ぜられ、十五年七月に長野縣師範學校長に聘せ

られ、十七年福島縣師範學校校長兼中學校長に轉任した。長野縣の教育は、氏の力に依て勃興したものが少くないと云ふことである。福島縣に於ても大に教育の振興を圖つた。明活二十年二月文部書記官に任ぜられ、二十二年六月更に東京高等女學校教頭兼幹事に任ぜられたが、間もなく休職となり、それよりは専ら著述に従事した。能勢氏が文部省に入つたのは、森文相が氏の通信教授教育學を讀んで、大にそれに敬服した爲めであると云ふことである。明治二十四年バシヒック大學よりマスター・オブ・アーツの學位を贈られた。氏は明治二十八年十二月風邪の爲に年四十二歳にして歿した。

明治二十三年の春大日本教育會に於て能勢氏は教育學の梗概に就て數回の講義をなし、其の速記を同教育雜誌に連載した。而して其の組織は頗る整然たるものであつて、實に本邦に於ける教育學の鼻祖と云ふべきである。其の緒言に於て教育學の原語ベタゴジの用例に就きて評論し、ノルセント、ページ、スベンサー、ベイン等皆此の語を使用せざることを論じて、其の理由をも説明して居る。それより明治年間に於ける教育書の變遷を叙

教育學講義
速記鍛鍊主義と
實利主義

し、輒近の教育論は鍛鍊主義と實利主義の争ひであるとなした。氏は五年前即ち明治十八年に同會にて講演せしが如く、兩者は併用すべきものだと云ふことを述べて次の如く論じて居る。

今日ハ鍛鍊實利ドツチニ傾キテモ惡イ兩法ヲ合併シテ用ユルガ宜イト云フコトハ五年前ト少シモ變ラナイ去リ乍リ兩法合シテ五分五分ヲ行クカト云フト其様デナイ此ニ比例ヲ擧ゲテ置キタイノデアリマス即チ中學校ノ教育デ鍛鍊六分實利四分、高等小學校デハ鍛鍊七分實利三分、初等小學校デハ鍛鍊八分實利二分此比例デ教育ヲ實檢シタラ恰度宜カラウト云フ私ノ考デアリマス

而して氏の鍛鍊主義と云ふのは何を意味するかと云ふと、古典主義とも言ふべきものであつて、言語文章を暗誦することである。實利主義とは何であるかと云ふと、知識を重んずるの意味であつて、スベンサー、ジ・ホノットの教育説を紹介して實利主義とせしのみならず、開發主義と稱するものも此の中に加へて居るやうに思はれる。是れ當時の開發主義は實物主義と並

び行はれたものであつて、實物教授はジョホノット等に依て主張せられて居る所からして、之を自然科學主義と同一視したものであらうと思ふ。

能勢氏は明治二十七年著の『新教育學』の緒言に於て明治時代の教育思想の三遷せることを述べて居る。其の第一期はペーシ及ノルセントの時代であつて、之を米國風の時代と名づけ、第二期はスベンサー及ジョホノットの時代で、之を英國風の時代と稱して居る。ジョホノットは米國人であるけれども其の實は英國的だと云ふのである。此の時代はジョホノットの教育思想の全盛を極めた時であつて、各地に於て其の教育説が講義せられたが實利主義を本として居つた所からして長く人心に満足を與へること能はずして遂にコンペーレ及ヘルバルトなどの獨逸の學風が入つて來たのである。而して能勢氏自身は何れにも偏せずと主張して居る。能勢氏の教育説は大體に於て智、德、體の三育主義であつて、英、米、佛の當時の學風を承繼げるものである。氏は教育學の緒論に於て教育の三原力を論じ、第一自然の勢力、第二社會の勢力、第三一個人の勢力を數へて評論して居る。又次に教育の意

義を論じては體育、智育、德育を擧げ、教育の目的としては「純全 (Perfection) の世に達すること、即ち人々皆正直、善良、聰明、叡智の人となり、智行身體悉完備して各自に最上の道徳を修めながら最大の幸福を享受し後の世即ち福徳一政の世」たらしむることとして居る。換言すれば「教育は完全なる人を作りて以て自然に應化せしむるにあるのみ」と言つて居る。然らば何をか完全なる人と云ふかと言ふに「覺官の作用及心意の各能力に於て偏重傍輕なることなく統一調和して相互の比例宜を得相互の作用過不及なき者是れなり」と云ふのである。尙此の外スベンサーの説を藉り來つて「人類教授の目的」を補足して居る。要するに當時に於ける能勢氏は英國風であつたと云ふことが出来る。但し書中コンペーレー氏の名をも引用して居る所がある。而して氏がコンペーレーの教育書を翻譯したのは明治二十四年以後のことである。

明治二十一年に著はして居る能勢氏の教育學上下は通信講學會の爲にせる教育學を修正して教科書體となしたものである。之を分ちて緒論、總

論、智育論、學科の價值、體育論及德育論の六部として居る。今其の内容を別にせんが爲に左に圖書の目次を擧げることとする。

教育學卷一

◎緒論

教育ノ三原力

- 一、自然ノ勢力 (一)氣候 (二)空氣 (三)產物 (四)地形 (五)土地
- 二、社會ノ勢力 (一)思考心 (二)豫備心 (三)協合心 (四)抑情心 (五)好奇心
- 心 (六)自由心 (七)愛他心 (八)實義心
- 三、一個人ノ勢力 (一)數理 (二)抽象 (五)因果 (四)定律
- 四、三勢力ノ教育ニ對スル關係

◎總論

- 第一章 教育ノ意義 (一)教練ニシテハ人ノ身體及心ヲ鍛練シテ之ヲ強壯ニシテ充分ノ成長ヲ遂ゲルヲ目的トス (二)教授ニシテハ吾人ノ知識ヲ傳授スルヲ目的トス (三)教練ト教授トノ權衡 (四)教育ノ語意 (イ)體育 (ロ)智育 (ハ)德育 (五)教育ノ意義 (六)

教育者ノ知識ト方法 (八)教育上ノ諸學科ノ必要

第二章 教育ノ性質 (一)人ハ教育セザルベカラサル者 (二)人ハ教育シ得可キ者 (三)人ハ自ラ教育シ得ル者 (四)人ハ教育ヲ遺傳シ得ル者

(五)餘論

第三章 教育ノ目的 (一)人類ノ進化 (二)人類ノ目的 (三)生物ノ消長スル理 (四)完全ナル生物 (五)人類ノ生滅顯晦スル理 (六)完全ナル人

(七)教育ノ目的

第四章 教育ノ限界 (一)教育ノ範圍 (二)學校教育ノ範圍 (三)學校教育ノ限界 (イ)人爲ノ限界 (ロ)自然ノ限界 (ハ)資力ノ限界 (四)教育ノ時

期 (イ)第一期 第一期ハ即幼年ノ期ニシテ乳 (ロ)第二期 第二期ハハ初期ヨリ發情期ニ至ルノ間即凡ソ六歳ヨリ十四歳マデノ間ニシテ乳齒脱落スルノ終ニ於テ完全トナルノ間即凡ソ十歳ヨリ二十歳ニ達スルノ間

スモ一變化ナリ (ハ)第三期 第三期ハ發情ノ初期ヨリ其ノ完全ニ達スルノ間

第五章 教育ノ事業 (一)鍛練ヲ主トスル教育ノ事業 (二)知識ヲ主トスル教育ノ事業 (三)真正ナル教育ノ事業 (四)鍛練教育家ノ誤解 (五)知

識教育家ノ誤解

- 第六章 教育ノ方便 (一) 智育ノ本旨 (二) 德育ノ本旨 (三) 體育ノ本旨
- (四) 智育ト體育トノ對稱 (五) 德育ト智育トノ對稱 (六) 體育ト智育トノ對稱

- 一、智育ノ方便 (甲) 心意ノ諸能力ヲ發育成長セシムル方便 (乙) 實用ノ知識ヲ得シムル方便
- 二、體育ノ方便 (甲) 食物 (乙) 衣服家屋 (丙) 運動
- 三、德育ノ方便 (甲) 道德ノ知識 (乙) 道德心ノ訓練 (丙) 訓練ノ方法

教育學卷二

◎智育論

- 第一章 ○心身 ○心ノ所在 ○神經及腦(細目略ス) ○五官神經ト腦髓トノ關係 ○腦髓ノ養生 ○心性ノ分解 ○心性ノ發達

第二章 感覺

第三章 知覺

第四章 理想力

教育學卷三

◎智育論

- 第五章 構想力
- 第六章 概念力
- 第七章 斷定力
- 第八章 推理力
- 第九章 諸學科ノ價值

教育學卷四

◎德育論

- 第一章 ○感情 ○體慾 ○欲望 ○情緒 ○習慣 ○感情ノ發育
- 感情ノ修練 ○同情ノ修練 ○智力上ノ情操ノ修練 ○好尚上ノ情操ノ修練 ○道德上ノ情操ノ修練
- 第二章 ○意志 ○意志ノ成長 ○意志ノ修練

- 第三章 小學校ノ德育
- 第四章 行爲ノ標準
- 第五章 義務徳及良心ノ解
- 第六章 國民教育

◎體育論

- 第一章 人ノ身體ノ組織
- 第二章 食物
- 第三章 衣服
- 第四章 校舎
- 第五章 運動
- 第六章 休息
- 第七章 學校病
- 第八章 救急法

之に依て同氏の教育學の一般を窺ひ得ることと思ふ。

要するに此の時期は能勢氏も言つて居る如く、スベンサー、ジホノットの教育學説が行はれた時代であるが、教授法に關してベスタロッチの開發主義に依て我が國の初等教育の實際を整頓した。而して此の間に佛蘭西の折衷學風を奉じた所のコンペーレ氏の教育説が入つて來たのであつて、謂はゞ教育學上に於ても動亂の時代、混沌の時代と云ふべきである。

第六章 明治二十三年より同三十三年に

至る教育の實際

明治二十三年より同三十三年までは教育制度整頓の時期である。明治二十二年の紀元節に森有禮氏兇手に仆れた後、大山巖氏、一時文部大臣を兼ね、次で榎本武揚氏遞信大臣より文部大臣となつた。翌二十三年五月芳川顯正氏が内務次官より文部大臣に陞仕せられた。而して同年十月地方學事通則の公布あり又明治十九年に發布せられた小學校令を改正した。但し此の改正は精神に於ては餘り違つて居るものではなく、明治二十一年

に公布せられたる市町村制との關係上改正したもので、實質に於ては十九年の小學校令と大差ないのである。尤も其の條項は頗る豊富となり、現行の小學校令の條文の基礎は實に氏の改正にあつたと言つても宜しい。其の第一條に曰く

改正小學校令

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

此の條項は今日に於ても大體其の儘に存して居るのである。併し其の解釋に關しては屢、問題に上る所のものであるが、其の起りは實に爰にあるのである。而して氏の箇條の趣意如何と云ふことの解釋に關して、明治二十四年頃に江木千之氏が學制研究會に於て詳細に説明を與へて居る。江木氏は當時文部省の參事官として専ら小學校令の起案に參與せられたのであるが故に、同氏の意見は此の條文の精神を知る上に於て極めて重きをなすものと言はなければならぬ。江木氏は先づ其の大體に就て述べて言はるゝのに

一、道德教育

我帝國ノ小學校ガ務メナケレバナラヌ要點ハ兒童ノ身體ノ成長上ニ就テ世話ヲシツ、(第一)ニハ道德教育ノ土臺ヲ授ケナクテハナラヌ(第二)ニハ國民教育ノ土臺ヲ授ケナクテハナラヌ(第三)ニハ兒童將來ノ生活上ニ必要ナル所ノ普通ノ知識ヤ技能ヲ授ケナクテハナラヌモノデアリマス。それより右の三項に就いて細かに説明をして居られるが、第一道德教育に關しては近來一度に德義が地に墜ちたとか、廉恥跡を絶つたとか言うて歎息するものがあるがこれには容易に同意することが出来ない、併ながら幾分道德弛廢の状態にあると云ふ事は事實に就て證明することが出来る。就ては小學校に於ても道德を維持振興する方法を論じなければならぬ。即ち道德教育の施設を十分ならしめざるべからずと條文にある趣意はそれであると説明せられて居る。それより歐洲諸國の例を採つて、佛國の外は多く宗教に依て道德を授くることを説き、我が國に於ても小學校の道德教育は儒教に頼るべしとの論と、主として西洋の道德學に依るべしとの説があると言ふ事情を詳論し、最早教育勅語の發布せられたる今日に於ては、

これらの論を止めて教育勅語に依らなければならぬと言はれて居る。兎に角當時に於ける社會の狀態が、小學校の目的の一として、道德教育を力説するの必要があつたと云ふ所から此の箇條が出たものであると思はれるのである。

第二の國民教育の説明としては、今茲に一家族一社會がありとしたならば、其の家族や社會には自ら固有なる特性が存在しなければならぬ、それ故に其の家族社會の存在を保持し、繁榮を期せんが爲には其の特性を損せざることが必要である。一國に於ても亦是れと同じやうに國民教育が必要であると云ふことを次の如く説いて居る。

若シ一國ヲ組織スル所ノ分子ノ中ニ其國ノ特性ニ適當シナイモノガ殖ヘテ參ツタナラバ其ノ國ガ盛ンニナツタリ榮エテ行ツタリスルコトノ出來ナク成ルハ勿論、甚シキニ至ツテハ其獨立ヤ存在ヲ保ツコトスラ出來ナクナルコトモ起リマスノハ必然ノ勢デアリマス夫レ故ニ國ト云フモノモ其國ヲ組織スル所ノ分子ヲ其國ノ特性ニ適當サセル様ニ務メナ

二、國民教育

クテハナラヌモノデアリマス(中略)國ノ特性ニ關スル所ノ教育ハ即チ國民教育ト稱スル所ノモノデアリマス云々

此の如くにして我が國の言語、文學、習俗、氣風、制度、國體等は皆我が國固有の性質を帯びる者であるからして、是が即ち國民教育である。其の意味に於て國民教育は極めて緊要なるものであると説かれて居る。而して國民教育は特別なる科目を設けて授けるのではなく、讀書、習字、作文、歴史、地理等に於て智育と共に國民教育を授くべきものとして居るのである。尙進んで國民教育を解して、帝國臣民たるの本分を盡すことを教ゆるものであるとする説、併に英語の所謂ナショナル、エデュケーションと云ふやうに解する者あるも前者の解釋は狭きに失し、後者はステート、エデュケーションの意味にて、政府が一般人民の爲に、又は或る種族の爲に設くる所の教育制度であるから、國民教育と云ふのとは全く別物である」と説明し、これより歐洲諸國の小學校令を引用し、佛國には我が國の小學校令第一條の如きものがないけれども、初等教育の義務に關する法律の第一條にはアンストリクシオン、モータ

例 佛國二國の

獨逸諸聯邦
の例

ル・エ・シグヴィック、即ち道德及び國民教育と云ふことがあると説き、其の教科の内容を説明し、これより墺地利の小學校令には次の如くあると述べて居る。
小學校ノ本務トスル所ハ兒童ヲ道德的宗教的ニ教育シ其精神ノ作用ヲ發達シ其將來ノ生活ニ必要ナル知識技能ヲ授ケ且ツ共同體ニ於ケル適當ノ人員及列員タルベキ地ヲ做サシムルニ在リ
又ザクセン・マインニンゲン公國の小學校令には次の如くあると言つて居る

小學校ノ本務トスル所ハ兒童ノ身體上ノ成長ヲ回顧シツ、教授練習及訓育ニ依テ兒童ニ授クルニ宗教的道德的及民族的ノ教育ノ基礎並國ノ住民的ノ生活ニ必要ナル普通ノ知識技能ヲ以テスルニ在リ
又ヘッセン大公國及び索遜王國、索遜大公國の小學校法の條文をも引用してこれと大同小異なることを説き、尙又リッペ侯國、索遜コーブルヒ公國、瓦丁堡王國、巴威王國等の小學校法の條文をも列擧し、普魯西の前文部大臣ミューレル氏の教育法案、フアルクの教育法案、併にゴスレルの教育法案も引用して

民族教育と
國民教育と
の別

居られる。而して民族的の教育、即ちナショナル・エルチーフング又はナショナル・ビルドングと云ふ語は、我が國民教育と同一の範圍を有するものとは限らない。ナチオン即ち民族はフォルク即ち國民に對するものであつて、同一の人種より成り、同一の言語、同一の道德を有する人類の一群であつて、フルクと云ふのは同一の政府に屬する人類の一群を指するのであると説明して居る。即ちナチオンと云ふのは民族で、フォルクと云ふのは國民である。それ故にナショナル・エルチーフングと云ふのは我が國民教育でない、國民教育。寧ろフォルク・スエルチーフングでなければならぬと云ふ趣意を述べられて居る。尙第三の事項に關しても簡単に説明を與へ、技能と云ふのは主として圖畫、習字、手工の如き練習、即ちエキセルサイス、ブラクチックと云ふやうなことでより得られることであるとして居る。そして最後に江木氏は之を要約して次の如く述べられて居る。

道德教育ノ基礎ヲ授ケルト云フコトハ畢意行ヒノ善イ人ト爲ルベキ土臺ヲ與ヘルト云フコトデアリマス國民教育ノ基礎ヲ授ケルト云フコト

ハ畢竟適當ナル日本人トナルベキ土臺ヲ與ヘルト云フコトデアリマス
ソレカラ生活上ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ケルト云フコトハ畢竟
主トシテ治産營業ニ堪エヘキ土臺ヲ與ヘルコトデアリマス

思ふに明治二十三年に於ける小學校第一の立案の趣意は江木氏の趣意
と同一のものであつたと考ふべきものであらう。而して道德教育及國民
教育と云ふ熟語も獨逸の法規に基いて作られたものであると云ふことは
明かである。何故に獨逸に於て道德教育と國民教育と云ふものを竝立せ
しめたかと云ふことは、特別なる事情に依ると云ふ事を忘れてはならない
と思ふ。獨逸に於て道德教育と言へば基督教道德を意味する者である。江
木氏が前に引用せられた所の塊地利の小學校に於ても、ザクセン・マイニン
ゲンの小學校法に於いても、常に道德的、宗教的教育と云ふ風に道德と教育
とは結付けられて居るのである。而して其の宗教的、道德教育と云ふのは
畢竟するに基督教的の道德教育であつて、基督教は世界教であるが故に、其
の中には國民的精神を涵養することは入つて來ないのである。それ故に

單に道德教育と言つただけでは尙足らざるものがあるが故にこれに附加ふ
るに國民教育と云ふ文字を以てし、之に依て國民的精神を涵養するの趣意
を明かにしたのであると思ふ。 *Nationalerziehung* と云ふのは獨逸民族を統
一する國家教育とも云ふべきものであつて、十九世紀の初めより獨逸の學
者、教育者の常に唱道し來つた所である。彼のフイヒテがナポレオンの復讐
戰の準備として唱へた所の民族教育と云ふことも、獨逸民族一團となつて、
協力して獨逸の國威を盛んにせんとするの趣意に出でたものである。故
に獨逸にありては道德教育と國民教育と云ふものを併び存することが必
要缺くべからざることである。併ながら若し之を純理論の上からすれば、
道德教育と云ふものの中に果して國民教育と云ふものが含まないのを正
當とすべきか、又國民教育の中に道德教育を除いて然るべきかと云ふこと
は大に攻究を要する點であらうと思ふ。殊に本部の如き教育に關する勅
語に依て道德教育をなすとすれば、其の中には既に國民教育の一部分が包
含せられるものであつて、教育に關する勅語に基いて國民教育を施せば其

の中には必然的に道德教育も含まなければならぬのである。故に道德教育と國民教育とは全く同一範圍のものではないけれども兩者は又全然其の範圍を異にするものとも解釋すべきでない。道德教育と國民教育とは半ば相交錯する所のものであつて、共通の部分と、共通ならざる部分とを含むものである。後に國民道德の論が勃興するの必要を見るに至つたのは、道德教育と國民教育の關係に就て徹底的の見解が我が小學校令に下されて居らなかつた爲と見ることも出来ようと思ふ。

改正小學校令は明治十九年の小學校令に比すれば、頗る詳細に亘るものであるが、其の大體の精神に於ては多く異なるものでないと云ふことは前に述べた通りである。唯一つ茲に大に注目すべきことは、授業科を徵收すると云ふことを教育の原則とするけれども、一家の兒童が同時に數名就學する時には授業科を減ずるの制度を立て、又貧窮なる者には其の金額若くは一部を免除して授業科を物品若くは勞力を以て代へることを許すの制度を設けたことである。又小學校長、教員に關する規定を設けて、小學校長

改正小學校令の注意すべき諸點

及教員ハ兒童ニ體罰ヲ加フルコトヲ得ズ(第六十三條)と定めてある。是れ我が國の法律に於て體罰を明かに禁止した初めである。又管理及監督の規定を設け、郡ニ郡視學一名ヲ置キ(第六十六條)郡視學ハ郡長ノ指揮命令ヲ受ケテ郡ノ教育事務ヲ監督ス(第六十七條)と定めてある。是は普通教育の監督上一大變化を來したものであると見るべきである。而して是等の變更は主として獨逸の制度を輸入したものであらう。

明治二十四年には改正小學校令に伴へる各種の法令を發布した。其の主なるものを擧ぐれば(一)私立小學校代用規則(二)小學校祝日大祭日儀式規程(三)小學校補習科目及修業年限(四)小學校教則大綱(五)級編制に關する規則等である。尋常小學校補習科の修業年限は三箇年以内であつて、教則大綱は各教科目の要旨を示し、學級編制に關しては、全校兒童を一學級に編制するものを單級小學校とし、二學級以上に編制するものを多級小學校として居る。此の如きも全く獨逸の法規を直譯したものであると思ふ。又尋常小學校にては學齡兒童數七十人未滿なる時は一學級として本科正教員一人七十

改正小學校令に伴へる各種の法令

一人以上百人未満なる一學級に本科正教員二人、百四十人未満は二學級とし、本科正教員一人、本科准教員一人を置く等の規定を定めた。高等小學校にては六十人未満なる時は一學級として本科正教員一人、六十人以上八十人未満なる時は一學級として本科正教員一人、百二十人未満なる時は二學級として本科正教員一人、百二十人以上二百四十人未満なる時は三學級として本科正教員一人、百二十人以上二百四十人未満なる時は四學級として本科正教員一人として居る。此の外又別に令を發して、小學校の毎週授業時間を制限し、尋常小學校は二十四時以上三十時以下、小學校補習科は四時以上十八時以下として、又小學校設備準則をも發布して居る。是等も亦概して獨逸の制度を參酌して規定したものである。明治二十四年に文部省よりゴスレルの小學校令改正案を翻譯して刊行して居るが、是等は蓋し明治二十三年に於ける我が國の小學校の規定の重要な資料となつたものと思はれる。

明治二十四年六月に芳川文部大臣職を辭し、大木喬任氏再び文部大臣となつたが、翌二十五年八月に大木氏樞密院議長に任ぜられ、河野敏謙氏文部

大臣に任ぜられ、同十一月には森文部大臣以來文部次官であつた所の辻新次氏が其の職を辭し、久保田讓氏が普通學務局長より次官に昇任した。而して明治二十五年以後に於ける教育上の最大の出來事は言ふまでもなく教育に關する勅語の御下賜であつて、我が教育の方針は是より一定して動かざるに至つた。けれども教育界の不祥事たりし教科書問題なるものも亦此の時に萌芽を見るに至つたと云ふことは頗る遺憾のことである。

明治二十三年十一月に文部大臣は普通教育に關する意見を各府縣に發した、其の中に次の如きことがある。

小學校ニ於テハ徳性ヲ涵養シ人道ヲ實踐セシムルヲ以テ第一ノ主眼トシ殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ發揚シ兒童ヲシテ實業ヲ勵ミ孝行ヲ修メ忠良ノ民タラシメンコトヲ務ムベシ

又曰く

小學校ノ修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ本邦固有ノ道ヲ基礎トシテ我國普通ノ事理ヲ酌量シ躬行實踐ヲ務メ常ニ社會全般ノ德儀ニ

背クコトナキヲ期スヘシ

是れ國民教育に關する勅語の發布に基き其の趣意を貫徹せんとする當局の努力を示すものと云ふべきである。又明治二十四年十月七日に普通學務局長より各府縣に左の通牒を發して居る。

小學校ノ修身科ニハ教科用圖書ヲ採定不相成様致度旨去二十年五月視學官ヨリ御通牒ニ及置候處右ハ自今採定ヲ要スル儀ト御承知相成度文部大臣ノ命ニ依リ此段御通牒候也追テ本文採定ノ圖書ハ文部省ノ檢定ヲ經タルモノタルベキハ勿論ノ儀ニ有之候爲念申添候也

是は教育に關する勅語の御趣意を貫徹せんが爲に教科書を用ゆること、教科書の選定を取締る方針を示したものである。視學官は明治十九年の官制に依て文部省に五名置かれたが、二十六年に廢せられた。

文部省に於ては明治十三年の教科用圖書調査事業を開始して以來同十八年に至るまで小學校、中學校、師範學校等の教科用書約九百餘種に檢査濟の證明を與へ、又文部省自ら編纂せし所の物も亦三百餘種に上つた。森文

部大臣時代にも亦熱心に教科用書の改良を企圖し、其の時代に師範學校教科書は文部大臣の定むる所となし、中小學校の教科書は文部大臣の檢定したる物に限ることとしたのである。明治十九年五月に教科用圖書檢定條例を定め、檢定免許の有効期限を五箇年とした。是れ從來は各府縣に於て教科書を採用せんとする際に、文部省に伺出づるものに就て適否を決するの制度であつたから如何に善良なる圖書があつても府縣の方から採用することに決定して來るでなければ、文部省は是が檢定を爲すの途がなかつた爲に、斯かる制限を加へたものと思はれる。而して是れ各書肆が競うて教科書を出版するの風が漸く盛んとなつたことを證明するものである。明治二十四年には教科用圖書檢定條例を改め、教科用圖書檢定規則を定め、免許有効期限を廢した。斯かる時に際して修身教科書を採用することになつたからして、多數の修身教科書が一時に編纂せられ、各書肆は競うて一日も早く檢定を得んとしたのである。文部省は早くも明治二十三年十二月に小學校修身教科用圖書檢定標準と云ふものを定め、地方長官に通牒し

た。曰く

- 一、修身教科用圖書ニ掲載セル事項ハ小學校教則大綱第二條ノ要旨及程度ニ適合セルモノタルヘシ
- 二、修身教科用圖書ハ教師ト生徒用トノ二種ニ區分シ教師ノ教科用圖書ハ生徒用ノ教科用圖書ヲ教授スルニ適當セルモノタルヘシ
- 三、修身教科用圖書ハ高等小學校用尋常小學校用ノ二種ニ區別シ高等小學校ニ於テハ成ルヘク男女生徒用ヲ分チタルモノタルヘシ(下略)
- 四、修身教科用圖書ニ掲載セル事項ハ各學年毎ニ成ルヘク道德全體ニ涉リ學年ノ進ムニ從ヒ漸次易ヨリ難ニ進ミタルモノタルヘシ
- 五、修身教科用圖書ニ掲載セル例話ハ成ヘク本邦人ノ事蹟ニシテ勸善的モノタルヘシ
- 六、生徒用ノ修身教科用圖書ノ文章ハ簡易ニシテ兒童ノ讀書力ニ相應セルモノタルヘシ
- 七、修身教科用圖書ノ挿畫ハ鮮明ニシテ道德涵養ニ裨益アル者タルヘシ

此の規定の如きも全く適切なる修身教科書を得て勸語の御趣意を貫徹せんとするに出でたものであることが分る。而して其の第四項に修身教科用圖書に掲載せる事項は各學年毎に成べく道德全體に涉るべきこととなせるは所謂環狀教案の主義を採用したものであつて、教育上の一進歩を示すものであるが、教育勸語を基礎とする教科書とすれば自然の勢として勸語中の主なる徳目を年々反覆することになるのである。斯くして同じやうな修身教科書が非常に數多く出版せられ、此の規則に依て檢定を願出づる者、生徒用書のみにも八十餘種の多きに上つた。而して此の教科用圖書の採用に關しては曩に明治二十年公立小學校教科用圖書採用方法を定め、府縣に審査委員を設置した。其の委員は尋常小學校長又は長補一、人學務課員一人、師範學校教頭一人、同附屬小學校上席訓導一人、小學校教員四人、地方經濟に通ずる者二人、特別の學術ある者一人、と云ふのである。是れ實に選任其の宜しきを得たものであらうと思ふ。然るに明治二十四年十一月には、小學校用圖書審査規定を發布し、審査委員として府縣吏員一人、尋

常師範學校長一人、小學校教員三人乃至五人、府縣參事會員二人、師範學校教員二人とした。而して此改正は實に教科書事件なる不祥事を惹起す基となつたのである。

文部省は修身教科書の檢定に忙殺せられ居る間に、種々の運動が此の間に起つた。明治二十五年十月文部省は地方長官に向つて、小學校修身教科書は成べく多數の圖書の中にて最も善良なるものを選択すべきに依り、檢定済の圖書多く出づるを待ち、二十七年四月以降に於て之を審査檢定すべき旨を令達した。是が七に物議を醸して、衆議院に於ける質問となり、前文部大臣大木喬任氏は是が爲に樞密院議長を辭するに至つた。但し所謂教科書事件として現はれたのは、後約十年を経てからであつた。

明治二十六年河野文相其の職を辭し、井上毅氏樞密顧問官から入つて文部大臣となつた。又牧野伸願氏は茨城縣知事より入つて文部次官となつた。而して此の時代は森有禮氏が文部大臣であつた時代と並んで、明治教育史を飾る一時期を劃するのであつて、教育に關する各方面の刷新が此の

井上毅氏

井上毅氏



時に行はれたのである。井上毅氏は肥後熊本の藩士であつて、天保十年十二月に生れ、初め藩儒木下犀潭氏の門に遊びて經學を學び、後東京に出で、大學南校に入り、明治三年大學南校小舎長となり、後中舎長に進み、明治五年六月司法卿江藤新平氏が理事官として歐洲各國に派遣せらるゝに至つて、井上氏は其の隨行官を命ぜられ、佛國に留まつて法政の學を研究した。明治六年十一月歸朝して司法省に入り、翌七年大久保内務卿に隨行して清國に赴き、卿を助けて談判の衝に當つた。明治十年大書記官に任じ、法制局専務仰付られた。後内務大書記官、内閣大書記官、太政官大書記官、内閣書記官長、法制局御用掛、圖書頭、外務省御用掛等となり、其の間に

伊藤博文、大久保利光、井上馨の諸氏に隨行して朝鮮支那に赴き、國際談判に參與した。明治二十一年法制局長官に任ぜられ、次で樞密院書記官長を兼ね、明治二十三年一月樞密顧問官に兼任せられた。氏は又憲法制定に與り勳一等に叙せられ、後教育勅語のことに參與して大功があつた。

明治二十七年三月高等師範學校卒業生を文部大臣官邸に招集して、親しく訓諭せられた所のは、實に井上氏の教育意見を見るに足るものがある。氏は大に力を國民教育に用ゐて居るが訓諭の中に曰く

井上毅氏の訓諭

教育ト言ヘハ申スマデモナク國民教育トシテ國民ノ精神ヲ養成スルコトガ普通教育ニ於ル一ツノ目的デアアル余ハ此頃佛蘭西カラ小學校ノ教科書ヲ取寄セテ開テ見ルニ初ノ「ペーシ」ニ左ノ一段ガ書イテアル

或ル小兒ガ朝學校ニ行ク前ニ郵便ガ着タト言ツテ親ノ部屋ヘ持ツテ行タ親ガ其郵便ハ誰カラ來タト問フタレハ小兒ハ叔父ノ出サレタ郵便ナラント言テ且叔父君ハ何處ニ行テ居ラレルカト尋ネタ親ハ汝ノ叔父ハ今アルサスニ住デ居ルト云フコトヲ答ヘテソレカラアルサス

ローレンノ話ヲ始メ今日佛蘭西ハ國境ヲ失ヒテアルサスローレンノ人民ハ獨逸人ノ爲ニ苦境ニ陥ツテ居ル故ニ未來ハ必此舊土ヲ回復スベキコトヲ縷々話シタ

コトガ書イテアル又獨逸ノ方ハドウデアアル亞米利加人某ガ歐羅巴ヘ行ツテ各國ノ教育ノ有様ヲ視察シタルニ獨逸ノ或ル師範學校ニ女ノ教師ガ女ノ子供ヲ集メテ一ノ歴史ノ話ヲシテアル其話ハ彼ノ老帝ト云ツタウキルヘルム帝ノ母上ノルキザ即チフリードリヒウキルヘルム第三世ノ皇后ノ話デナボレオン一世ノ伯林ニ討入ツタ時難ヲ避ケテ獨逸東邊ニ逃ケ二人ノ子供即老帝ト今一人ノ皇子ヲ連レテ艱難辛苦シテ終ニ憂ヲ以テナクナラレタ此皇后ガナボレオン一世ノ爲ニ追ハレテ憂ヲ以テナクナラレタ時ノ心ハ如何デアッタロウト云フ話ヲ歴史ノ教授トナシ居ルノヲ聞イタコトヲ亞米利加人ガ書イテ居ル云々又余ガ友吉田作彌氏ガ奧地利デ名高イスタイン氏ニ面會シテ學問シタイト言入レカガ其ノ時スタイン氏ガ何ヲ學問シタイカト問フタニヨリ答テ哲學ヲ學ヒタ

イト言ツタレバスタイン氏ハ返答モセズニ近世歴史ヲ讀メ東洋ノ地圖ヲ見ヨト言ツタ是ハ親シク吉田氏ノ話デアルガ此話ハ思フベキコトデアル云々

是等の談話は井上氏の教育思想の傾向を示すものであるが同時に又氏は教育の内容に就ても深く注意する所があつたことも分るのである。

氏は歴史及び地理に依て國民的精神を振起すべきことを説き、次の如く述べて斷案を下して居る。

國民的精神
の振起

故ニ善良勇武ニシテ愛國ニ厚キ所ノ國民ヲ養成セネバナラヌ吾人が本ヲ一卷讀ムモ筆ヲ一本握ルモ或ハ手工科ニ於テ鋸一ツ握ルモ此愛國心ノ發動デアル之ヲ名ケテ國民教育ニ於ケル教育家ノ熱心ト云フ今日ハ餘リ迂遠ナコトヲ考ヘテ居ラレナイ

それより實業教育の大に重んずべきことを説き、又中學教育に關しても次第に古典を減じて、近代語特に國語を重んずべきことを、佛蘭西及び獨逸の例を引用して説明して居る。

井上氏は小學教育に關しては多く改革を加へなかつた、是れ明治二十三年に於て既に一般の整理を遂げてあつたからである。小學校に關して井上氏の専ら力を用ゐたのは教育の普及と云ふことであつて、それが爲には市町村經濟の許す限り授業料を減少又は廢止することを獎勵し、特に女子の就學を希望する爲に小學校の教科目に裁縫を加へしめた。又小學教員年功加俸國庫補助法案を議會に提出したが、議會解散の爲め不幸成立を見るに至らなかつた。

中學教育に關しては、一大改革を施さんと企てられた。即ち中學教育は一方に於ては高等教育の豫備門となり、一方に於ては中等士民の教育所であるが、實際の有様を見ると、専ら豫備的教育を施して居るの有様であつたので其の弊害を除去せんとして文部省内に中學制度取調委員なるものを設けた。明治二十七年三月尋常中學校學科及程度を改正し、又高等中學校を高等學校と改め、同年九月實施した。尋常中學校を改正するの要旨は、一方に於ては各府縣一校の制限を廢して、増設を許し、學科目に關しては第四

中學制度取
調委員

第五學年の第二外國語を廢し、國語及漢文の時間を大に増加した。又實業に就かんと欲する者に適切なる教育を施す爲に、第四年級以上に於て實科を設くることを得しめた。又高等中學校を高等學校と改正した理由は、第一従前の高等普通教育を授くるの所を移して、高等專門教育を授くる所となすこと、第二高等學校の成績に従ひては、將來之を進めて大學とするの素地を作ることであつた。井上氏は此の改正令を發する前に、高等中學校長を招集して諮詢する所があつたが、自ら歐米列國の大學校の本邦に比して頗る多數あること、並に其の程度の必しも一定せざることを説明して居る。斯くして高等學校は専門教育を施すことを本體となすこと、決定し、第三高等學校に法學部、醫學部、工學部を設置し、第一、第二、第四、第五高等學校も漸次時機を見て變更すること、として、先づ大學豫科を置くこととした。是れ實に二十餘年間に互れる所の所謂學制改革問題の發端である。明治二十六年十月井上氏は又帝國大學制度の一部を改革して講座制を定め、俸給令を改めた。其の理由とする所は次の如くである。

學制改革問題の發端

- 一、帝國大學ノ教官タル者は一身ヲ其専門ノ學業ニ委シテ專心從事セサル可ラス今分科大學ニ諸科ノ講座ヲ置キ各教授ヲシテ之ヲ擔任セシムルハ各個ノ責任ヲ明カニシ推諉ノ弊ナカラシメントスルナリ
- 二、大學教官ノ俸給ヲ分チテ本俸及職務俸トナシ本俸ハ主トシテ年功ニ酬ヒ昇叙法ニ從ヒ新舊ヲ以テ等差アラシメ職務俸ハ講座ノ經驗又ハ授業ノ繁簡ニ應シ以テ均シク勤勞ヲ償ハント欲ス

此の大學俸給令の改正は時の大學總長濱尾新氏の立案に係るものであると云ふことである。

此の如く井上氏は各方面に向つて教育の改革を企てたが、其の最も力を注いだ所のは實業教育の奨励であつた。就任早々實業教育國庫補助法案を議會に提出し、又實業補習學校規定を定め、地方長官に訓令して大に是が督勵を促した。明治二十七年六月に實業教育費國庫補助法が發布せられ、毎年金十五萬圓を國庫より其の爲に支出することとなつた。尙同年七月簡易農學校規定を定め農家をして從來因襲せる耕種の外に科學的進

實業教育の奨励

歩の利益を知らしむることとし、又徒弟學校規則を定め、職工たるに必要な教科を授くる所とした。蓋し小學教育を補習せしめ、且つ實業の思想を與へ、又は準備の實業教育を授くるは、實業補習學校の任務であつて、職業教科を授くることを主とするものは徒弟學校である。

以上は制度上の改正に屬するものであるが、井上氏は更に教育の内容に就て種々の改良を圖つた。先づ教員の任用及び監督に意を用ゆることとし、大に教師の威嚴を維持することに努め、明治二十六年五月左の訓令を公布して居る。

文部省直轄學校學生生徒公立學校生徒ニシテ其學校職員ニ辭職ヲ勸告シ又ハ上司ニ對シ其學校職員ノ免職轉職ヲ要請スル者ハ學校ノ規律ニ背クモノトシ當該學校ニ於テ用キル所ノ懲罰ノ例規ニ照シ嚴重ノ處分ヲナスベシ

思ふに當時の議會以後人心騷擾して安定を缺き、學校内に於ても種々の問題が起つた爲に、斯かる訓令を發したものと思はれる。更に二十七年一月

教師の威嚴の維持

には次の如き訓令を發して居る。

師ヲ尊ヒ長ヲ敬フハ德育ノ一大要義ニシテ此ノ點ニ於テ闕クコトアラハ驕傲不順ノ習ヲ養ヒ學校ノ目的ニ背ク者ナリ校長及教員タル者ハ此ノ意ヲ體シテ生徒ヲ薰陶スルコトニ注意スヘシ
官立及公立學校ハ三名以上合同シテ意見ヲ申立テ又ハ校長教員ニ對シ強テ面陳若クハ答辯ヲ求ムルコトヲ得サルヘシ
官立及公立學校生徒ニシテ黨ヲ結ヒ教員又ハ校長ニ對シ抵抗又ハ強迫ノ舉動ヲ爲シ或ハ課業ヲ妨害シ又ハ合同闕課シ教員又ハ校長ノ戒諭ニ順ハサル者アルトキハ各學校ハ其情重キ者ヲ一週間以上一學年間以内ノ停學又ハ放校ニ處スベシ
放校ニ處セラレタル者ハ文部大臣ニ由リ情狀ヲ酌量シテ特免ヲ與フルノ外復校ヲ許サス

又井上氏は教員の政治運動に加はることを禁じ、明治二十六年十月次の如き訓令を發して居る。是は後に尾崎文部大臣の時代に於て廢止せられ

政治運動の禁止

たる有名なる訓令である。

教育ハ政論ノ外ニ立ツヘキ者タルニ因リ教員タル者ハ明治二十二年十月九日文部省訓令明治二十五年十二月十五日内訓ノ旨ヲ注意スルコトニ怠ラサルヘシ

教育界ノ名稱ニ於ケル團體ニシテ純粹ナル教育事項ノ範圍ノ外ニ出テ教育上又ハ其他ノ行政ニ涉リ時事ヲ論議シ政治上ノ新聞雜誌ヲ發行スルハ一種ノ政論ヲ爲ス者ト認メサルヲ得ス因テ其ノ團體ハ法律上ノ手續ヲ履ミ相當ナル政論ノ自由アルト否トニ拘ハラズ學校教員タル者ノ職務上ノ義務ハ此等團體ノ會員タルヲ許サ、ル者トス

蓋し學生の政治運動に關する取締は夙に帝國議會の開催以前より文部省に於て注意した所である。明治二十二年十月には「直轄學校及府縣ニ命シテ教員學生生徒學術ノ講談演說ヲナス節現在ノ政務ニ關スル事項ヲ可否討論スル等ノ儀無之様一層嚴重ニ取締ラシム」と云ふ訓令を出して居る。又同十二月には「小學校等ノ教員ニシテ集會條例ニ依リ罰金ノ處分ヲ受ケ

二十七年の
訓令

ル者又ハ政黨ニ關係スル者ハ其ノ情狀ニヨリテ府縣知事ヨリ文部大臣ニ稟申シ該府縣内ニ於テ教員タルコトヲ差止ムヘシ」と命じて居る。

尙明治二十七年一月臨時總選舉の行はるゝに際し左の訓令を出した。

一、教育ハ政論ノ外ニ特立スヘキ者ニシテ殊ニ政黨ノ争ハ普通教育ヲ受クル未成者ノ腦髓ニ感染セシムヘカラス故ニ學校教員ハ政論ニ干預シ政事上競争ヲ幫助誘導スルヲ許サス今度議員選舉ノ事アラントスルニ當リ學校教員ノ職ヲ帶フル者ハ其ノ身固有ノ選舉權ヲ行フノ外何等ノ黨派ニ向ツテモ直接ニ間接ニ選舉ノ競争ニ關係スヘカラス

二、官公立學校教員ニシテ議員被選人タラントスル者ハ其ノ志望ヲ表白スルト同時ニ教員ノ職ヲ辭スヘシ

此の如き取締方針に關しては賛否の議論の存することゝ思ふ。併ながら當時にありては事情已むを得ざるの必要に出でたものと言はなければならぬ、又教育會に向つても同様の取締を加へんと試みた。「教育事項ニ付テハ教育行政ノ當局者ト意見ノ異同アルニモセヨ又之ヲ論議スルニモセ

體育獎勵

ヨ其範圍ハ單純ニ教育事項ニ止リ政事ニ渉ルヘカラス」と諭告した。

井上氏は元來蒲柳の質の人であつた爲か大に體育を獎勵し高等小學校男生徒には兵式體操を課するの際軍歌を用ひ、體操の氣勢を壯にすることあるべしとの訓令を發して居る、小學校生徒は校の内外を問はず洋服又は和服を問はず總て筒袖を用ゆべしとの訓令も此の意に出でたものであらうと思はれる。生徒をして筆記誦誦により過度の腦力を勞せしむべからずとか、試験により順序を上下し、賞與を與ふる等の爲に過度に生徒の神經を刺戟すべからずとの訓令を發したのも亦體育の爲であつたと考へる。右は尋常中學校長にも之を諮詢し、中等教育にも應用せんとしたのである。此の外、國語教育、漢文教育に關しては最も熱心に獎勵する所があつた。要するに井上文相は各般の教育制度並に教育内容に就て専門的意見を持つて居つたことは、明治年間の文部大臣中隨一と稱すべきである。

明治二十七年八月井上毅氏病を以て其の職を辭するや、司法大臣芳川顯正氏臨時文部大臣となり、同年十月樞密顧問官西園寺公望氏文部大臣に任

國語漢文教育の獎勵

高等女學校の規定

ぜられた。時の總理大臣は伊藤博文氏であつたが、軍國多事の際であつたからして、教育上多くの施設を見るに至らなかつた。唯、明治二十八年に文部省令を以て高等女學校規定を定めたのが注意すべき事件である。是れ高等女學校の規定の初めである。明治十九年に中學校令を發布するや、高等女學校は女子に必須なる高等の普通教育を施す所にして中學校の種類たるべしと定め、同年又東京高等女學校規定を出して居る。けれども全國に互る所の女學校の規定は未だ設けられなかつたのである。此の時の高等女學校令に依ると、其の學科目は略、中學校と同一であつて、唯、家事及裁縫を加へて居ること、又其の修業年限は六箇年であるけれども、其の第一等級に修業年限四箇年の尋常小學校の卒業若くは是れと同一以上の學力を有する者を入學せしむること、し、入學資格を高むるに隨ひ、修業年限を三箇年までに短縮することを許して居る。又生徒卒業の後尙二年以内其の學業を補習せしむることを得しむること、した。

明治二十九年八月伊藤内閣倒れて、一時黒田清隆氏樞密院議長より内閣

總理大臣を兼任したが、翌月松方内閣成り、尋で蜂須賀茂詔氏文部大臣に任ぜられた。翌三十年十一月濱尾新氏代つて文部大臣に任ぜられた。同三十年十月文部省の官制に改革があつて、新に實業學務局圖書局の二局が加はり、又視學官、圖書審査官等を置かれた。而して井上文相以來次官の職にあつた牧野伸顯氏は同三十年五月轉任して、都築馨六氏が之に代つた。明治三十一年以後は文相の更迭が更に頻繁であつて、同年一月松方内閣が倒れて、又伊藤内閣成るや濱尾新氏は在職僅かに三箇月にして其の職を辭し、西園寺公望氏之に代つた。然るに西園寺氏は翌月其の職を辭し、外山正一氏が文部大臣となり、同年六月伊藤内閣倒れて、大隈内閣が生るゝに當つて尾崎行雄氏が文部大臣となつた、同年十一月に犬養氏が尾崎氏に代つて文部大臣となつた。西園寺氏及び尾崎氏の辭職は口禍に基いたやうである。明治三十一年の二月に木下京都帝國大學總長の談話として教育公報に次の如き記事が載つて居る。

教育主義ハ無論教育勅語ニ基カザルベカラズ西園寺文相ノ所謂世界主

義ノ如キハ恐ク冤ナラン自分ノ子供ヲ天主教ノ學校へ通ハスカラ其ノ人ノ教育主義ガ基督教主義ダトカ世界主義ダトカ云フハ随分迷惑ナ話ナリ

又同氏の明治三十一年八月二十三日帝國教育會茶話會に於ける談話中尾崎文相に關する一節に次の如き記事がある。

日本ニ於テハ共和政治ヲ行フ氣遣ハナイ例へ千萬年ヲ經ルモ共和政治ヲ行フト云フコトハナイガ説明ノ便利ノ爲ニ假ニ共和政治アリト云フ夢ヲ見タト假定セラレヨ恐ク三井三菱ハ大統領ノ候補者ニナルデアラウ云々

是等の記事に依て察するに、西園寺氏及び尾崎氏が其の職にあること僅か數箇月にして辭職するに至つたと云ふことは蓋し是等の意見が問題を醸した筈であつたらうと思はれる。而して同三十一年十一月大隈内閣倒れて、山縣内閣が代るに及び樺山資紀氏文部大臣となつた。此の如く三十一年には六人の文部大臣を數へ、次官も亦菊地大麓、小山健三、柏田盛文の三氏

を數へて居る。斯かる状態に於て文教の改善を計るに暇あらざるべきは當然のこと、言はなければならぬ。但し教員生徒の集會言論及び其他の取締に關する訓令の廢止は尾崎文相の置土産と見るべきである。然るに樺山氏の文部大臣となるや間もなく奥田義人氏が文部次官となり、上田萬年氏は専門學務局長に、澤柳政太郎氏は普通學務局長に、岡田良平氏は勅任參事官に任ぜられ、岡田氏は後に實業學務局長に轉じた。是れ明治三十二年に於て我が國の文教が大に振作せし所以であらうと思ふ。但し三十三年十月山縣内閣倒れて伊藤内閣成り、松田正久氏文部大臣に任ぜられ、梅謙次郎氏が文部次官となつた。

明治二十七八年戰役の後には國運の伸長と共に次第に教育も隆昌に趣き、中學校の如きも年々其の數を増加して居る。明治三十二年には中學校令を改正し、又同時に勅令を以て高等女學校令を發布し、翌三十三年八月には小學校令及施行規則を改定した。現行の中學校令、高等女學校令、小學校令は大體に於て之を本としたものである。明治三十四年の中學校令施行規則

中學校令改
正高等女學
校令の發布

學校衛生

翌三十五年の中學教授要目、明治三十四年の高等女學校令施行規則、同三十六年高等女學校教授要目は皆此の時の改正の繼續と見るべきである。明治三十二年に於ける本邦教育の改正は根本的に過去の制度を改正したものに非らずして、時勢の進歩に顧みて其の内容を充實したものと見るべきである。而して學校の設備に關しては頗る理想的の規定を見るに至つたのである。明治二十九年文部省内に學校衛生顧問會を置き、又學校衛生主事一人を置いて諮詢すべき事項の調査を掌らしめることとしたが、明治三十二年には遂に學校衛生課を置くに至つた。又三十年には學校醫職務規定及學校傳染病豫防及消毒方法を省令として發布した。此の如く學校衛生に重きを置くの結果、三十三年の小學校令施行規則にありては設備準備の一章を加へて、屋外體操場及び屋内體操場教室及び廊下の構造等に關する嚴重なる規定を定めた。中學校及び高等女學校に關しても略、同様の規定を設けて居る。而して斯かる理想的の規定は今日より見れば學理上大に歡迎すべきものがあるにも拘はらず、地方に於ける教育費の膨脹を來

すと云ふ理由を以て地方官及び地方人民の非難の的となり、遂に之を廢棄するに至つたのみならず、長く學校教育に關する一部人士の反感を買ふに至つたのは惜しむべきことである。

小學校教育に關しては大に其の内容を整頓し、殊に國語の改善に努力をした。先づ變體假名の使用を廢止し、字音假名遣を改め、漢字の使用を制限し、中學校にありては國語科と漢文科とを併せて國語及漢文科とした。是等は明治二十七八年戰役に於ける戰勝の餘威に基く時代思想の産物とも見るべきものであるが、其の後幾程もなくして反動を來すに至つたことは餘りに功を一時に急いだ爲めであつたと思はれる。明治三十二年新に視學官を府縣に置き翌三十三年文部省視學官特別任用令を定め、第一、二箇年以上文部省直轄學校の校長又は奏任教官の職に在る者、又は在りたる者、第二、三箇年以上師範學校長、官立公立中學校長、官立公立高等女學校長又は官立公立實業學校長の職に在る者、又は在りたる者にして一箇年以上道廳府縣視學官の職に在る者、又は在りたる者は之に任ぜられることを得しめた。

國語教育の改善

是れ亦視學制度の一大進歩であつたに相違ないが、地方に專任視學官を置くことが却つて地方の教育費を膨脹せしめると云ふ理由の下に一部の地方長官及び人民の反感を受け、遂に地方視學官の制度が廢せられ、今尙それを復活するの氣運に達せざるは最も惜しむべきことである。

第七章 明治二十三年より同三十三年に

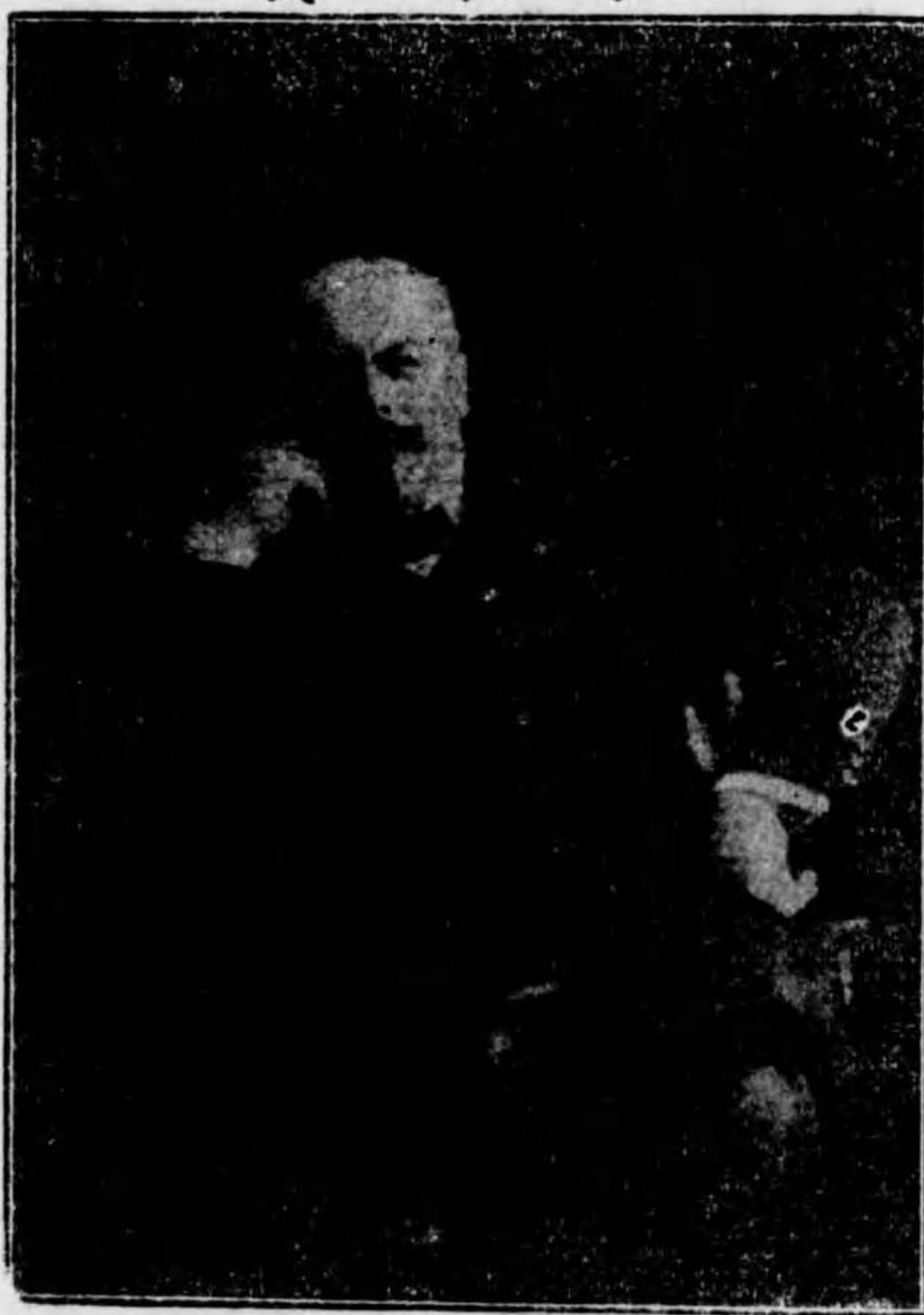
至る教育の學説

此の時期に於ける教育思想は、前の時期と種々なる點に於て其の趣きを異にして居る。前の時期に於ては主として歐米の教育學説を輸入したのであるが、此の時期には大に歐洲大陸中にも獨逸の教育思想を取入れるようになった。又前期に於て教育學説の主なる宣傳者たりし伊澤、高嶺の二氏は、學校長若くは教育行政官として活動するに至つたが爲に、教育學説に關する研究は、他の人の手に移つた。又教育思想の中心地も、先きには主として高等師範學校であつたが、此の時期には大學が其の策源地たるの觀を

獨逸教育思想の移入

呈するに至つた。

明治二十一年に獨逸人のエミル・ハウスクネヒト氏はルードウイヒンツセ氏と共に我が帝國大學の教師として聘せられた。ハウスクネヒト氏は



ハクスクネヒト氏

一、稻垣末松、山口小太郎、松井簡治、岡田五兔の諸氏が其の中にあつたのである。是よりしてヘルバルト派の教育學は我が國に傳へられ、全盛を極むるに至つた。高等師範學校の側に於ても、教師の中に海外に留學を命ぜられ

専ら教育學を講ずるが爲に聘せられたのであつたが、赴任の時に制度の改正之に伴はなかつた爲に、已むなく教育特約科なるものを設け、主として高等中學校の教育者を養成する目的を以て教育學を講じた。谷本富、湯原元

教育に關する留學生

る者があつて、教育學を研究する者が出たのであるが、主として獨逸に行き亦ヘルバルト學派の教育説を傳へて來た。當時の教育に關する留學生を擧ぐれば

- 野尻精一 明治十九年度派遣 三箇年 獨國 師範學科手工科
- 篠田利英 明治二十年度派遣 三箇年 米國 師範學科
- 日高眞實 明治二十一年度派遣 三箇年 獨國 教育學
- 黒田定治 明治二十二年度派遣 三箇年 米獨 師範學科
- 波多野貞之助 明治二十五年派遣 三箇年 獨國 師範學校及實業補習教育ニ關スル事項
- 大瀬甚太郎 明治二十六年 三箇年 獨佛 教育學
- 安井てつ 明治二十九年 三箇年 英 教育學及家政學

明治二十二年に帝國大學の哲學科を卒業した大瀬甚太郎氏は、翌二十三年に師範學校教科用書として教育學を出版し、主としてヘルバルト派の教育説を採用して居る。湯原元一氏の『教授新論』は又ヘルバルト學派に屬するロイツ氏の教育書に據つて之を小學校教育に適切ならしめたものであ

獨逸教育書の紹介

後篇 明治以後の教育の發達

第七章

明治二十三年より同三十三年に至る教育の學説

四七五

る。而してヘルバルト派の教育書中、最も廣く行はれたのはケルン、リンドネル、フレイリヒ及びロイツの諸氏の著であつたやうに思ふ。尙ヘルバルト派を外にしてはローゼンクランツ、ペイン、グリーンウッド、ヂェス、ヂースターウエヒ等の教育書も此の時期に紹介せられて居る。蓋し此の時期は教育學の理論研究の勃興した時代であると言つて宜い。

ヘルバルト學派の教育書に關しては、藤代禎輔氏に依てヘルバルト自身の教育學原著も翻譯せられたけれども、多く行はれたのはケルンの教育學書であつたやうである。ケルン Kern は千八百二十年に生れた人であつて、ライプチヒ大學に於て數學、言語學、哲學等を研究した。千八百四十六年にはハレのベダゴーギウムの教師となり、千八百四十八年にはコーブルヒのギムナーヂウムの教師となり、千八百六十一年にはライン河畔ルール地方にあるミウルハイムのレアールシュレー及び高等女學校の校長となり、千八百六十五年には伯林の市立實業學校長となつたが、千八百六十八年より哲學及び教育學の檢定試験委員となつて大に勢力を持つに至つた。尙千八百

ケルン氏

七十六年より千八百七十九年までは伯林のフリードリヒ・ウイヘルム・ギムナーヂウムの校長となり、千八百九十一年退職して同年歿した。而して其の著『教育學要義』Grundriss der Pädagogik は千八百七十三年の著である。

此の書に就ては三種の翻譯が出て居る。即ち

普通教育學 明治二十五年 深柳政太郎譯
立花鏡三郎譯

教育精義 同 年 山口小太郎譯

ケルン教育學 明治二十六年 國府寺新作譯

抑、ケルンの教育學書は、一種の教科書若くは教科用參考書である。其の原著序文に於て明白に其の旨を告白し、ヘルバルト教育學書は初學者に難解の點多きのみならず、實際教育に關係する所少く、チルレルの教育書も或は材料豊饒に過ぎ、或は全部の體章を示さざるの失あり、ストイの教育學書も亦統系を指示せず、依て是等の諸書につき教育に關する事項の梗概を抜萃せしに過ぎずと言つて居る。而して同書の第五版にはオットー・ウイelman氏の序文がある。それに依れば、中等教育に於けるヘルバルト主義の影響

ケルン教育學書

第一部の内容

はケルンの力に負ふ所が大である」と記してある。之に依て同書の性質と其の勢力とを知るべきである。今参考の爲に同書の第一部の内容を次に掲げて置かうと思ふ。

山口氏「教育精義」

國府寺氏の「ケルン教育學」

緒論

總論

第一部 普通教育學

第一部 普通教育學

第一篇 教授論

第一篇 教授論

第一章 教授の目的

第一章 教授の目的

第二章 教授の材料

第二章 教授の材料

第三章 教授の整理法

第三章 教授の整理

第四章 教授の方法

第四章 教授の方法

第二篇 教導論

第二篇 督理論

第一章 教導の目的

第一章 督理の目的

第二章 教導の手段

第二章 督理の方法

第三篇 教練論

第三篇 訓練論

第一章 教練の目的

第一章 訓練の目的

第二章 教練の手段

第二章 訓練の方法

教育の概念

第二部は特殊教育學であつて、各科教授のことを論じたものである。同書の第一部の緒論に於ては、先づ教育の概念を説き、「教育とは一定の目的と方法とを備へて、教育者が被教育者に加ふる所の影響である」と定義して居る。併し教育の目的は人間全體に關するものにあらずして、身體的教育即ち體育をも教育の中に包含させることは教育と云ふ言葉の使用を任意に變更せるものとして居る。是等は皆ヘルバルトの説を承けて居るものである。如何にも身體の健康及び發育の、教育上大なる意義を有することは、身心の關係に依て明かに之を認むるが之を以て其儘それを教育と見るべきではないと云ふのである。而して教育とは次の如く定義すべきものとしてチルレルの説をも参照して居る。即ち「教育とは一定の方法を具して教育者が被教育者に加ふる動作にして被教育者の心内の全部を確乎たる一定の

形となさしむるを目的とするものなり、此の外教育の目的を以て道徳を養ふにありとし、道徳に一定の識見を興ふること、之に應ずる欲求を起すことの二つの要素ありと説いて居る。而して此の兩者は共に思想環(Gedankenkreis)より起るものであるから、教育者の仕事は前者に對しては教授、後者に對しては訓練となる。訓練は教授の後に來るべきものであつて、訓練の前に又之を妨ぐる慾望を抑壓する所の管理と云ふものがなければならぬ。是れ彼れの教育學系統の基礎である。

教授の目的

教授論にありては、先づ目的論に於て、教授は被教育者の思想界を陶冶して、其中より道徳に統御せられる識見を發生せしむることを第一の任務とすべきことを論じ、それが爲には觀念をして慾求にまで導くために、興味を惹起するの必要を説きて興味論に移り、多方的興味、六種の興味、直接興味、間接興味等のことを論じて居る。教材論に關しては、歴史は交際と經驗とを補ひて、同情を養ふべく、理科は専ら經驗の缺を補ふものとして居る。而して教材を選ぶには、直接に道徳的陶冶を目的とするものと、被教育者の類

教材選擇

各教科の任務及び相關

化的觀念群を作り、將來自ら已れの觀念界を擴張するを得しむる基本たらしむるものであるとして居る。ケルンはチルレルの文明史的段階を採らないけれども、歴史と傳説とを嚴肅に區別するの必要なしとなし、又開化史、文學史、宗教史等をも歴史中に包括すべきものとして居る。歴史は多方的興味を惹起し、史籍及び詩歌に傳ふる人物に對して同感の情を起し、又社會的、宗教的興味を起さしむるものであるとして居る。希臘語、羅旬語等の學習も亦歴史を助くるものである。獨立なる語學教授としては、言語の正體及び美形を感知せしめ、又道徳的判斷をなさしむる。中にも同情及び愛國心を養ふの便があるとする。理科の教授は第一に經驗的興味、思想的興味、審美的興味、宗教的興味を起すばかりでなしに、自然を詩化して同情的興味を養ふことを得べしとして居る。數學及び圖畫の教授は、理科と連絡を保つて授けらるべく、數學教授は數、形及び運動に關して理科教授の形式的陶冶を施すべきである。而して形態を理會するを補助するものは圖畫教授である。又獨立の教科目としては、數學は推理的興味を養ひ、思考に形式的

陶冶を與へ、圖畫は審美的興味を養ふものである。又體操及び水練は理科に關聯し、習字、圖畫、手工は體操に連關するものとせるは如何に中心綜合説を考慮したかを見るに足るのである。ケルンは又宗教教授に就て説く場合も他の教科目と連關することの必要を述べて居る。

教授の順序に就て、先づ教授は何時始むべきかと云ふことに就ては、兒童が官能を用ゆることを始むる時に於て、其の時から教授を始むべきものであるとする。又教授は何時終るべきかに就ては、兒童の陶冶性が終るべき時に終るものとする。陶冶性は幼時に於て最も大にして、年齢の進むに従つて漸次減少する。被教育者が自ら身を修むることを初むる時は、陶冶性は變じて自治の域に達するものである。而して何時斯かる時期の來るべきかは、個性其の他の事情に依て定まるものであるとし、又並行教授の原則と題して、史學的教科と理學的教科とを並行して教授し、それに依て多方的興味の間、正しき衡平を得しめ、觀、界全體の中樞には常に道義的情操を包含する、教科を置かなければならないとする。是れ獨逸に於ける學科目

並行教授の原則

教授段階

の配當は、多數の科目を平行的に教授することを原則とする理論的の根據と見るべきである。ケルンは事物の相連絡するものは之を分離すべからずとなし、小學校の初學年に於て直觀の一科目を置き、後それを二つに分岐して、史學教科と理學教科となすべしと説いて居る。但し初めより物語と觀察との二科に分ち、前者には宗教及び傳説を含ましむることを可として居る。之に加ふるに、同時に教授する事物の連絡と題して「教授の統一」を論じ、地理科を以て史學科と理科とを結合する關節となす説、語學を以て史學科、理學科の兩部を結合せしむる説を擧げ、特に純乎たる専門家の思想を捨つべしと論じて居る。但し教材の段階的排列に就ても述ぶる所がある。教授の方法に關しては分解と提示及發達の區別を擧げ、第一は既存の觀念を明かにする方法であつて、それを擴充して新しき觀念を與ふるを擴張法と言つて居る。第二の者は分れて提示法及び開發法となるのである。歴史教授等に於て新事實を授くる時には前者に依り、數學教授等に於て新關係を示すは後者に屬する。而して此の三者は相互に扶助せざるべからず

として居る。ケルンは發達法と六種の興味との關係に就て細論して居る。尙管理及訓練に關して説く所があるが、それは別に新しいものがない。兎に角我が教育界に於て、斯かる系統的教育説を採用し、之を尊重するに至つたのは、其の組織の整然たるに基くにも依るけれども、又一部は道德的人格を以て教育の目的としたと云ふ點にあると思ふ。前の時期に於ける教育説は、方法上に於ては大に見るべきものがあつたのであるが、教育の原理に關しては未だ整はざる所があつたのみならず、其の教育原理は主としてスペンサー及ジョホソットの説に基いたものであつて、寧ろ功利主義的傾向を持つて居つた。然るにヘルバルト派は之に反して道德主義、人格主義を力説したと云ふことは、此の時期に於てヘルバルト教育學の大に歓迎せられたる一大原因でなければならぬと思ふ。而してケルンは斯かる教育思想を養成する上に於て、與つて大に力があつたのである。

ヘルバルト教育説を我が國に普及するに關して最も功績のあつた人はケルンとリンドネルである。リンドネルの教育に關する著書は數種ある

が、其の中に於て明治二十一年に『麟氏教授學』と云ふのが出で、同二十六年に『倫氏教育學』と云ふのが出て居る。前者は一般教授論の書であり、後者は一般教育學の書である。而して後者は湯原元一氏の翻譯に係るもので、最も廣く行はれたやうに思はれる。リンドネルの書はヘルバルトの學説を祖述して、壞地利の師範學校教科書として著はされたものである。其の中にはペスタロッチ及ヂーステルウエヒなどの説も參考して居ることは原書の序文に明かである。而して湯原氏の翻譯したのは、ブレイリヒの増補に關るもので、其の中にはリンドネル氏の原著になかつた所の體育の一篇を加へて居るのである。

リンドネル Lindner は千八百二十三年にベーマンに生れた人で、ブラীগに於て哲學を研究し、それより神學校に入つたが、千八百四十八年に再びブラীগに歸つて哲學及び法律を修め、前には數學及び物理を修めた。千八百七十一年にレアールギムナーヂウム校長となつたが、其後間もなくグーテンベルヒの師範學校の校長となつた。此時に彼は一般教授學と一般教

リンドネル
氏

育學とを著したのである。千八百七十八年にはブラーグの大學の教授となり、教育學、心理學及倫理學を擔當した。而して千八百八十七年に歿した。フレイリヒ氏 Frohlich は獨逸の普魯西の教育學者であつて、千八百二十七年にサクセンのワイマーのメルケンドルフと云ふ所に生れ、ワイマーの師範學校に入り、後にエーナの大學に於て教育研究所に入り、それから諸方の小學校の校長や、高等小學校の校長や、地方の視學などをした人であつて、千九百一年に歿した。今リンドネルの原著で、フレイリヒの増補に係る教育學を、湯原氏の翻譯に依て目次を擧ぐれば次の通りである。

緒論

教育の原理

第一部 體育

人體の構造及其裝置

人體の攝養及其養成

第二部 心育論

フレイリヒ氏

倫氏教育學
目次

第一項 心意の發達に就きて

第一篇 直觀期

第二篇 學校期

第三篇 思辨期

第二項 教育の目的に就きて

第三項 教育の施行に就きて

第一篇 教育の手段

第二篇 教育の主義

第三篇 教育の方法

第一 管理

第二 教授

第三 訓練

第四項 教育の形式に就きて

第一篇 家庭教育

後篇 明治以後の教育の發達

第六章 明治二十三年より同三十三年に至る教育の學説

第二篇 學校教育

第三篇 特別教育

第一 雙啞教育

第二 盲人教育

左の中で特にベストタロッチ主義の著しく現れて居るのは教育の原則に関する論であつて、其中に第一教育は理性に合すべし Die Erziehung sei vernunftmässig 第二教育は自然に合すべし Die Erziehung sei naturgemäss 第三教育は開化に合すべし Die Erziehung sei kulturgemäss 第四教育は現實理想の中間にあるべし Die Erziehung halbtage einer idealer Richtung 第五教育は統一を有すべし Die Erziehung sei einheitlich 第六教育は教育手段を正當に適用すべし Die Erziehung mache von der Erziehungsmitteln der richtigen Gebrauch 等の箇條がある、同書には五道念の説、多方興味の説なども論じて居るが、文明史的段階並に中心統合のことは説いて居らない。

明治二十五年に岡田五鬼氏の科學的教育學と云ふのが出て居る。同書

教育の原則

ライオン氏

はフレイリヒの科學的教育學と題する著書を翻譯したもので、ヘルバルト、チルレル、ストイなどの主なる教育主義を述べたものである。此外ヘルバルト派の教育説に關しては、前に述べた所の能勢榮氏の『萊因氏教育學』と云ふのが明治二十八年に出て居る。此の書はライオン氏がゲッセンの叢書の中に書いた所の教育學の翻譯であつて、極めて簡單のものであるが、内容は極めて充實したものである。晩年に於てライオン氏は系統的的教育學を出して居るが、それまではライオン氏の教育説を知るには之に依るの外はなかつた。ウイリヘルム・ライオン Wilhelm Rein 千八百四十七年にアイゼナハに生れ、同地のギムナジーヂウムにて勉強し、エーナ大學に入り、更にハイデルベルヒ及ライプチヒの大に學んで、神學及び哲學を研究し、千八百七十二年にワイマールの師範學校の教師となり、千八百七十六年にアイゼナハの師範學校長に轉じ、千八百八十六年にストイの後任としてエーナに聘せられ、教育學の教授となつた。能勢氏の『萊因氏教育學』と云ふのは此のライオン氏の教育書の英譯に依て譯されたものであるやうに思ふ。今其の目次を擧ぐれば次の

萊因氏「教育學」の目次

通りである。

- 第一篇 教育の目的の理論
 - 第一章 教育とは如何なるものか如何に其目的は定めらるべきか
 - 第二章 教育の最上の目的
- 第二篇 教育の方法の理論
 - 第一章 方法學の大意
 - 第二章 教授の目的
 - 第三章 教科の選擇
 - 第四章 教科の排置結合
 - 第五章 學科の統同結合及び中心統合法
 - 第六章 普通教授法
 - 第七章 特殊教授法
 - 第八章 教導論
- 一、訓練論 二、兒童の管理 三、體育論

「小學校教授の原理」

谷本富氏の紹介

ライン氏の教育學書は此外に小學校理論及實際と云ふのが千八百七十九年より千八百八十五年までに八卷となつて著はれて居る。俗に所謂ラインの八學年と云ふのは之を指すのである。此の書はエーナ大學に屬して居る研究學校に於てヘルバルトの趣意を、八學年の小學教育に實施した結果を細かに記述したもので、明治三十四年に山口小太郎、佐々木吉三郎譯となつて出て居る『小學校教授の原理』と云ふのは此の書の第一卷の前半を翻譯したものである。而して其の中には教授の原理を説き、教題の選擇及配列教科の結合、教材の取扱等の問題に就て詳しく論じてある。其の第二卷の方は即ち各科教授であつて、是が最もヘルバルト派の教育の實際を見る上に於て參考となるものであるが、我が國には未だ翻譯せられて居ない。以上はヘルバルト派の教育學書の翻譯せられたるものに就て述べたのであるが、ヘルバルトの教育學説を翻譯でなしに、自己のものとして大に我が國に紹介したのは谷本富氏であらうと思ふ。谷本氏は夙に『實用教育學及教授法』に於て、ヘルバルト主義の實際的方面を紹介して居る。是は尤ヘル

後編 明治以後の教育の發達 第七章 明治二十三年より同三十三年に至る教育の學説

バルト派のロイツと云ふ人の書に依つたものゝやうに思はれる。明治二十八年十二月に谷本氏の公にして居る『科學的教育學講義』と題する著書は、概括的にヘルバルト學派の教育學を論ぜるものであつて、頗る學究的の又努力の作と言ふべきものであると思ふ。同書は緒論の外に第一編教育の目的を論ず、第二篇教育の方便を論ず、第三篇教育の事業を論ずと題し、第三篇を更に第一章教導、第二章教授となし、第二章を更に第一項教授の目的、第二項教科の選擇、第三項教科の排列、第四項教科の取扱方となし、第三章は教練に就て説いて居る。此の書は最も眞面目なる作であつて、ヘルバルトの哲學説をも説いて居る。而してヘルバルトに關する評論にして翻譯せられて居るものは明治二十八年二月に山口小太郎氏譯の『小學校ニへるばると教育學ノ價值』と題する書である。是はフオイクトと云ふ人が千八百九十一年に著はしたものである。

フオイクト Voigt と云ふ人は千八百五十五年に普魯西のベツシェンドルフと云ふ所に生れ、ポルターの有名なる貴族學校に入り、後諸方のギムナーヂウム

フオイクト
氏

に移り、ハレ大學に於て神學を研究し、千八百七十九年にシエネーベックと云ふ所の小學校長となり、千八百八十三年に牧師となつたが、千八百八十五年にはボーゼンの師範學校の教師に聘せられ、千八百十七年にはノイルッピンと云ふ所の師範學校に轉じ、千八百八十九年にはバルビーと云ふ所の師範學校長となり、其の後も諸々に轉じたが、千九百年に伯林の地方視學官となつた人である。

フオイクトの書は大體に於てヘルバルト派の教育説を祖述したものである。けれども全然それに同意して居るのではない。彼れの最もヘルバルトの教育説に賛成して居る所のものは、道德的陶冶は、教育の最終目的を表し、總ての教授を統一するの思想となす點にある。彼はヘルバルト派が快樂主義、實利主義を斥け、又國家の爲に教育すべしと言ひ、「人類一般の爲に眞人を教育すべしと言ひ、又一方に偏倚せる觀察」にも反對して、教育の目的は道義にあり」と云ふ道德圓滿の人物を養ふことを旨とする説に従ふべきを力説して居る。而して彼はヘルバルトの教育説は「偏せず僻せず玲瓏たる教育

道義的人物
養成

てふ一大珠玉を完甌無缺に應用するものなり」と説いて居る。其文に曰く
若シ夫レ道義的人物養成トハ人間ヲシテ眞ノ人間タラシメ個人ノ生活
ニ於テ之ヲ實行シ完全ナル博愛ニ達セシムルニアリトセバ道義ヲ目的
トセル「ヘルバルト」教育ハ眞正ノ人ヲ教養スル唯一ノ捷徑タルヤ明ナリ
故ニ彼ノ人類一般ノ爲ニ教育ヲ施スベシト唱フル博愛教育論ハ此ノ道
義教育ト同様ナル目的ニ歸着スルコトヲ知ルベシ
而して道義を目的とすることは博愛を目的とすることに比すれば着實
にして且つ確定的であると云ふことを次の如く述べて居る。

道義教育

道義教育ハ又國家的教育ノ目的ヲ包含ス蓋シ道義ノ完成ハ社會ニ立チ
テ國家公共ノ事務ニ就事スル者ノ必須ノ要件タルノミナラズ又其ノ生
活生存ノ泉源ニシテ自立ノ地位ヲ保持シテ社會國家ノ利益ヲ企圖スル
ノ能力ヲ付與スルモノタリ

尙又道德的教育は門地と職業とを問はず、自營獨立の豫修を與ふるもの
であつて、社會に於て有用なる一人たるの資格の能力とを得しむるもので

二個の反對
説

あるから、個人の實利主義にも合するものである。人生の幸福は皆道義的
動作に基礎を持つて居るのであるから、道義的教育は幸福説とも扞格する
ものではないと説いて居る。斯くしてフオイクト氏はヘルバルトの教育學
は小學校の教育に神聖と威嚴とを與へたとして居る。尙進んでヘルバル
トの教育學の目的に對する二個の反對説を數へて居る。其一の反對説は
「道義を以て全般教授を統一する唯一の目的と看做す」を以て餘りに偏傾に
過ぐるとなすのである。例へば「教育は知識を與へ心力を暢發し技藝を教
養して傍ら道義的の教養を施すを以て最終の目的」となすが如きは是であ
るとして居る。是れ中庸を得たるが如き説であるけれども、此の如きは實
行不可能である。何となれば、道義は唯一の目的物たるか、或は全く目的物
たらざるかの二途あるのみであるからである。且つ道義は人生行爲動作
の最高なるものであつて、且つ最も普通のものであるからして、教育の最終
目的は道義の外に出づることは出来ないと言つて居る。又第二の反
對説は、ヘルバルトの教育學は教育の宗教的要素を侵害すると言つて非難

するのであるが、是も當らない、ヘルバルトは宗教の必要なることを認めて居るのみならず、之を教材に取り入れて居るのである。唯、宗教科を別置して之を一學年より授けないと云ふに過ぎぬことを詳しく説明しようと試みて居る。

此の如く熱心なるヘルバルトの教育學者であるフオイクトは、ヘルバルトの心理學に就ては全然賛同して居るのではない。ヘルバルトが能力説を打破して觀念説を立てんとして居ることに異論を挟む者ではないが、觀念を以て感情及び欲望を起す唯一の要素となすことに反對して居るのである。感情及び欲望の原由も、靈魂の根本的能力にありとフオイクトは見るのである。要するにヘルバルトの觀念説の形而學的基礎に關して反對の意見を持つて居るのである。それ故にフオイクトはヘルバルトが憂慮した靈魂の先天的稟性論と意志の自由説とに對しても、穩健なるものにおいては別に左程憂ふるに足らないとなして居る。

フオイクトの最も熱心にヘルバルトを賞讃する第二の點は彼れの興味論

心理論

興味論

である。彼は興味と慾望とを區別し、前者を以て全然無關心のものとして居る。即ち興味は物質的慾望を含まないものとするのである。此の點に於て彼れはヘルバルト以上のカント派と云ふことが出来る。而して興味は永續的なるを要し、純潔なるを要し、自由なるを要し、多方的なるを要する故に興味其のものは道義的のものである。即ち自由絶對のものであると説くのである。彼は尙進んで六種の興味の依て生ずる所以と、それらと五道念と各學科との關係を論じ、各學科は六種の興味を起すことに依て道義的陶冶を起すべき所以を詳論して居る。是れ實に徹底せる道義的教育論と云ふべきである。彼は又五段の教授形式に關しても全然同意を表し、之と興味との關係を説いて居るけれども、開化史的段階説と中心統合説とは排撃して居る。

以上の如くヘルバルトの教育説は此の時期に於て全盛を極めたのである。而して斯かる勢力をヘルバルト派が持ち得し所以のものは、一には其の以前の教育主義が尊嚴を缺いて居るに反して、道德主義と云ふ極めて高

ヘルバルト
全盛の理由

潔なる標榜の下に立つたと云ふことにも依つたのであるが、又一には教授の方法論に於て開發主義が餘りに形式一方に走り、遂に無用の駁辯を弄すると云ふが如き弊を生じたに反して、ヘルバルト派は新舊觀念の融合と云ふことを教授の主眼となし、觀念界を豊富ならしめ、觀念界を確實に組織することを力説した爲に、開發教授主義の弊であつた所の形式主義を補ひ、觀念界を充實すると云ふ長所を持つて居つた爲であると思はれるのである。而して又是れは教授論に於ける一進歩たるを失はなかつたと思ふのである。

此の如くヘルバルトの教育説が全盛を極めて居つた際にもヘルバルト以外の教育説も種々紹介せられて居ることは前に述べた通りである。而してそれは我が國の實際教育界には左程の影響を及ぼし得なかつたとは思ふけれども、如何なる種類の教育説が當時我國に輸入せられたかと云ふことを明かにする手段として、其の中の最も主要なる獨逸のヂッテスの教育説と、佛蘭西フイエーの教育説とを紹介して置かうと思ふ。ヂッテスの教育

ヘルバルト
派以外の教
育説

説は明治二十七年に『坪實踐教育學』と題して藤代禎輔氏が翻譯して居る。此の書は例言にあるが如くフリードリヒヂッテス教育學全書の中『教育教授要論』の部分を翻譯したものである。ヂッテス氏はベネケの教育學説を受け、ヘルバルト派の教育學説に反對して居る者である。ベネケ Bencke は千七百八十九年に伯林に生れ、巴里及び伯林に於て神學と哲學とを學び、シュライエルマッヘルの影響を受けた哲學者である。千八百二十年に伯林大學に於て講義を開いたが、千八百二十二年にヘーゲルの爲に開講を禁ぜられた、ヘーゲルは當時伯林大學に於て全盛を極めて居つたのであるが、ベネケの講義題目の中に『道義物理の原理』と云ふことがあつたので、それが爲に此の禍に遭つたと言はれて居る。又それが爲にザクセンなどに於てはベネケを教授とするを禁ずるに至つた。併しゲッティンゲンに行つて止まることが出来、千八百二十七年まで同地に居つたが、再び伯林に歸り、ヘーゲルの死後助教授となり、千八百五十四年に大學の講義に出る際に誤つて溝に陥つて死んだ、其の著『教育及教育新論』と云ふのは千八百三十五年より千八百三十六

ヂッテス氏

年の間に出版せられたものである。

ヂッテス氏 Dites は千八百二十九年にザクセンに生れ、ブラウエンと云ふ所の師範學校に入り、それより小學校の教師となつて居つた。其の間にライプチヒ大學に於て二回程聽講生として講義を聽き、ヘミニッツと云ふ所のギムナーヂウムの副校長となつたが、千八百六十五年に師範學校長としてゴーターに聘せられ、千八百六十八年に新に市立のベダゴーギウムをヴァインに於て設立するに及び其の校長として聘せられ、それより埃地利の教育行政にも參與して、大に勢力を振つた。併しヂッテスはカトリックに反對し又ヘルバルトの教育説を激しく攻撃した。千八百七十八年以來ベダゴーギウムと題する雑誌を發刊し、千八百八十一年よりは職を辭して専らそれに従事して居たが、千八百九十六年に遂にヴァインに歿した。

ヂッテスの『實踐教育學』の内容を見ると、第一篇は體育、第二篇は心理概論、第三篇は智育論、第四篇は情育美育論、第五篇は德育論である。而して第六篇に教育通論と云ふものを置いて教育の一般問題を取扱つて居るのである。

「塚氏實踐教育學」

今其の第一篇及第二篇の要目を挙げ、其の内容を説明して見ようと思ふ。

第一篇。體育

緒論

第一章 概論

第二章 體育の樞要

第三章 體育の着眼

第一 榮養

第四章 榮養の目的

第五章 嬰兒の榮養

第六章 幼兒の榮養

第七章 榮養の方法

第二 呼吸及皮膚の保護

第八章 生理上の關係

第九章 呼吸作用の保護

後編 明治以後の教育の發達 第七章 明治二十三年より同三十三年に至る教育の學說

第十章 皮膚の保護

第三 運動及休息

第十一章 運動の性質及種類

第十二章 休息及無意運動

第十三章 有意運動及其影響

第十四章 有意運動の教導即ち體操

第十五章 運動の通則睡眠

第四 神經及覺官の動作

第十六章 神經及覺官生活の重要及骨相學

第十七章 身心的教育の主則

第十八章 覺官の保護

第五 疾病

第十九章 普通の小兒病

第二十章 色慾上の異變

第二篇 精神生活の通觀

第二十一章 精神の發達と身體の發達との關係

第二十二章 發達の段階、受領、再生、原造

第二十三章 發達結像及發達方向

第二十四章 心像の結合、感情

第二十五章 精神發達は普通及特殊の賦性によりて規定せらるゝこ
と。

ヂッテスが第一篇として體育論を擧げたと云ふことは、如何に體育を重んじ
たかを見るべきであつて、此の如きもヘルバルト派と説を異にして居るこ
とが分る。而して其の心理概論とも言ふべき方面に於ても、ヘルバルトの
如き觀念本位に見ることをせずして、知情意の三方面より論じて居るので
ある。第二篇の精神生活の通觀と題する部はヂッテスの教育に關する思想
の基礎となるものである。彼に従へば「人生の第一期に於ては身體の發達
すること精神の發達に先つこと著しきものなり」と言つて居る。初生の孩

兒にありては身體の機關は既に一定の完成 *eine gewisse Vollendung* を呈して居る。即ち腦髓、神経系、筋系、骨格、心臓、肺臓等悉く備りて生れて來る、然るに精神にありては、之に反して思想 *ein Gedanken* 志向 *ein Vorsatz* 感情 *ein Gefühl* 等は一も是れあるなし、況んや悟性 *ein Verstand* 理性 *eine Vernunft* 良心 *ein Gewissen* 想像 *eine Phantasie* 等の働きに於ては尙更のことである。要するに幼兒には未だ「心性の結像」*reale Seelengebilde* は備はつて居らない、是等は始めて其の根本より生育しなければならぬものである。けれども人の精神には本來「一定の勢力本性法則」が具備して居ることを認めなければならぬ。心の本體は吾人之を認むることは出來ないけれども、是等は吾人の認識に上ること恰も光や温や、電氣や、磁氣の如きものであつて、此等の根本に横はる原氣 *Aether* は認識することが出來ないけれども、光、温等は認識に上ると同じことである。是等の勢力、本性及び能力は身體の生理的諸機關と並馳して發達するものであつて、漸次複雑なる結像 *Gebilde* を生じ、是より精神機系 *Geistiger Organismus* が築造せられ、身體機系に譲らざる豊富なる生活を開

身心發達の
先後

展するものである。是れ實にヂッテスの人性論の根柢となすべきである。而して身心の發達に關しては身體は早く發達し、精神は遅れて發達し、身體の發達の緩慢なるに至つて漸く精神の發達は速度を加へて來る。小兒期に於て既に精神生活を身體生活との平衡を示し、幼童期及び青年期に至れば、前者は却つて後者を壓し、身體の發育止むに至つて精神生活は初めて最高の豊富、力量、秩序を領得するものである。是れ精神は其の根本に於て身體に優ること數等なる活力を有する證據である。此等の高尚なる精神勢力は心的結像の鞏固なる保持と物質界に獨立せる特殊の精神現象、即ち意識に自分を表示するものであると述べて居る。

次に精神の發達段階を説いて居るが、前に述べたる先在的勢力、本性及び法則は之を賦性 *Anlage* と名けて居る。而して精神の發達作用は全く外界の刺戟を俟つて初めて誘致せられるものである。此の如く内外要素の協力が精神發達の根本的條件であつて、又事實的發端である。而して是は三つの段階をなして現はれる。第一は攝取的、即ち受領的であつて、感官力及

精神の發達の
段階

び感官動作は是である。此等は發達の成果として初めて現はれるものはなくして、直に發達の要素となるものであるから、之を心的原力及び心的原動力と認めなければならぬ。是等はベネケの根本能力 *Uvermögen* の説を繼承して居ると云ふべきである。第二第三の作用は是等の原力の發達の成果であつて、之を派生力及び派生動作と名づくべきである。其の一は再生的 *reproductive* であつて、他の一は原造的 *produktive* である。再生的と云ふのは、外界刺戟の攝取に依て生じたる感覺、知覺は其の刺戟を消失する後も精神結像として存續し、機を見て再生せらるべきものである。而して此の再生精神結像は外界に存せざるものであつて、精神固有の製作と稱すべきものである。次に原造動作とは創造的 *die Schöpferische* のものであつて、内界に於て全く新しき結像を生ずる作用である。前者は原結像に成るべく忠實ならんとするに反して、後者はそれと異なることを旨とするものである。而して嚴密に言へば人心には原造動作と稱すべきものは一もないので唯、既有的材料を新なる結合と形式とに持來し得るのである。而して

受領は先きに来り、再生は其の次に來り、原造は又其次に來る。斯くしてデッテスは更に想像、概念、判斷、推理、假定等に就て説く所がある。而してデッテスの心理説には尙能力心理學的限界を基礎とする誤謬の存すると共に、又一方に於ては創造、原造的活動を重んずると云ふ長所を持つて居ることを見逃してはならない。

デッテスの客觀的刺戟は、感覺機關に十分なる満足と與へざる時に、其處に感じ即ち快苦の感應を生ずるものである。刺戟の過剰と不足とは不快となり、適應なる場合は快となる。又刺戟が餘り長く續く時には厭倦の情を生ずる。總ての感覺は吾々が自分の中に見出す所の心の状態に外ならぬ。即ち吾々自身の本質の状態に關する自覺である、斯くして感覺は主として主觀的性質のものとなり、直觀は之に反して客觀的性質を持つて居るものであるが、兩者は全く無關係のものでない。尙デッテスは感覺が或る程度まで固定すれば、そこに心氣 *Stimmung* 又は追求 *Streben* となり、此處に慾求 *Begehren* 及び嫌忌 *Abneigung* を生ずる慾求は情緒の發展方向を生じ、嫌忌は實利

的發展方向を生ずる。審美的と云ふのは寧ろ前者に屬し、道德的と云ふのは寧ろ後者に屬する。斯くして身體は全體として三種の發達を遂ぐるものである。即ち知力的 *intellektual*、心情的 *gemüthlich* 及び道義的 *moralisch* 是れである。尙宗教に關しては知情意の三者を包含するものであつて、他と趣きを異にする所は目的物にある。即ち宗教は神と精神との不滅を目的として居る。又感情に關しては感覺より派生する現象となし、而も人間精神の原始的結像であつて、種々の感動的結像より生ずるものとして居る。其の中には身體的、知的、審美的、倫理的及び宗教的の區分がある。以上の心理觀は即ち彼れの教育學を組織する基礎となつて居るのである。是より進んで彼れの教育說を調べて見ようと思ふのであるが、先づ左に第三篇知育の要目を擧げて置かう。

第三篇 知育

第一 教育學上の考察

第二十六章 知育の價值及本質

第二十七章 基本關係、直觀性、及自働

第二十八章 覺官の重要

第二十九章 修養と子弟の自働との關係附遊戯

第三十章 認識及言語の大本的修養

第三十一章 智性修養に關する家庭問題

デッテスは智性の修養 *Bildung des Geistes* を以て「人品を作る主要なる成分なり」として居る。又「美善の使役に供せらるゝ知見は人をして地上の生物の冠たらしむ」と言つて居る。彼は斯くして知的陶冶を以て人の人たる所以を發揮し、人生の目的を達せしむるの手段となし、「知育を短縮するものは人の本分に達することを妨げ數知の道を示すものは人々の目的に近からしむる」となし、而して人の發達の目的は人の天與の賦性 *Naturanlagen* の中に示さるるものである。「人智の原力には獨り認識の能幹 *Heimkeit* の存するのみならず、また認識の追求 *Streben* の存するなり、真理の光の智性に於けるや空氣と養料との身體に於けるが如く頗る緊要なり」と説いて居る、斯くして彼は人が知見を

知的陶冶の
目的

得んと努力するのは彼れ自身の本性の要求に従ふものであつて、證覺 *Authentic* の新しき階段は「彼れの品位と本分の一層高き程度」に達することを示すものであるとなし、斯くして彼は知的陶冶の目的を外部的實利的に過ぎることに反對して居る。此の點に於て彼は當時の時代思想であつた新人文主義に屬する者にして、特にベスタロッチのそれに近きを見るべきである。而して如何なる程度に智能を啓發すべきかに關しては次の如く答へて居る。

睿知は如何なる時にも人々の力量と事情とが許し他の教育問題を侵害せざる限りは之を推進すべし

彼れの答が如何に莫然として不確定のものであるかを見るべきである。此の種の見地よりする者は畢竟常識論以上に進むとは出来ない。唯、此の説の長所は自發的活動を助長することを力説する點に存する。ヂッテス曰く教育とは知識を積聚するの謂にあらず又無用の學を増殖するの謂にもあらず唯、精神の力を啓發して活用無邊の實力となし天の賦性を完成し

て圓融完美眞を考へ美を感じ善を欲し特に世の利害に通曉する人物となすの謂なり

彼は知的陶冶の根本的關係として觀念の産出の再生及び整理を數へ知覺を以て觀念の新生の唯一の手段とし、大に直觀と自働とを重んじて居る。彼は「邇より遐に既知より未知に進行すること」と云ふのは既に獲得せられたる觀念要素の應用と結合とに基くものであるとなし、直觀の原理の應用に過ぎないと言つて居る。彼尙曰く

人の學ぶべきことは其元素より始めて自ら學ばざるべからず知力發達には一も受動的のものなくして唯能動的のものあるのみ此發達は無爲にして收むる能はず必自動的に得べきなり何となれば精神は……自ら奮進する活體にして一定の勢力を假り一定の法則の下に外界の共働を得て始めて發達するものなり

彼は各種の感覺機關の陶冶特に視覺及び聽覺の練習を重んじ、従つて又實物教授を主張して居る。又自働主義の教授法を力説して居る所は大に注

自働主義の
教授法

目に値するものがある。

小兒は最多最良のことを自ら爲さざるべからず然らざれば教育術は悉く其效力を失ふなり教育者は睿知の創造者にあらず唯其産婆たるのみ此の如きは今日に於て新教授説と言はるゝ所のものと全く一致して居るのである。彼は斯かる見地より大に遊戯を重んじ、又家庭教育のことを論じ、六歳以下の兒童に算術讀書等を教ふべからざることを説き、それより進んで普通教授並に小學校教授法を論じて居る。今左に其の要目を掲げる。

普通教授法

第二 普通教授法

- 第三十二章 教授の連結點及終極點
- 第三十三章 教授の第一問題。直觀、思考、談話の練習
- 第三十四章 完確なる基礎
- 第三十五章 記憶、追懷、想像力
- 第三十六章 續き記憶の修成並に記憶能力
- 第三十七章 思考力の修養

思考力の陶冶

- 第三十八章 注意の建立及保存
- 第三十九章 實質並形式修養
- 第四十章 續き

右の中思考力の陶冶に關しては、精神固有の性質たる自由と自働とより發生するものであつて、特殊の心的能力に依るものではないとして居る。又其の方法としては直觀に依て確實なる知覺を得しめ、それらを材料として「現實なる結像を修成」することを要するのみであると言つて居る。教師は宜しく開發的教授法に依て生徒を指導し、既知物より新なる斷定、定義、推論、區分、定論等を發見せしむべきものとして居る。此の如きは即ち普通の教授法であつて、特に思考の陶冶法と云ふことは出來ないが、知覺輔導の精神を含んで居ることを注意すべきである。又注意の養成に關しても特別な方法を示して居らない。ヂッテス曰く

學校に於て殊に必要なは秩序と紀律、直觀的にして活潑に鼓舞する授業法、特性の慎重なる考察、設問の普遍適切なる配當、不用なる言語、褒貶、喝

罰の排斥教師の綽々餘裕ある態度及全體を統御する眼力等にして之を要するに學校の管理授業の整理宜を得、方法良好にして教師其人を得るときは能く生徒の注意を確立することを得るなりと説いて居る。是れ亦普通の論に過ぎない。

小學校教授
通規

第三 國民學校(小學校)教授通規

- 第四十一章 國民學校教授上の問題
- 第四十二章 國民學校の教授の材料
- 第四十三章 教授の方法
- 第四十四章 外部の教程教案
- 第四十五章 前章の續き
- 第四十六章 内部の教程即分解總合
- 第四十七章 前節の續き
- 第四十八章 教授の形式
- 第四十九章 教授の精神及教授の手段

情育美育

デッテスの教授の方法とする所は教程及び教式であつて、其の中に説く所のものも別に新しいものはない。尙次に第四篇の情育に關する目次を擧ぐれば次の如くである。

第四篇 情育美育

- 第五十章 心情の本質
- 第五十一章 心情の重要其審美的修養
- 第五十二章 情育の必要なる限界
- 第五十三章 情育の問題
- 第五十四章 情育自然の起初情育との關係上健康と作業とを論ず
- 第五十五章 情育の特別整理
- 第五十六章 美育
- 第五十七章 情育美育に對する學校の務

心情の意義

心情 Gemüth と云ふのは前にも述べたやうに感覺であつて、情懷に基くところは概念にもあらず追求にもあらず即ち心氣なりとするのである。心情

は其の發動を外部に表はさない、其の目的とする所は固有の苦樂である。心情は精神生活の各部中最も内面に位するもので、主觀性を存することが最も多い。而して精神内に存する心氣の總數是れ即ち心情である。故に感覺は未だ心情ではなく、精神の發動 Psychische Akte である。けれども精神の固有性として其の中に固着し、精神の苦樂の相を附與するのであつて、心情の基礎となすべきである。自然及び美術品に於ける優美 Schöne と壯美 Erhabene とは此等のものゝ知覺に吾人の心氣を加ふる時に領解せらるゝものであるとして居る。故に吾人は物に精神を假し、彼等に吾人の心情を預たなければならぬ、審美的領解は感動的觀念にして感覺と觀念とを兼ね、感覺する觀念、觀念する感覺なり、又、心情は審美的創作に於て思想を連合すること前述の感覺觀念の連合と毫も異なることなし、新に製作せんとする美術家は我心氣我精神を音語、大理石等に注入す斯くして初めて能き美術家たるを得、美術品を創作すべし、等の言は、ヂ、テスの審美的領解及び創造に關する考を見るに足るべきである。

心情と悟性
意志との關
係

心情は悟性と意志とを補ひ得るものにあらずして、過度に情育を施す時は、教育上つ却て大害を招くものである。故に心情に知見と意志とを伴はしむることが必要である。然らざれば精神を調和せしむることが出來ない。然れども心情の發達は、知的及び道德的發達と同様に、人性に相當せるものとして居る。然らば有效なる情育の手段は何ぞと云ふと、第一に「明瞭鞏固なる觀念界」は心情を節し其の激發を防ぐを以て極めて適當のものである。第二に「意志の努力」も之に類する影響を心情に及ぼすものであるから、是も必要として居る。要するに情育は知育と徳育と相俟つべきものであるとなして居るのであるが、如何にして心情其のものを發達せしむべきかと云ふ問に關しては彼は主として「自然と運命との産物」で「人工と料度」Kunst und Berechnungの産物でないとして居る。即ち心情其のものは自然と運命とに依て定まるものであるとするのである。ヂ、テスは「是れ心情は殊更に他より力を加へずとも機に臨みて起り恰も偶然に發するものゝ如く豫想外の形態を得ることあればなり」と説明して居るが、要するに巧に問題を

逃げたものと云ふの外はない。而してヂッテスは、心情の發達は極めて早く起るものとして居る。尙彼は、身體及び境遇の心情に及ぼす影響の大なるものを認めて居る。又美育の價值は人をして主觀的束縛を脱して客觀界に入り、自由潔白の境に遊ばしむるとなして居るが、如何にして斯かる陶冶を爲し遂げ得べきかに關しては説く所がない。唯、家庭の生活が、心情の陶冶に關係する所頗る大であると云ふに過ぎない。尤も彼は情育美育に對する學校の努力も、第五十七章に於て、學校は情育美育をして適度を踰えしむべからざること、兒童の交際、學校の秩序、特別の執行、besondere Schulveransta-
ltungen 教師の人格、教材等に注意すべきことを説いて居るが、畢竟するに未だ適切なる方法を説いて居らないこと今日行はるゝ美的教育論者と異なる所がない。

第五篇 德育

第一 處世原理の建立

第五十八章 倫理の本性

第五十九章 倫理の過誤、美務、良心、善德、道義の自由、志操

第六十章 德育の問題評價

第六十一章 主則

第六十二章 道義の價値の鑄出

德育に關しては畢竟するに正當なる道義見解に應じて執意と行爲とを律すると云ふことを主眼として居る。それには第一「兒童の情性を清爽にすること」第二「其感覺をして世の通態を正當に感ずることを得せしむべきこと」である。而して道德的價値の判斷は是れ亦自然に發するものとして居る。是等は能力的、哲學的見地を取る論の陥り易き共通點である。

第二 偏向の修治

第六十三章 發育生活及下等覺官生活の偏向

第六十四章 己を完全ならしめんとする偏向

第六十五章 名譽心の養成

第六十六章 我執の豫防

第六十七章 尊敬と親愛との養成
第六十八章 敵心と悪意との豫防

第三 意志行爲の指導

第六十九章 意志の本質
第七十章 意志の修養の主則
第七十一章 行爲の誘導
第七十二章 失行の豫防、欺騙、偷盜
第七十三章 從順の育成、專横、執拗
第七十四章 賞罰
第七十五章 倫理の訓誨

偏向の修治

偏向 *Neigung* の制御に關しては、或は身體上の注意より、或は日常生活上の注意より、或は知育上より、或は賞罰の手段に依り細説して居るけれども、是れ亦皆經驗に基く常識論に過ぎない。「意志及行爲の指導」は積極的な徳性涵養論と言ふべきものであつて、意志を以て慾望と目的觀念の結合とな

意志修養の主則

し、意志修養の主則として次の四項を擧げて居る。

- 第一、體力心力を悉く發達して互に諧和せしむること即ち良好なる體育知育是なり
 - 第二、成丈正當にして多方なる評價及之に相當する潔白なる偏向特に客觀的(第二位の)根本的偏向竝に此者に依頼する手段偏向を養成する事
 - 第三、純然たる道義偏向を多様多方に活動せしめ併せて道義の格率に背くものを悉く卻くること
 - 第四、倫理的概念、原則を追想褒貶規矩訓誨等を以て構成すること
- 尙第三第四に就ては更に詳説して居るが、要するに抽象的規定に過ぎない。次に彼は宗教教育を十章に分つて論じ、最後に教育通論として次の五章を置いて居る。

第六篇 教育通論

第八十六章 教育の本旨

第八十七章 教育の手段

後編 明治以後の教育の發達

第七章

明治二十三年より同三十三年に至る教育の學説

第八十八章 教育の方法

第八十九章 弟子及其種類

第九十章 教育者及教育所

教育の目的としては「人性の自然に對する發達」を助成するにありとなし、教育の手段は體育、知育、情育、美育、德育に關する「外界の事物」「人文の成果」「子弟の衝動、力量、本性」教育者の知見、本性、動作等を擧げ、教育の方法とは是等の手段を教育者が應用する方案であるとして居る。要するにヂッテスは哲學的、教育學說に共通なる常識的教育論たるを免かれないのであつて、ヘルバルトの如き組織的なる教育說に對抗することが出来ないものである。ヂッテスの教育說が、可なり獨逸及エステルライヒに於て勢力を持つて居つたに拘はらず、ヘルバルトの勢力に遙かに及ばないと云ふことも故あることである。我が國に於てヂッテスの教育書が此の當時に於て多く注意を引かなかつたと云ふことは自然の約束と言はなければならぬ。けれども其の說の中には今日に於ても屢、繰返さるゝ創造的主義とか、自發主義とか、自覺主義

常識的教育論

とか云ふ思想の含まれて居ると云ふことは注目すべきことである。而して是等の思想には又ヂッテスの教育書に伴ふが如き常識論的内容論、方法論、以上に進むことの出来ないと思ふ。尙ヂッテスは各科教授を論ずるに際して、殆ど教育學の原理の連絡を顧ることなしに、各學科目に應じて夫れ々、特殊の主義を採用して居るのである。

明治三十九年に久津見忠忠譯述「國家教育論」と云ふのが現はれた。是は佛蘭西のフイエー氏の國家的見地より見たる教育と題する書の翻譯であるが、譯述者は佛蘭西文に依つたのではなくして、英譯に依つたものと思はれるので、發音の如きも英語讀にフォウイリー氏となつて居る。本書はヘルバルト派の教育說に反對であると云ふことはヂッテスのそれと同様であるが、其の根本主義に於てはヘルバルト及びヂッテスとは全く立場を異にして居るのである。ヘルバルト派及びベネケ派は、共に哲學的教育學と言ふべきである。殊にベネケの說を祖述したるヂッテスは、其の色彩が顯著である。然るにフイエー氏の教育說は寧ろ生物學的、社會學的根底を持つて居るも

「國家教育論」

のである。尤も其の中には自然主義の思想と理想主義の思想との調和を企圖して居るものとも見え、殊に古典主義を力説する所は、ヘルバルト及びベネケの新人文主義者と趣きを等しうして居るのであるが、生物學及び社會學的方面を企圖して居る點に於て、全く前二者と異なるものであつて、寧ろ次の時代に榮えた所の社會的教育學説と趣きを異にするものと云ふべきである。而して此の書は此の如く次の時代に流行せる教育説の先驅者であつたのではあるけれども、不幸にして多く世人の注意を惹くに至らなかつたと云ふことは、一には其の説がヘルバルト學派の教育説の如く系統的でなくして、寧ろ教育評論とも云ふ如きものであるのにも據つたであらうけれども、又一には其の紹介者が單なる直譯的の紹介に止まり、之を實際教育にまで活用すると云ふ地位を持つて居らなかつた爲めであらうかとも思はれる。兎に角フイエー氏の教育説は注目し値する特色を持つて居る教育説であるが故に、茲に比較的詳細に紹介して見ようと思ふ。

フイエー氏

フイエー氏 Alfred Jules Emile Fouillée は千八百三十八年に生れ、順當の學校

教育を経て千八百六十四年に哲學のアグリカシオンの試験に首席を以て及弟をした。アグリカシオンの試験と云ふのは我が國に於ける高等學校教員檢定試験に相當するものであつて、頗る嚴正なるものである。それより諸所の高等學校の教員となつたが、其の間にポルドーの文科大学に於て講義をした、又千八百六十七年及び千八百六十八年の二回にプラトーン及ソクラテスに關する論文を書いて佛國の道德及政治學の學士院より賞を得て居る。千八百七十二年にはプラトーンに關する論文を書いてドクトルの學位をブルボン大學より得、同年巴里の高等師範學校の教師となつたが、千八百七十八年より健康を害し、千八百七十九年には其の職を退き、それより専ら著述に従事し、各方面に互る著書を出したが、千九百十二年に遂にリオンに於て歿した。『國家的見地より見たる教育』と題する原書は千八百九十一年に出で居るが、それが公けになつたのは其の翌年である。今同書の目次を擧ぐれば左の通りである。

第一編 國家的觀察の教育及陶冶

後編 明治以後の教育の發達

第七章

明治二十三年より同三十三年に至る教育の學説

第二編 國家の立脚地よりする科學的文學
 第三編 國家の立場よりする古文學
 第四編 國家の立場よりする近代文學の教育
 第五編 國家の立脚地よりする哲學、倫理學、社會學

第一編は總論であつて、彼れの教育意見の根本を見るに足るものである。フイエー氏はギョー氏と共に觀念勢力 Ideas forces の説を奉じ、之れを以て教育の根本として居る。故に第一編第一章に「教育及理想力の勢力、遺傳、提起 Power of education and of idea-forces, suggestions, heredity」と題し、専ら教育の力を論じて居る。而して同書の翻譯は譯語其の他に於て今日の用語と大に異なるものがあつて、其の儘引用することは却つて理解に困難を來すと考ふるが故に、フイエー氏の教育説に關しては譯書に因らずして主として英語の原書に就て其の大意を紹介することとする。

ギョー氏 M. Guyau は『教育及遺傳』を著はして有名の人である。彼は倫理學、理學及び宗教學を生活 Life の觀念と結合せしむることを主として居る。

フイエーの
説

教育目的の
三要素

而して其の生活と云ふのはその最も廣い又深い形に於けるものを意味するのである。彼は教育を以て新しき時代の者を最も深く廣き生活の状況にまで、個人及び種族の爲に順應せしむる源である The art of adapting new generations to those conditions of life which are the most intensive, extensive, and for the individual and the species とした。元來個人の要求と社會の要求とは相補充すべきものである。故に總ての教育の目的は個人的であり、同時に社會的であるべきである。而してそれは個人の最も廣き存在を社會の最も廣き生活と調和せしむるの手段を探すものである。斯くして彼は教育の目的には三つの要素があるとして居る。第一は人類種族の固有にして且つ有用なる總ての能力を個人の中に調和的に發達せしむること、第二は個人に特有なる能力を、それが有機體の平均を破らざる限り、個人の中に發達せしむること、第三は有機體の平均を破るが如き傾向と本能とを抑壓すること、即ち人類社會に於て長く優秀を持來たす所の傾向を持つて居る遺傳を助け、人類種族其のものゝ危険なる原因となる所の影響を制限すること此

三者は即ち教育の目的の三要素である。斯くしてギョーは人類種族の力を保全するに最も適する教育は個人に貯藏されたる力を消費するに最も適するものであるとして居る。而して個人と種族との間の連絡 *Solidarity* を保つ教育は人文教化に基かなければならぬ。斯くして彼は人文主義的教育を主張して居るのである。フイエー氏は實に此の説を繼承して居るのである。フイエー氏の書の緒論に次の如く述べて居る。「國民は集合意識の或る種族を附與せられて居る一の有機體である。The nation is an organism endowed with a kind of collective consciousness 國民意識及び國民的意志は有機的遺傳の形に於て時代より時代にまで斷えず傳達せられるものである。教育の終局目的は人類種族の發達にあるのみならず又吾人の國家の發達にあるのである」。是れフイエー氏が其の教育論を名けて國家的見地より見たる教育と題する所以である。

然らば此の國家主義的教育の目的を達するには如何にすべきかと云ふに、第一に淘汰 *Selection* の意味を考へなければならぬとして居る。人類歴史

心理的淘汰
とは何ぞや

は種族の生存競争國家の生存競争及び個人の生存競争の跡である。而してそれは單に存在に向つてのみならず、諸般の進歩に向つてなされるものであつて、此際には、知的生活、美的生活、道德的生活に於ても淘汰作用が行はれて居るのである。ダーウイン主義は生存競争と云ふことを力説して居るが、それは動物界に就ての法則たるに過ぎない。自然淘汰と社會淘汰との間には、類似の點もあるが又相違の點もある。而して觀念が世界を導くと云ふことは、如何程まで眞理であるか、又如何にして觀念の淘汰は教育のみに行はるゝのであるか、換言すれば心理的淘汰と云ふことは何ぞやと云ふことを明にするのが教育の目的を達する手段を考へる上に必要なことである。人類社會の進歩の爲には社會淘汰に於て、それに必要な優秀階級を生ずる條件を研究しなければならぬ。此の點に於て種族を完全にすることを目的とする教育の最も主要なる目的物を決定するものは進化論である。即ち進化の理法を應用して、心理的淘汰に依り社會の進化を促がす所の優秀なる人を造り出すことが教育の任務となるのである。

彼は進んで歐羅巴に於ける教育制度に論及し、總て文明の進歩と云ふことは組織せられることに存する。軍隊に於ては其の數が多くなるだけそれだけ組織を必要とする、政治に於ても組織は最も重要なものである。民主的國民の是非避けなければならぬ所の危険は、社會を各種の單元にまで分解するにある。而して其の區分の分るゝものは自己の利益を本として個人々々が社會的義務と責任とを免かれんとすることが最大危険である、教育に於ても亦是と同様の危険がある。知識の種類が數多くなり、複雑になればなる程、組織に於て缺乏し、無秩序の状態に陥る恐れがある。教育は之に對して強く反抗しなければならぬ。教育上最も力あり、又最も鞏固なる組織を造ることの出来る國民は、知識の世界に於て優秀なる地位を造ることが出来る。これ恰も能く組織せられたる政府と軍隊とを有する國民が、世界の強國となり得ると同じ道理である、然るに近代の歐羅巴に於ては、科學と文學との間に争があり、而して之を結合する任務を有つて居る者は哲學である。即ち道德學、社會學及び美學等、宇宙の大法を論ずる學問に於

教育組織の
必要

教育の勢力

て之を統一しなければならぬ。是れ人文學科が言葉の眞の意味に於て人及び人類社會の知識に基くものであつて、眞の教育、第一の自由教育の本體となるべきである。自由なる人は知識と志向とから來る。個人は皆市民なることを感じ、公共的精神に依て感激せられ、常に自己の利害の上に吾人の國家の利害を置かなければならぬ。然らば如何にして斯かる教育は可能であるかと云ふことに就て、彼は第一章に於てそれを論じて居る。フイエー氏の教育論は、彼れの觀念勢力説を本として居るが故に、教育の力を信ずることは極めて厚い。彼は如何なる觀念でもが、皆それ自身活動にまで傾くものであると云ふことを考へ、斯くして生存競争と淘汰の原理は個體及び種族の間に行はるゝと共に觀念の間にも行はるゝと見る。即ち腦髓の中に於て最も強く、さうして最も反撥力の強い觀念は勝利を占め、全有機體を支配するものとなる。それ故に教育は全體として之を見れば、知的淘汰の事實である。Education as a whole is a work of intellectual selection. 彼は如何なる動作の觀念も必ず實行を惹起すものとして居る。吾人は或る實

行をなさしむる前には、必ずその観念を持つものである。斯くして狐狗狸さん Table-turning の如きもの、讀心術 Thought reading の如きもの、又目に見えない所の運動を知覺してそれが観念となり、其の観念が全意識を支配するに至るものである。即ち單一観念 monoidism の作用であると見るのである。催眠術も亦之に外ならない。ギューロは詳しく催眠術のことを研究し、暗示と本能との間には極めて緊密なる類似の存することを述べ、異常本能を矯正し、弱き正常本能を強くする爲に暗示を用ゐたる例を引用して居る。要するに観念勢力説に基いて、兒童の観念界を整理し、其の観念をして力あらしむるを教育の要旨とするのである。斯くして彼は優生學者ゴルトンの説に反對し、生理的方面は如何にも遺傳に支配されるが、其の方面の法則を精神的方面に轉用するとは誤りであると説いて居る。吾々は教育に依て身丈を五尺加へるとは出来ない、けれども腦髓の分量を増加し、其の中の皮質の表面にある線に向つて變化せしむることは出来る。教育とは人類種族の腦髓を鑄造するものであると云ふことが出来る。フイエー氏の言に

暗示と本能

體育

「観念は其の起源に於ては新しいものであるが、それは速に模倣に依て再生せられ、斯くして共通なる内容を増加するものである。教育は獲得せられたる観念を固定し、而して新しき観念を發見する能力を發達するものである。 An idea, in its origin, is a novelty; it is rapidly reproduced by imitations, and thus it goes to increase the common fund. Education fixes the acquired ideas, and develops the capacity for finding new ones.」フイエー氏は又體育を論じて居る。是れ社會淘汰の上から考へても當然のことである。社會淘汰は各個人の間にも、各種の間にも、各國民の間にも行はるゝのであるが、それに必要な要素は二つある。一は心理的の淘汰であり、他の一は生理的の淘汰である。而して人種の競争に際しては生理的淘汰は最も重要なものとして居る。殊に婦人の體育の必要なことも力説して居る。

次に知育及び德育のことを論じて居るが、先づ其の目的に關する一章を置いて居る。心的教育の重要目的は何々であるか、又其等の關係は何うであるか、吾人は之に就ても進化と自然との道理を考へて問題を決しなければ

心的教育の目的

ばならない。個人は人種の種族の進化の一面を赤兒より大人に至る間に再生するものである。吾人の最も固定的なる特質は、人類種族に取つて最も古くからあつたものである。又最も下等なる特性は最も原始的で、殆ど野蠻の状態からあつたものである。教育の目的とすべきは、最も發達せるさうして最も不確定的なるもの即ち最も利害を離れたる、さうして一般的情緒、最も哲學的にして、最も道德的にして、而して最も美的なる觀念を與へるにある。即ち哲學の中に最も高等なる發達する能力を開發し、自然淘汰に於て人類種族中に最も最近に發達せる能力を陶冶して行かなければならない。即ち教育は小さき野蠻である兒童を、最も進歩せる文明國人に進歩せしめる準備をしなければならぬ。斯くして彼は眞に利害關係を離れたる人道的なる能力、例へば眞理を愛する、美を愛すること、及び一般的善を愛することを教育の目的物となし、人間と動物と異なる所のものを保存し、及びそれを助長することを教育の任務として居る。彼れの人文主義は斯かる基礎の上に立つて居るものである。而して其の眞善美の能力

人文主義

フイエー氏の
の説の我が
國に勢力な
かりし理由

の中にて最も首位を占むるものは道德的感情でなければならぬとして居る。尙彼は是より文學教育、古文學教育等に就て論じて居るが、それは省略するところとする。要するにフイエー氏の教育説は其の中に頗る注目すべき、又新鮮なる空氣を包含して居るものではあるが、彼は高等普通教育に關する經驗を持つて居るのみで、初等教育に關する經驗は持つて居らないのみならず、彼れ又本來學究の徒であるが故に、實際教育に適切なる方法に就て論及するに至らなかつた。是れ亦彼れの教育説が我が國の實際教育界に勢力を持ち得ざりし一の理由であつたと思ふ。要するに此の時代に於てはデッテス及びフイエー氏の教育説等が傳へられたに拘はらず、教育の理論に於ても、殊に其の方法に於ては、専らヘルバルト派の流行を見たのである。

第八章 明治三十四年より同四十一年に

至る教育の實際

明治三十三年前後に於ては、本邦の教育制度は大に整頓をした。殊に明

本邦最初の
教授要目

治二十七八年戦役に於ける國威の發揚と共に、小學校、中學校等の規定も整頓せられ、略々教育の體系が備はるに至つた。明治三十五年の中學校教授要目は本邦に於ける最初の教授要目であつて、同三十四年に於ける中學校令施行規則と共に明治三十二年の中學校令附隨規定と看做することが出来る。又明治三十四年の高等女學校令施行規則と云ふものも、同三十二年の高等女學校令の附隨規定に過ぎない。明治三十四年四月には私立日本女子大學が設立せられ、本邦女子教育に新時期を劃したのであるが、大體よりすれば此の七八年間は、それ以前の約十年間の餘勢を承繼いで居るのであつて、制度上に於ける大なる變化はない。但し三十七八年戦役の後に至つて、再び國民の自覺が高まり、四十年三月には、明治三十九年一月に成立せる西園寺内閣の文相牧野伸顯氏の特に國民義務教育を六箇年に延長したのは注目すべき變革である。此の如く表面上頗る無事なりしが如く見ゆる時期は、其の奥底に於ては反對に頗る多事なる時期であつた。其の中でも最も囂しかりしものは學制改革問題、國語改良問題、國定教科書問題であ

義務教育年
限延長

學制改革

高等學校專
門部

る。依て此の三問題の成行を敘述して見ようと思ふ。

學制改革問題は、明治教育史上に於ける最も困難なる一大問題であつた。而して其の發端は遠く井上文相の學制改革に基いて居る。明治二十七年の高等學校令は第二條に於て「高等學校ハ専門學科ヲ教授スル所トス但帝國大學ニ入學スル者ノ爲メ豫科を設クルコトヲ得」と規定してある。斯くして第一、第二、第三、第四、第五の高等中學校は夫れ々、名を高等學校と改めたるが、其實は依然として大學豫科であり、第三高等學校のみが法學部、工學部に變つたことは前に述べた通りである。然るに専門部としての高等學校は頗る不人望であつた爲に、明治三十年には第三高等學校に再び大學豫科を設置することとした。但し同時に第五高等學校に工業部を併置して、其の修業年限を四箇年と定めた。要するに明治二十七年の高等學校の本體たる専門部は、醫學部の外には殆ど實施せられなかつた。尤も其の變體たるべき豫科は事實上本體となつたのである。此の名實不一致の制度は早晩改革せねばならぬと云ふことは明瞭のことである。是れ學制改革論の

一、名實不
一致の制度

起つた一原因である。

次に明治二十七八年戦役の結果として高等教育を授けんとする者益増加し、大學豫科及び大學の不足を訴ふる聲が次第に囂しきを加へた。依て政府に於ても鹿兒島の外、岡山、名古屋等に漸次高等學校を増設し、又京都に帝國大學を開くの計畫を立てた。けれどもまだ學校の不足を訴へ、學校増設の建議が諸所に起つた。而して多數の學生をして其の志望を満足せしむるの途は一二の學校を増設することに依てなし得ることではない、寧ろ根本的に學制を改革しなければならぬと云ふ論が起つた。是れ學制問題の囂しくなつた第二の原因とすべきである。是に於て明治三十二年帝國教育會内に學制調査部と云ふものが出來、湯本武比古氏等が盛んに獨逸式の學制を採用し、初より一貫せる中學教育を施して、以て年限の短縮を圖らんとしたのである。又明治三十二年十一月に久保田讓氏は教育制度改革論を公けにした。而して是等は主として獨逸の制度を手本として改革を施さんとするものであつた。明治三十二年の冬より翌年に亘る議會に於て

二、根本的
學制改革の
必要

高等教育會
議

は四國高等學校設置、九州東北帝國大學設置、山陰高等農林學校及び九州高等農林學校の設置に關する建議が提出せられた。又衆議院に於ては學制改革調査會設置に關する建議案が提出せられ、島田三郎氏に依り報告せられ、是が通過を見るに至つた。けれども貴族院は久保田讓氏等の努力あるに拘はらず、遂に否決せられた。此の時に際し大學側は貴族院に於て専ら反對に立ち、外山正一博士の如きは病を押して反對演説を試み、是が爲に病勢を加へ遂に世を去るに至つた。是より文部省内に於て學制を調査することゝしたが、學制改革論者は別に學制研究會を起して根本的調査を遂げんとした。是等の人には主として獨逸の制度に據らんとしたのであるが、其の後貴衆兩院に於て屢、學制調査の問題が起つた。けれども文部省は常に省外に調査機關を設けるとに反對し、三十四年六月菊地大麓氏帝國大學總長より文部大臣に任ぜられるや、十一月の高等教育會議に於て學制問題に言及しそれが翌三十五年に於ける同會議の中心議題となるに至つた。抑、高等教育會議は、明治二十九年十二月に勅令を以て規則を發布せられ

三十年七月第一回の會を開いた。其規則を摘記すれば左の通りである。

第一條 高等教育會議ハ文部大臣ノ監督ヲ受ケ教育ニ關スル事項ニ就キ文部大臣ノ諮詢ニ應シ意見ヲ開申ス

第二條 高等教育會議ハ教育ニ關スル事項ニ付其ノ意見ヲ文部大臣ニ具申スルコトヲ得

第三條 高等教育會議ハ左ノ議員ヲ以テ之ヲ組織ス

一、帝國大學總長及各分科大學長

二、文部省各局長

三、高等師範學校長及女子高等師範學校長

四、高等商業學校長、東京工業學校長及東京美術學校長

五、高等學校長一人

六、學識アル者又ハ教育事業ニ閱歷アル者七人以内

前項議員ハ職務上當然議員タルモノヲ除ク外文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第九條 高等教育會議日時ハ文部大臣ニ於テ必要ニ應シ隨時之ヲ定ム

第十條 議長及議員ノ任期ハ三箇年ヲ以テ一期トス

而して第八條には「高等教育會議は秘密會トス」とあり、又其別項には「高等教育會議ハ職務ヲ以テ臨席スル者ノ外傍聽ヲ許サス」とある。随つて當時の教育雜誌等にも議事の内容は報道されて居らないから、其の真相を窺ふことは出來ない。唯、菊地文相の演説に依て、學校系統の問題は初回の教育會議に於て建議として提出せられ、第二回の會議に於て諮問案として學校系統案なるものが現はれたが、會議切迫の爲め決議に至らずして其儘となつて居つたと云ふことが分る。高等教育會議は佛國の高等教育會議 *Conseil supérieur de l'instruction publique* に相當するものであるが、師範學校、中學校、女學校等より代表を出してなかつたから、明治三十年に規則を改正して、文部省視學官二人、尋常師範學校長二人、尋常中學校長二人、高等女學校長一人、高等師範學校附屬尋常中學校主事及女子高等師範學校附屬高等女學校主事を加ふることとした。又學識閱歷ある者の議員も増加して十名内外とした、

諮詢事項の
規定

明治三十一年には更に規則を改正し、文部大臣の諮詢事項を左の通り定め
た。

一、帝國大學及文部省直轄諸學校圖書館ノ設置廢止ニ關スル事項
二、文部省直轄諸學校公立私立學校ノ教育ノ目的併ニ其學科課程設備及
監理ニ關スル事項

三、學齡兒童ノ就學義務及小學校授業料ニ關スル事項

四、學事監督ニ關スル事項

五、教科用圖書ニ關スル事項

六、文部省直轄諸學校併ニ公立私立學校職員ノ資格ニ關スル事項

七、文部大臣ニ於テ必要ト認ムル事項

尙其後更に議員の範圍を擴めた。

學制研究會
の學制改正
案

明治三十五年一月二十日學制研究會は臨時大會を開いて、中學校及大學
校改正法案を議定した、曰く

第一條 中學校ヲ中學及ヒ高等中學トシ其修業年限ヲ中學ハ五箇年高

等中學ハ三箇年トス

中學ハ修業年限二箇年以内ノ豫科ヲ置クコトヲ得

第二條 中學ハ尋常小學校(修業年限四箇年)ヲ卒業シタル者之ニ入り高

等中學ハ中學ヲ卒業シタル者之ニ入ルコトヲ得

第三條 大學校ヲ大學及ヒ帝國大學トス

第四條 大學ハ法科大學、醫科大學、文科大學、理科大學、工科大學、理工科大

學、農科大學、商科大學等トシ其ノ修業年限ヲ各三箇年若クハ四箇年ト

ス但數大學ヲ併置スルコトヲ得

大學ハ高等中學ヲ卒業シタル者之ニ入ルコトヲ得

第五條 帝國大學ハ法科大學、文科大學、醫科大學、理科大學若ク 理工科

大學等四箇以上ノ大學及大學院ヲ以テ構成ス(二項以下略之)

第六條 中學及高等中學ハ地方費ヲ以テ設立維持シ大學及帝國大學ハ

國庫ヲ以テ設立維持ス(二項以下略之)

此の案は當局に提出して其の調査の參考に供したものである。明治三

菊池文相の
學制改革案

十五年十一月第七回高等教育會議の開かるゝや菊池文相大臣は開會の初めに當つて、重要諮問案である所の學制改革案に就て説明をして居る。其の大體は小中學校にありては些少なる修正を加へるに止まつて居るが、高等學校に關しては大々的改革を試みたものである。其の諮問案を擧ぐれば

諮問案第一 小學校ニ關スル事項

- 一、修業年限六箇年以上ノ高等小學校ニ於テ農業商業手工ノ一科目若クハ教科目ヲ加フルコトヲ得ルノ制ヲ改メ
- 1. 第三學年以上ノ男兒ノ爲ニ手工、農業、商業ノ一科目若クハ數科目ヲ加ヘ其ノ數科目ヲ加ヘタル時ハ兒童ヲシテ其ノ中一科目ヲ限リ學習セシムルコトトス
- 2. 前號ノ教科目ハ當分之ヲ闕クコトヲ得ルコトトス
- 3. 女兒及第一學年第學二年ノ男兒ノ爲ニ手工ヲ加フルコトヲ得セシメ又之ヲ加フルトキハ隨意科目ト爲スヲ得ルコトトス

二、修業年限三箇年以上ノ高等小學校ニ於ケル各學年各教科目ノ每週教授時教ヲ左ノ如ク定ム

(略之)

諮問案第二 中學校ニ關スル事項

- 一、補習ノ修業年限ハ一箇年トシ六箇月以内延長スルコトヲ得ルコトトス
- 二、補習科ノ學科目ハ修身、國語及漢文、外國語、歴史及地理、數學、物理及化學、博物、圖畫、實業要項、體操トス、但シ實業要項ハ之ヲ闕クコトヲ得ルコトトス
- 三、補習科各學科ノ每週教授時數ヲ左ノ如クス

(略之)

- 四、補習科ノ修業年限ヲ延長シタル場合ニ於テハ第二項ノ學科目中ニ就キ學科目ヲ定メ之ヲ隨意科トナシ得ルコトトス
- 五、補習科ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘキコトトス
- 六、體操中兵式體操ニ於テハ中隊教練ヲ授ケサルヲ得ルコトトス

後編 明治以後の教育の發達 第八章 明治三十四年より同四十一年に至る教育の實際

七、一學級ノ生徒數ハ四十人以下トシ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ五十人マテニ増スヲ得ルコトトス

諮問案第三 高等學校ニ關スル事項

一、高等學校ヲ帝國大學豫備門ト改メ修業年限ヲ二箇年トスルコト

二、帝國大學豫備門ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校補習科ノ一箇年ヲ修了シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スル者トスルコト

三、第五高等學校ノ工學部ハ分離スルコト

四、帝國大學ノ豫備門ノ學科、學科目及學科制度並ニ入學試験ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ムルコト

諮問案第四 帝國大學豫備門學科授業時數ノ件

帝大學豫備門ノ學科目授業時數ヲ別表ノ如ク定ムルコト

(別表略ス)

其の始末

右の中第一諮問案に就ては委員會の修正があつたが、第三讀會に於て原案に復し、第二の諮問案の第二の第一項は原案の通り可決し、第二項は修正の

上の上可決したが、第三諮問案は第三項を除くの外各項を削除することに決し、第四諮問案は廢案となつた。

翌明治三十六年十一月第八回的高等教育會議を開き、諮問案として高等女學校に關する事項と實業學校に關する事項とを提出した。此時久保田讓氏菊池氏に代つて文部大臣に任ぜられた。會議の第一日に久保田文相の挨拶があつた後で、加藤弘之博士より「學制調査會は如何にするか」との質問を發し、之に對し久保田文相は「學制を調査するが如きは數年前の問題にして、既に個人に依り、團體に依り、其の方法は研究調査せられ、今日は之を斷行すべきや否やの問題存するのみ」と答へた。然るに翌年には日露戰役の爲に高等教育會議を開くに至らず、學制問題も何日の間にか噂だになくなつて、未解決の儘に大正の御代に引繼がるゝに至つた、高等學校擴張の久しく行はれなかつた一の原因は此問題が解決を見なかつた爲めである。

次に國字問題も亦此時期の一大問題であつた。抑、國字改良論は一朝一夕に起つた問題ではなくして、其發端は遠く明治維新の前にあつた。前島

國字問題の
由來

密氏の談として傳へられて居るものに依ると、慶應の初年まで長崎に在留して居つた米國の宣教師ウキリヤム氏は、支那に於て文化の進歩しなかつたのは漢文を用ゐて居つた爲めであるとなし、日本には假名と云ふ簡便なる文字の存するに依り、漢字を併用することの不合理なるを説き、日本人の知力を貧弱ならしむるは實に漢字を使用せしむるにあると述べた。前島氏は此話に感激して、慶應二年に會て起草した所の「漢字御廢止の議」を上り、明治二年には「國文教育の儀に付建議」の書を集議院に提出した。尙前島氏は「國民教育の施行方法及廢漢字私見書」を添へ、詳に教育制度改良の必要を論じたのであるが、遂に顧られなかつた。後明治四五年の頃に、米國在留大辨務使森有禮氏は、日本語を廢して英語となさんとの意見を有し、其事を米國の言語學者の大家ホイットネー氏に質問した所が、ホイットネー氏は之に反對し、日本語を羅馬字で書くを可とするを説いた。斯くして羅馬字論の勃興を來したのである。其頃又丹羽雄太郎氏は英國スコットランドに於て小松宮殿下の御前にて基督教師と大激論をし、世界の最も文化せる文字は

羅馬字論

假名の會

日本の假名であると論じ、歸途米國に立寄り森氏と大に論争をした。歸朝の後丹羽氏は商業を営みつつ純片假名文の使用を實行したと云ふことである。其後西南の役、國會開設運動等の爲に國字問題は一時殆ど世人に忘れられて居つたが、明治十六七年頃に又々國字改良論が起り、假名の會、羅馬字會等夫れ々會員を集め、機關雜誌を發行するに至つた。假名の會は元丹羽氏の創立した所であるが、其後會員間に意見の相違を來し、雪月花に分れたが、大槻文彦氏の如きは自ら「假名氣違」と稱する程熱心に之を主張した。羅馬字採用論は外山正一、矢田部良吉の諸氏熱心に主張した所であつて、外山正一氏は明治十七年十一月に「漢字破」を出版した。明治十八年七月末に於ける羅馬字會員の數は四千八百十二人に上り、其中百五十四人は外國人であつた。又此外に漢字削減論として、假名と漢字とを併用することの利益を説いた者もあつた。矢野文雄氏等は之に屬するものである。矢野氏は倫敦に滞在して居る間に「日本文體文字新論」を著し、明治十九年三月に東京の報知社よりそれを出版した。又明治十九年三月に物集高見氏は「言文

一致」と題する書を公にし、同年十一月末松謙澄氏は「日本文章論」を著し、文字論より文章論に議論が移つた。斯くして假名の會、羅馬字會とも次第に忘れられるやうになつた。

然るに明治二十七八年の戦役の起るや、支那排斥熱は再び漢字廢止論を復活せしめ、國語、國文、國字の改良を説く者が多くなつた。殊に明治三十二年七月條約改正の實施と共に外國人内地雜居の行はるゝことゝなつたに就て、國字改正の急を叫ぶ者が出て來た。言語學會、言文一致會等の外、帝國教育會にも特に國字改良部と云ふものが起つた。言語學會は明治三十一年上田萬年、フローレンツ、金澤庄三郎、藤岡勝二諸氏の組織したもので、同三十三年より言語學雜誌を發行した。帝國教育會内の國字改良部は明治三十一年十月に前島密、辻新次、諸氏の主唱に依て起つたものである。又言文一致會は明治三十三年三月林豊臣氏等の發起に依て出來たものであるが、其後内訌の爲に二派に分裂した。文部省に於ても亦夙に國語調査會の必要を感じて居つたが、明治三十二年の春、高等教育會議に其設立を諮問した

言文一致會

文部省内國語調査會

けれども否決せられた。然るに帝國教育會よりは、此年の議會に「國字國語國文の改良に關する建議案」を提出し、議會は之を可決して政府に建議するに至つた。依て文務省は明治三十三年四月に調査準備委員會を設け、委員長に前島密氏を委員に上田萬年、大槻文彦、那珂通世、三宅雄次郎、徳富猪一郎、湯本武比古、朝比奈知泉等の諸氏を擧げた。此會は二三回會合したが、大規模の國語調査會を設けて法典調査會と雁行せしめ、其講究の結果は聖允を経て天下に布告し、法律、命令、告示を始め各學校の教科書より公私の往復文まで皆之に依らしむべしと議決した。明治三十三年八月二十日に公布せられた小學校令施行規則に於て、字音假名遣及漢字表等の發表せられるや、再び世論の沸騰を來し、殊に字音假名遣の棒引は非難の的となつた。間もなく樺山氏文部大臣を辭し、松田正久氏代つて文部大臣に任ぜられ、梅謙次郎氏總務長官となるや、國語調査會の費目を追加豫算として議會に提出したが、遂に否決せられた。然るに帝國教育會内國字改良部の有志者は政府當局及政黨有力者に運動する所があつて、次の議會に同會設立の費用を兩

院共可決し、明治三十五年三月二十五日勅令第四十九號を以て國語調査委員會官制が發布せられた。其第一條には「國語調査委員會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ國語ニ關スル事項ヲ調査ス」とあり、同委員長には加藤弘之氏が任命せられ、主事には上田萬年氏が當ることとなつた。尙上田萬年、大槻文彦、芳賀矢一氏等を主査委員として文部省内の一室に於て調査に従事したが、國字問題は遂に根本的解決を見るに至らなかつた。

抑、明治三十四年以後の教育界は、稍、反動的傾向を有し、同三十三年の小學校令及同施行規則は漸次訂正を加へられるやうになつた。又明治三十二年に設置せられた府縣視學官は其後文部省の所管より内務省の所管に移され、明治三十八年には遂に廢せられるやうになつた。又明治三十四年六月菊池大麓氏文部大臣に岡田良平氏總務長官に任ぜられたが、同三十六年七月菊池氏文相の職を辭し内務大臣兒玉源太郎氏文部大臣を兼任し、一時文部省廢止の聲が大に世人の耳目を驚かした。而して明治三十七年には小學校及中學校に關する設備準則を削除して、設備を簡單ならしめた。又

明治三十年
代の教育行
政

教科用書の
文字及印刷
に關する規
定

明治三十九年三月久保田讓氏に代つて牧野伸顯氏文部大臣に任ぜられ澤柳政太郎氏文部次官となり、一時積極的教育政策を行つたが、明治四十一年七月小松原英太郎氏代つて文部大臣に任ぜられるに及び遂に字音假名遣及漢字表を小學校令施行規則中より削除することになつた。國語調査會は尙大正二年まで繼續したが、同年二月行政整理の爲に廢止せられた。次に教科書問題も亦此時期に於ける一大問題であつた。明治三十年代の初めは教科書に關しても理想主義の實行せられた時代であつた。同三十一年十月には教科用書の文字の大きさ等に關する標準を定め、同三十四年四月より此標準に従つて教科書を印刷せしめた。蓋し學校衛生の理論に基いたものである。今其文字印刷等に關する標準の要領を示せば次の通りである。

學生生徒ノ近視眼ヲ患フル者次第ニ増加スルハ教育上看過スヘカラサル所ナリ而シテ其原因多カルヘシト雖モ日常誦讀スル圖書ノ文字印刷等衛生上不適當ナルモノアルコト其一原因タラスンハアラス依テ今回

學校衛生顧問ニ諮詢シ檢定出願ノ教科用圖書ニ關シ左ノ標準ヲ定ム其
他參考用圖書等ニ關シテモ教師又ハ父兄ニ於テ十分ニ監督アラシムコト
ヲ望ム

檢定出願ノ文字印刷等ニ關シテハ明治三十二年四月一日以後左ノ標準
ニ從フヘシ

一、文字

甲 漢文及假名

『小學校用ノモノ』

尋常小學校第一學
年前半期用ノモノ
尋常小學校第一學
年後半期用ノモノ
尋常小學校二
年以上ノモノ
凡明朝活字初號(四四)
ボイントノ大サ以上
同一號(二八ボイント)
ノ大サ以上
同二號(二二ボイント)
ノ大サ以上
同四號(一四ボイント)
ノ大サ以上

『師範學校中學校用ノモノ』

同四號(一四ボイント)
ノ大サ以上

(下略)

乙 歐字

『小學校用ノモノ』

凡^レイングリッシュ^ニボールドスタイル^ル
(^二四ボイント)^ノ大サ以上

『師範學校中學校用ノモノ』

凡^レバイカ[・]ボールドスタイル^ル
(^二二ボイント)^ノ大サ以上

(下略)

二、教科用書ハ習字用ノモノヲ除キ文字ト文字トノ間ニ凡當該文字ノ四
分ノ一以上ノ字間ヲ存スルヲ要ス

三、教科用圖書ハ習字用ノモノヲ除キ文字ト文字トノ間ニ凡當該文字ノ
大サ以上ノ行間ヲ存スルヲ要ス(但高等小學校用ノモノハ其行間ヲ凡
當該文字ノ四分ノ三マテ減スルコトヲ得)

歐文ニアリテハ『小學校用ノモノ』ハ凡曲尺一分二厘、師範學校中學校用
ノモノハ凡曲尺一分以上ノ行間ヲ有スルヲ要ス

四、教科用圖書中各行ノ長サ(輪廓アルモノハ其輪廓トモ)ハ習字科用ノモ
ノヲ除キ縦行ノモノニアリテハ『小學校用ノモノ』ハ凡曲尺五寸五分以
下其他ノモノハ凡曲尺五寸以下横行ノモノ若クハ歐文ノモノニアリ
テハ凡曲尺三寸三分以下タルヲ要ス

五、教科用圖書ノ用紙ハ白色ニシテ光澤ナク其質強韌ナルヲ要ス且成へ

夕裏面ノ文字若クハ圖書ノ表面ニ透ラサルモノヲ選フヘシ
六、印刷ハ其墨色眞黒ナルヘキハ勿論著色ノ部分ト雖モ區畫整正ニシテ
鮮明ナルヲ要ス

七、掛圖ハ凡五間ノ距離ニ於テ其記載ノ事物ヲ明瞭ニ識別シ得ルヲ要ス
(以下略之)

此告示は明治三十六年第九十七號告示を以て本文中小學校教科用圖書
に關する事項を廢した。是れ一は國定小學教科書の編纂が出来上つた爲
めであるが、又一には其規定が餘りに理想に走り過ぎて實用に適せぬのが
あつた爲めである。而して國定小學教科書制度の成立に關しては大に事
情の存するものがあつたのである。

國定教科書の論は先づ修身書に就て起つた。小學校修身教科書は教育
に關する勅語の趣旨に依て編纂せられたものであつて、文部大臣の検査を
經たるものでなければならなかつたのであるが、其種類實に百餘種に及ん
で居つた。而も多くは營利の爲に編纂したものであつて、其實質に就いて

國定教科書
論の起因

十分に研究を重ねて居らないものも少くなかつた。是に於て修身教科書
だけは國費を以て編纂しなければならぬと云ふ説が盛んになり、遂に屢々
議會に於て建議を見るに至つた。既に明治二十九年二月貴族院は左の如
き建議をなして居る。

小學校修身科ノ教育タルヤ國家ニ至大ノ關係ヲ有スルモノナルニ由リ
其ノ教育ヲ施スニ必要ナル教科用圖書ハ國費ヲ以テ完全ナルモノヲ編
纂シ其ノ教育ニ缺點ナキヲ期セサルヘカラス故ニ政府ハ特ニ一ノ編纂
機關ヲ設ケ委員組織ヲ以テ小學校修身教科用圖書ヲ編纂スルノ計劃ヲ
爲サムヲ望ム因テ茲ニ決議ス

翌三十年三月貴族院は更に之につきて建議案を可決し、其翌三十一年には
高等教育會議よりも同様の建議が出た。更に其翌三十二年二月には衆議
院より次の如き建議があつた。

小學校修身書ハ初學ノ子弟ヲシテ道義徳性ヲ滋養セシメ彝倫綱常ヲ教
導スルノ軌軸ニシテ德育ノ要ハ善良ナル修身教科書ヲ編製シ全國ノ就

學兒童ノ德行ヲ同授ノ下ニ教養シ忠孝愛國ノ精神ヲ啓發シ以テ國家ノ文明ヲ進メ富強ヲ致スニ在リ現今各小學校往々修身教科書ヲ異ニシテ授業ノ方針亦區々ニ涉ルノ弊アリ是レ實ニ德育歸一ノ本旨ニ非ス故ニ政府ハ速ニ修身教科書ヲ編纂シ之ヲ全國ノ小學ニ普及採用セシメ更ニ適當ナル徳性陶冶ノ方法ヲ立テラレンコトヲ望ム

此の如くにして明治三十三年四月より修身教科書調査委員會を文部省に設けるとなり加藤弘之博士を委員長となし、木場貞長、高嶺秀夫、井上哲次郎、澤柳政太郎、伊澤修二、中島力造、井上圓了の諸氏を委員とし、中島徳藏氏等を起草委員として修身書の編纂に着手した。然るに中島徳藏氏は翌三十四年に其職を辭したに依て余代つて其衝に當つた。其後委員にも多少の異動があつた。當時は未だ他の教科書をも國定とするの計畫はなかつたのであるが、明治三十五年の終りに所謂教科書事件と稱する不祥事が起り其結果遂に國語、歴史、地理、理科、圖畫等の教科書をも國定となすに至つた。明治三十六年一月二十四日に菊池文部大臣は修身教科書調査委員會に出

國定制度の
成立

席し、小學校の教科書は將來總て國定となし、三十七年七月より之を實行する見込であるから、修身書の編纂も成るべく早く結了せられたしとの希望を述べられた。斯くして修身教科書は三十六年十二月全部脱稿し、國語教科書たる尋常小學讀本は明治三十五年より圖書課に於て編纂に着手し、小學日本歴史の教科書は三十六年一月より同じく圖書課に於て編纂に従事し、何れも三十七年より全國に使用するに至つた。

抑、教科書問題たるや、一朝一夕に起つた問題ではなく、明治十六七年頃より種々の弊害が教科書に關して起り、森文部大臣時代には省内に編輯局を置き、伊澤修二氏を局長としたが、同二十三年六月同局が廢せられてから、専ら檢定に依て教科書を定めることにした。爾來教科用書書肆の運動が次第に激烈を加へて來た。斯くして明治二十六年には帝國議會に於て改進黨、國民黨、自由黨より夫れ々々質問又は建議のあつたことは前にも述べた通りである。其後、學制研究會に於ても當局に忠告する所あり、明治三十一年に文部省より高等教育會議に小學教科用圖書審査會廢止の諮問案を提

教科書問題
の由來

所謂教科書事件

出した。之に對して若し一朝にして從來の審査會を廢して、自由選擇に委ねたならば、徒らに不正行爲の範圍を擴張するのみであらうと云ふ反對論があつたが、結局廢止説が多數で原案が通過した。けれども法制局に於て異議が起り、遂にそれが實行に至らなかつたのであるが、其間に尾崎行雄氏文部大臣を辭し、内閣も更迭して遂に其事は行はれずに終つた。然るに明治卅五年より六年に亙り、所謂教科書事件なるものゝ爲に多數の地方視學官、縣郡視學、師範學校長、中學校長、高等女學校長、縣知事、書記官等拘禁せられたるに及び、遂に國定教科書の制度の斷行を見るに至つたのである。小學校教科書を國定となすの是非に關しては、何れにも理由の存する所であつて、其後も常に論難せられた問題である。明治三十七年二月澤柳普通學務局長は貴族院の豫算分科委員會に於て國定制度採用の理由を數へて次の如く述べて居る、(一)舊制度に伴ふ醜弊を根絶すること、(二)教科書の印刷製本紙質を良くすること、(三)供給を圓滿ならしむること、(四)代價を低廉ならしむること、(五)内容を改善すること、(六)修正を迅速ならしむることである。元來

澤柳局長の國定制度意見

教科書を全く國定となすの例は塊地利及獨逸の或る地方に行はれて居つたばかりであつて、其の外には多く其の例を見ないけれども、教科書を文部省にて編纂し或は他にて編纂したる所のものを政府にて印刷配布するの例は北米合衆國などにも少くない。獨逸の一國ウヰルテンベルグの文部省に於ても補習讀本を政府にて編纂し、北米合衆國のカリフォルニア州其の他一二の州に於ては個人の編纂に係る版權を政府に於て買上げ、政府自ら印刷配布して居つたことがある。而して一般に北米合衆國にては郡市の督學官は其の郡市内に於て採用すべき教科書を檢定するを常例として居るのである。

本邦の小學校の教科書は國定制度と共に大に進歩したと云ふことは争ふべからざることである。先づ修身科に就て言ふならば、明治十六年に文部省編輯局より出せる小學修身書は、主として古人の格言を本としたものであつた。其初等科之部の首卷の初めに教師須知六則と題して次の如き簡條を擧げて居る。

文部省小學修身書

- 一、此書は古語俚諺及び和歌等を集め録して小學初等科第一年前期修身口授の用に供するものなり。
- 一、兒童の初めて學に就くものは未だ文字を知らざるもの多きが故に修身の學科の如き唯教師の口授のみに止まるとはいへども書中記する所の古語俚諺等はつとめて是を暗記せしむべし
- 但し其に記したる小引は暗記せしむべきものに非ず。
- 一、書中何れの語を口授せんにも、かならず先づ其前に記したる小引の意をよく説き聞かせ或は是に交ふるに忠臣孝子の傳記等を以てし而して後其授けんとする所の語を擧げて以てこれを斷すべし。然れども徒らに其語を暗記せしむることのみに意を用ゐて其心情の感動如何を顧ざるは此科を授くる所以の意に非ざるなり。
- 一、書中の語を授くるに方り便によりては先なるを後にし、後なるを先にし、又は此他の古語俚諺等を用ふるも固より妨げなし、一法に拘りて宜しきを失ふことなかれ。

一、小學初等科一期(半年)肄業の日數を以て假りに十七週即ち一百二日と定めて全編を編輯し一卷を以て一期の用に充つ、本書は同科第一年前期口授の用に供するものなれば殊に字數行數を定めず

斯くして其教科書中には四書心學道話等より名句を引用して居るものにあつて中には頗る高尚にして到底兒童の理解に適せざるものが少くない。例へば「君子はそのひとりをつゝしむ」と云ふが如き、あふひで、天にはぢす、俯して人にはぢす」の類の如きである。而して初等科卷一には教師須知八則と題して次の如く記してある。

- 一、此書は古人の名言を輯録したるものなれば小學童生をして常に之を誦讀せしめ以て徳性を養ふの資となすべし。小學讀本の如き文字を教ふるを以て主眼とするものとは其主意同じからず。
- 一、此書は童生の務めて誦讀せんことを要すといへども是固と其徳性を養はんがために斯くせしむるものなれば教師たるものは其力を唯誦讀の教授のみに用ひず善く童生平生の言行に注意し、成るべくは編中

の語を引證して是を稱し非を戒め驅て而して善に之かしむべし
一、平常口授する所にして德行に有益なる古今の人の行狀等も務めて編中の語を引き當て、以て相發明すべし。

一、編中擧ぐる所の諸章は大抵男女ともに通じ用ふべし故に兄弟といへる中には姉妹もこもり、子弟といへる中には女兒もふくめること知るべし

一、我が國の人々は貴賤の別なく幼き時より皇室を尊ぶの念を興さずばある可らず、是我が國體の外國と大に異なる所あるを以てなり教師たるもの反覆丁寧に此理を説明し童生をして熟々是を會得せしむべし
一、編中の諸章は皆先哲の言なれば其君といひ主君といへるは大率當時の國君を指すものなり、然れども今日に於ては皆是を我が 皇上の上に遷し參らすべし。漢土にても孔孟の君に事ふる道を説き給へるは概ね前説の如きものなれども、後人は其道を以て天子に事へたり。是と異なることなきなり。

一、此に輯録する所の先賢の名言は則ち其著述の書中に就きて、或は編章を節略し或は文句を刪削して以て之を採れり。然れども務めて原文の主意を存して著者の意を失ふことなし

一、肄業日數は首卷末則の如し、尤も第一卷は一日に二行以下其他は大抵二行半程を授く。

此外別に小學作法書と云ふものが三卷ある。是は初學年三年間に於て授くべき作法心得を載せてあるものである。小學修身書の初學年の分には訓言のみを記して例話を加へて居らないけれども、其後のものは格言と例話を混用することを常として居る。兎に角格言及例話を編輯せるものが教科書であつた。

其後教育に關する勅語の發布せられるに及び小學修身書は専ら勅語の文句を格言的に取扱ひ、之に幾多の例話を附加して編纂することゝなつた。即ち一方に於ては格言本位の修身書の體裁を主とし、格言に代ふるに勅語を以てして、それに例話を加へたのである。然るにヘルバルト派の教育説

教育勅語の
發布と修身
教科書

の普及するに従ひ、興味論が盛んとなり、ヘルバルト派の情操陶冶説より脱化せる人物傳記主義の修身教科書が流行を來した。明治三十年頃より其風漸く廣まり、中には二三人の傳記を以て一學年の修身教科書全部を蓋ふものがあるに至つた。而して折衷的のものにありては勅語の徳目によりて人物傳記を分節し、數人の傳記中に勅語中の徳目を配當することにした。それ故に徳目と例話とは適合せざるのみならず、徳目の説明も、傳記の事實も、共に調査の不十分なるものが多かつた。殊にヘルバルト派の流行と共に多く用ゐられたる童話、寓話の如きは道徳上の例話として不適當のものが少くなかつたのである。明治三十三四年の交より起草せられたる國定修身書に就きては先づ其内容にありては勅語を中心とすると共に、徳目を基本として人物の傳記を之に配當することとなし、又重要な題目は毎年之を反覆することを旨とした。而して尋常科第一第二の兩學年にては未だ歴史的實話を用ゆることが出来ないけれども、童話、寓話の修身教材として採用すべきものが極めて少きを以て假作話を多く用ゐることゝし、高等

三年及四年にては本務の分類に基き、訓辭を本位として修身教授をなすことゝした。尙教授上の注意に關しては國定修身教師用書の緒言中に次の如く記してある。

- 一、修身科にて授くる事項は兒童をして之を理解せしむるのみならず自ら進んで之を實行せんとの念を起さしめんことを期し、常に之が實行を督勵すべし。
- 一、各課を教授する際土地の情況及び生徒の情態に應じ兒童の日常經驗せる事實を引用して理解を容易ならしめ且兒童の日常生活に適切ならしむべし
- 一、人物の事蹟を教授する際には必要に應じて現今の事物及び兒童の境遇と比較し易からしむべし。
- 一、格言はよく之を理解せしめ尙之を暗誦せしむべし。
- 一、作法は之に聯關せる課を授くる際、隨時演習せしむべし但繁縟に流るべからず

一、各學年に於ける教授材料は規定の修身科教授時間に比して稍、少からしめたり。これ偶發事項に基づきて施すべき教訓と作法の演習とを爲すの餘裕あらしめんがためなり。

然るに國定修身書に對する非難は諸方より起つて來た。其一是實際教育者の側より出でたものであつて、主としてヘルバルト派の情操教授を崇拜する人々の間の聲と思はれる。即ちそれらの人々は童話寓話の採用せられざることを、假作物語の無味乾燥なることを非難の要點として居るのであるが、此等の非難は畢竟するに編纂の趣意を十分に了解せざるに出でたものと云ふべきである。他の一は國粹保存論者とも言ふべき人々より出たものであつて、主として儒教的倫理觀に依る教育勅語主義であつたやうに思はれる。其中で最も著しかつたのは東久世伯、野村、田中兩子の意見と、日本弘道會の意見等である。東久世伯等の「文部省著作小學修身書に關する意見」に依れば、國定修身書は

一、兒童ニ教フルニ高尚ニ過クルノ道德觀念ヲ以テスルノ弊ヲ避ケント

國定修身書に對する實際教育者の批評

東久世伯等の批評

スルコト

二、特種ノ宗教的道德的ノ一定ノ主義ニ固着シ偏狹ニ失スルノ弊ヲ避ケントスルコト

の用意に急なる所からして簡易に平凡に日常の心得となるべき事項を掲ぐるに止つて、讀む者をして此修身書の著作の根柢たる主義精神を明かにするに於て遺憾あらしむと云ふのである。又「小學修身書ハ國民道德ノ經典ニシテ其影響ノ大ナルコト言ヲ待タズ况シテ政府ノ著作ニシテ強制シテ之ヲ用キシムルモノニ至リテハ特ニ之ヲ慎重ニセサルベカラズ云々」と言ひ、又「忠孝ノ大義ハ家國ヲ愛スルノ至情ニシテ古來ヨリ今ニ至ルマテ我民族一致ノ精神的信向ニシテ實ニ我國體ノ精華ナリ各種ノ宗教或ハ道德倫理ノ學說ノ如何ニ拘ラズ之ヲ其以外ニ特立セシメ日本國民永遠ノ特色トシテ之ヲ子孫萬世ニ傳ヘサルヘカラサルナリ文部省著作ノ修身書ノ主旨ハ固ヨリ此ノ大義ヲ輕視スルモノニ非サルハ明カナリ然レトモ之ヲ通讀スル者ニ對シ此ノ大義ニ感動ヲ與フルノ甚深キヲ覺ヘス云々」と述べて

居る。尙具體的に非難すべき事項として左の五項を數へて居る。

一、個人的ニ獨立シテ事業ヲ成功スルニ必要ナル教訓ヲ垂ル、場合最大部分ヲ占メ臣子トシテ家國ニ對スルノ教義ヲ重ル、部分稍顯著ナラサルモノアルコト

二、忠臣孝子義士愛國者等ノ極端ナル事例ヲコトサラニ避ケント欲シタルヨリ自然其掲クル事例ノ如キ其訓示スル趣旨ノ如キ平凡ニ流レ随ツテ之ヲ聽ク者ヲシテ感動ヲ起サシムルノ效力少ナキニ至リシコト
三、君父家國ニ對スル道ヲ説クニ恩義アル友人ニ對スルト同一ナル直接相對ノ謝恩ノ條理ヲ以テノミ之ヲ敬愛スヘキコトヲ示サントスルカ故ニ我國民ノ特性タル深厚ノ理想ヲ子孫ニ傳フニ於テ遺憾アルヲ免レサルコト

四、祖先ヲ崇敬シ其祭祀ヲ重ンスルコトハ實ニ我固有ノ國民道德ノ根本タリ……然ルニ小學修身書ニ於テハ此ノ大義ヲ掲明スルコトヲ勉メサルノミナラス或ハコトサラニ之ヲ顯著ニ掲ケ示スコトヲ避ケタル

カ如キ疑念ヲ生セシムルコト

五、歐米古今ノ人物ハ比較的引例多ク東洋ニ倫理ノ教ヲ垂レタル孔子或ハ孟子ノ引例ナキコト

其他格言に西洋語の翻譯の多きこと、例話の人物に平凡なる人多く、且つ徳川氏の引用多きことを擧げて居る。之に對して文部省よりは編纂者開陳書なるものを出し、大體に於ては東久世伯等と同一趣意を以て編纂せることを辯解した。併し其力を用ゆる點に於て、同一ではなかつたと云ふことは明かである。殊に極端なる事例を用ゆることに關しては、嘗て其弊害の多かりし爲に井上文相時代に特に訓令を出して禁止して居つたのである。日本弘道會の意見は頗る詳細に互るものであるが、總評としての次の五項を擧げて居る。

- 一、皇室及び國家に對する、徳性の涵養上に遺憾あること
- 二、敬神の徳を養ふに不充分なること
- 三、家族及親族等に關する徳性を涵養するに不充分なること

日本弘道會の批評

四、女子の徳性を養ふに不充分なること
 五、教科書として適當ならざる點あること

又細評としては人物基本主義と徳目基本主義とにつき國定修身書は趣意書の主義の徹底し居らざること、徳目の選擇及び排列に就きて取捨當を得ざること、題目の表し方が消極的のもの比較的多きこと、題目の統一に就きては或は假名を用ゐ、或は漢字を用ゐ、又は其呼び方に不統一あること等である。此外材料、作法、文字、文章、挿畫等に互つても批評して居る。

此等の批評には素より採用すべき説も含まれて居るのであるけれども大部分は誤解にあらざれば僻論たるを免かれないやうに思ふけれども國定教科書の改善を要するものあるは明瞭なる事柄であるから、文部省に於ても明治三十七年七月教科書調査委員を置き、加藤弘之博士を委員長とし、又「文部編修」を省内に置くこととして、其一人であつた森岡常藏氏をして主として修身書の調査に従事せしめた。

國定教科書の中には修身書の外、讀本、歴史、地理、算術、圖畫等があり、其中に

文部省内の
教科書調査
委員

國定小學讀
本の編纂

て讀本は明治三十五年四月即ち未だ國定制度の決定せざりし時より文部省圖書課に於て編纂に従事し、同年六月各府縣に向つて諮問を發し、從來各府縣に於て使用せる國語教科書に就ての意見及び希望を徵した。圖書課では其回答を參考として、同年十二月に國語教科書の一部を脱稿したが、其假名遣は字音は勿論國語の幾部分にも表音的假名遣を用ゐて居つた。明治三十六年文部省は小學校教科書を國定とするの方針を立て、國語調査會に諮問せる結果として、假名遣は暫時從來のまゝになし置くことと決し、先に編纂せしものを訂正して、愈三十七年四月より全國に國定讀本を採用せしむることとした。

抑、小學校用讀本は學制頒布に次で文部省で小學讀本を編纂し、後小學入門、師範學校小學讀本を公にして居る。文部省小學讀本は西洋の讀本を模倣して作つたものであるけれども、頗る程度が高尙である。例へば同書第一卷の初めに「第一、家人の住所の總名なり、柱、梁、桁、椽等を具へて作る、又屋根に瓦葺、板葺、草葺等あり、其明を引く處を窓といひ、出入る處を門といふ」の類

文部省小學
讀本

である。是れ實に入學の初め半ヶ年間、平假名、片假名、數字及び若干の漢字を學んだ後に讀むべき讀本であるのである。文部省編纂の小學入門は入學の初半ヶ年間用ゐられる讀本であつて、平假名、片假名、數字、單語圖(イ、絲、犬、鐘、キ、井、豕、蝶、蠅)等載せてある。又、○第一、神は天地の主宰にして人は萬物の靈なり○善道を以て身を修め、信義を以て人に交る親子の間は親愛を主とし、兄弟の際は友愛を主とす等の句がある。此等を以て見ても如何に其程度の低からざりしかを見るべきである。而して師範學校小學讀本の一の初めに、第一、凡地球上の人種は五に分れたり、亞細亞人種、歐羅巴人種、馬來人種、亞米利加人種、亞非利加人種是なり、日本人は亞細亞人種中なり云々とある。是は主として英國に行はれたる小學讀本、即ちウィルソンのリーダーを翻譯したものである。

明治十三年には文部省内に編輯局を置き、西村茂樹氏其局長となつたが、讀本に關しては大なる進歩を見るに至らなかつた。然るに明治十九年伊澤修二氏西村氏に代つて編輯局長になるに及んで、初めて教育的に教科書

讀書入門

を編纂する計畫を立て湯本武比古氏をして尋常小學讀本の入門の編纂に當らしめた。彼の讀書入門は湯本氏が獨逸の讀本を參考として立案せるものであつた。森文部大臣も亦大に之に興味を有し、種々の意見を加へたと云ふことである。一 ハト。二 ハナ、トリ。三 キリ、カンナ。四 ナシ、クリ、ミカン。云々は即ち是れである。次の卷たる尋常小學讀本一の第一課は「あの人はいぬをつれてきます。あの人は大きな人ではありませんか云々」とある。以て其體裁の一般を知るべきである。此時代に於て小學校讀本の一大進歩をなせるは争ふべからざる事實である。

明治三十七年より使用することゝなつた所謂國定讀本即ち尋常小學讀本及び高等小學讀本は大體に於て、伊澤氏時代の讀本の主義を繼承したものであつて、明治三十三年の小學校令及同施行規則時代の理想を實現せんとしたものである。先づ漢字の數に關しては、尋常科第一學年に於ては十、同二學年にては七十三、同三學年にては百六十一、同四學年にては二百五十六、高等科第一學年に於ては百五十二、同第二學年に於ては二百二、合計八百

國定小學讀本

四十四に過ぎない。内尋常科即ち國民義務教育に於て學習する所のものは僅かに四百九十字である。又片假名を授け終つて後、初めて平假名を授け平假名を授け終りて後初めて漢字を授ける等、極めて學習上の混雜と困難とを避けたのである。且轉呼音、拗音の授け方、分別書法、連續書法の區別送假名、句讀等に關して一定の規則を定め、又大に口語體を増加すると共に其用語法に就きも研究を重ねて居る。例へば「あります」「ございます」等の如きである。要するに國定讀本は餘りに理想に走り漢字を減少し過ぎた嫌ひはあるけれども、我國の讀本編纂史上に於て一大進歩をなしたことは争ふべからざる事實である。

第九章 明治三十四年より同四十一年に

至る教育學說

社會的教育學說の勃興

此時期に於ける教育學說は前期に於て隆盛を極めたヘルバルト學派の反動として勃興した社會的教育學の時代である。ヘルバルト派の教育學

は根本に於て個人主義であつたのに對して、國家的若くは社會的教育學說が起つて來たのである。而して其初めはオットー・ヴイルマンの稍、ヘルバルト派との連絡を持つて居る說より起つて居るものゝやうに思はれる。而してベルゲマンの社會的教育學說になると、全然科學的生物學的社會學を基礎とするものであつて、獨り根本主義に於て異なるのみならず、思想の性質に於て、ヘルバルト派の學說とは全く異つて居る所の教育學說となつた。而して此間に稍、折衷的の態度を以てレーマンなどの說を祖述する者も出て居る。又此時期の終りになると、更に社會的教育學說の反動として再び個人主義的哲學的教育學を見るに至つた。而して此時期の初めに現はれたるヴイルマンの說と、終りに現はれたる新個人主義とも言ふべき教育學說とは、共に谷本氏の唱道に出で居るのである。

明治三十一年に谷本富氏は『將來の教育學』一名『國家的教育學卑見』と題する書を公にしたが、其の序言に於て次の如く述べて居る。

米に英に佛に獨に維新以來學風の變遷一ならず。今又將に一轉せんと

谷本富氏の「將來の教育學」